

南丹市 高齢者福祉計画・ 第6期介護保険事業計画



平成27年3月
南丹市

ごあいさつ



平成 12 年 4 月に介護保険制度がスタートし、15 年が経過しました。南丹市の要支援・要介護認定者数は、年々増加傾向にあり、介護給付費も在宅サービスを中心に大きく増加してきました。一方、高齢者福祉に対するニーズは益々多種多様化している状況から、より効果的な施策展開を行うため、地域特性やニーズに応じた施策展開を図っていく必要があります。

介護保険事業と高齢者福祉施策は、団塊の世代が高齢期を迎える平成 26 年度までを 1 つの区切りとして、介護予防の定着と「地域包括ケアシステム」の構築を目標に取り組んできました。

今回策定した第 6 期計画は、団塊の世代が 75 歳以上となり、高齢化が一段と進む平成 37 年に向けて、地域包括ケアシステムの構築をより一層充実させる計画と位置付けるとともに、介護保険制度の持続可能性の確保のため、介護保険制度の大きな改正が示されていることから、事業者等と連携しながら、改正への円滑な対応を図る必要があります。また、京都府では、「京都式地域包括ケアシステム」の推進も図られています。

本市におきましても、国や府の動向を的確にとらまえ、南丹市の実情にあった施策として実現させるため、「地域包括ケアシステム」の確立、「認知症施策の推進」、「高齢者自身や高齢者を支援する活動の促進」を計画策定の視点として、重点的に取り組む事項や、これまでの事業の実績を基に、「南丹市高齢者福祉計画・第 6 期介護保険事業計画」を策定しました。

この計画は、市民の皆様方からの貴重なご意見を基に、南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会での議論・検討を重ねて策定したものであり、平成 27 年度からの 3 年間の高齢者福祉施策の指針となるべき計画です。

本市では、高齢者の方々をはじめ、誰もが「健康で生き生きと暮らせるまち」を基本理念に心身ともに健康で、生きがいや楽しみがある生活を送り、介護が必要となっても尊厳を持ち続けられるまちづくりを進めており、保健・医療・福祉の各関係団体、事業者等との連携・協働により施策の推進に取り組んでまいりますので、今後ともご理解とご支援を賜りますようお願いいたします。

なお、この計画策定にあたりましてご尽力をいただきました南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査等各種調査にご協力をいただき貴重なご意見、ご助言をいただきました市民の皆様、事業所の皆様および関係者の皆様に心から厚くお礼申し上げます。

平成 27 年 3 月

南丹市長 佐々木 稔納

目 次

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と目的	1
2 計画策定の視点	3
3 計画の根拠・位置づけ	4
4 計画の期間	5
5 計画策定の体制	5

第2章 南丹市の高齢者を取り巻く状況

1 人口推移	6
2 高齢者日常生活圏域ニーズ調査結果	10

第3章 計画の基本方向

1 重点的に取り組む課題	15
2 高齢者人口等の将来予測	19
3 日常生活圏域の設定	21
4 基本理念	21
5 施策の体系	22

第4章 高齢者施策の展開

4-1 住み慣れた地域で生活できるまちづくり	23
4-2 健康で生き生きと暮らせるまちづくり	37
4-3 介護保険サービスを利用して安心して暮らせるまちづくり	42

第5章 介護保険事業の推進

1 居宅・介護予防サービス	47
2 地域密着型サービス	69
3 施設サービス	77
4 第6期介護保険料の設定	80

第6章 地域支援事業の推進

1 新しい介護予防・日常生活支援総合事業	86
2 包括的支援事業	91
3 任意事業	93

第7章 計画の推進に向けて

1 介護保険制度の円滑な実施に向けて	96
2 福祉サービスの全体調整及び計画の進行管理	97
3 広報・啓発	97

参 考

第1章 計画の概要

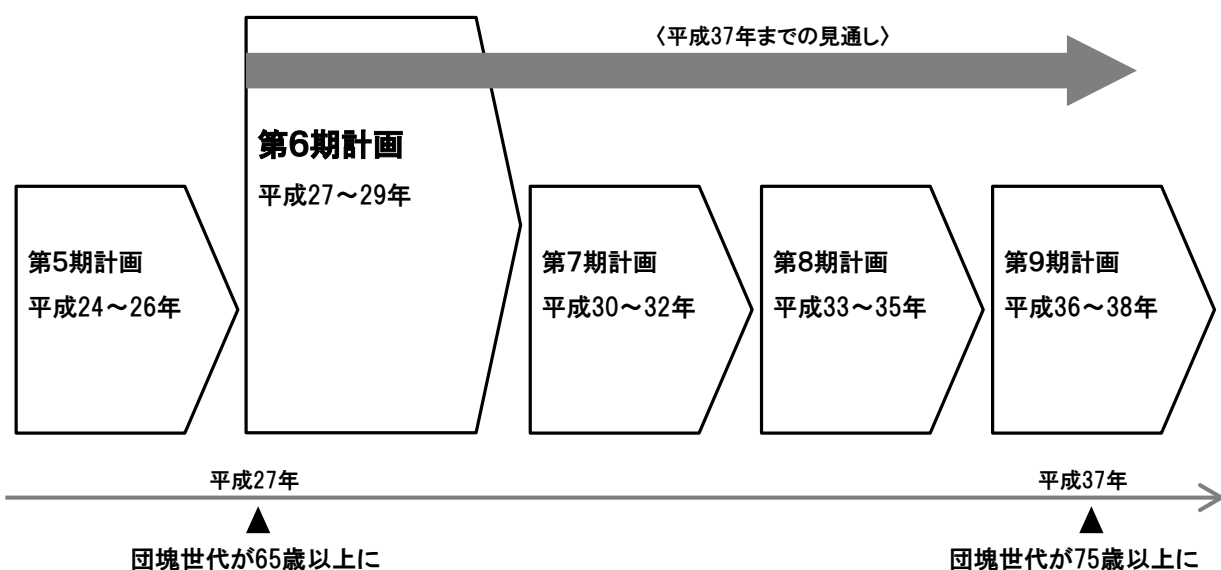
1 計画策定の背景と目的

本市は、平成24年3月に「南丹市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画」を策定し、『健康で生き生きと暮らせるまち』を基本理念として、高齢者が心身ともに健康で、生きがいや楽しみがある生活を送り、介護が必要となっても尊厳を持ち続けられるまちづくりを進めています。

介護保険事業と高齢者福祉施策は、団塊の世代が高齢期を迎える平成26年度までを1つの区切りとして、介護予防の定着と『地域包括ケアシステム』の構築を目標に取り組んできました。今回の第6期計画は、団塊の世代が75歳以上になり、高齢化が一段と進む平成37年（2025年）に向けて、『地域包括ケアシステム』の構築をさらに進めるための計画と位置付けられています。

また、『地域包括ケアシステム』の構築と介護保険制度の持続可能性の確保のため、充実と重点化・効率化を一体的に行う介護保険制度の改正が示されており、事業者等と連携しながら、この改正への円滑な対応を図る必要があります。さらに、これまでの経年的な変化の把握とともに、高齢者等の状況・意向の実態把握を行い、総合的な高齢者福祉施策のさらなる推進を図るものです。

平成37年（2025年）を見据えた第6期介護保険事業計画の位置付け



資料: 厚生労働省「地域包括ケアシステムの構築に向けて」

平成 27 年度介護保険制度改正のポイント

今回の制度改正は、持続可能な介護保険制度の確立と地域包括ケアシステムの構築をめざして実施され、主な内容は以下のとおりです。

1 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直し

- ①在宅医療・介護の連携推進
…地域支援事業に新たに関連事業（連携のための研修等）を位置づけ
- ②認知症施策の推進
…標準的な認知症ケアパス（※）の作成と普及
- ③地域ケア会議の充実
…地域ケア会議を法律上に位置づけ
- ④生活支援・介護予防の充実
…担い手としての高齢者の参加等

2 介護サービスの効率化・重点化

- ①介護予防給付（訪問・通所介護）の地域支援事業への移行
…住民主体の取組を含めた多様な主体による柔軟な取組により、効果的かつ効率的にサービスを提供（介護予防・日常生活支援総合事業）
- ②特別養護老人ホームの中重度者への重点化
…新規入所者は原則要介護 3 以上

3 保険料の負担の増大の抑制

- ①低所得者の 1 号保険料の軽減強化
…国が別枠で公費投入

4 所得や資産のある人の利用者負担の見直し

- ①一定以上所得者の利用者負担の見直し
…1 割負担から 2 割負担へ（合計所得金額 160 万円以上）
- ②補足給付の見直し（資産等の勘案）
…居住費、食費の給付に関する見直し

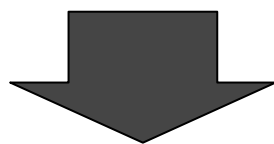
5 平成 37 年(2025 年)を見据えた介護保険事業計画の策定

6 サービス付高齢者向け住宅への住所地特例の適用

7 居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲(平成 30 年 4 月施行)

8 小規模型通所介護の地域密着型サービスへの移行(平成 28 年 4 月までの間で施行)

(※) 認知症ケアパスとは、認知症の人と家族及び地域・医療・介護の人々が目標を共有し、それを達成するための連携の仕組み、ケアの流れのことです。



**市として、これら改正への円滑な対応
を図っていく必要があります。**

2 計画策定の視点

(1) 「地域包括ケアシステム」の確立

本計画は、「地域包括ケアシステム」の視点に、本市の現状をふまえて策定しました。「地域包括ケアシステム」とは、日常生活圏域において、介護・医療・生活支援・予防・住まいが包括的、継続的に行われるケアシステムのことで、重度の要介護状態になっても、住み慣れた地域で、地域のつながりの中で生活できることを目指しています。

国は、市町村の第6期介護保険事業計画の策定に関して、第5期で開始した「地域包括ケア（地域における住まい・介護・医療・福祉の一体的提供）」実現のための方向性を継承しつつ、在宅医療・介護連携等の取組みを本格化していくものと位置づけています。

また、今回の計画には平成37年（2025年）までの中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計して記載することとなっており、中長期的な視点に立ち、高齢者が住み慣れた自宅や地域で、安心して暮らし続けるための総合的なまちづくりとして、「介護サービス」、「多彩な見守りサービス」、「住まい」、「在宅療養支援」が備わった地域包括ケアの発展・充実を図ることになります。

そして、高齢者個人に対する支援の充実と、高齢者を支える社会基盤の整備を同時に進めることが、地域包括ケアシステムを構築するためには重要であり、地域包括支援センターと地域ケア会議は、地域包括ケアシステムの実現に向けた有効な手法として期待されています。

本市においては、これまでも地域包括支援センターについて周知に努め、身近な相談窓口として高齢者とその家族に認識されるようになってきました。今後は、地域包括支援センターを中心として保健・医療・福祉のネットワークの活用を進め、相談体制の充実など地域包括ケア体制づくりを住み慣れた地域ごとに確保していくことが目標です。

(2) 認知症施策の推進

我が国における認知症の人の数は平成24年で約462万人、65歳以上高齢者の約7人に1人と推計され、この数は高齢化の進展に伴いさらに増加が見込まれて、平成37年には現状の約7人に1人から約5人に1人に上昇する見込みとなっています。

このため、平成27年1月に、「認知症施策推進5か年計画」（オレンジプラン・平成24年9月厚生労働省公表）が改められ、新たに「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」（新オレンジプラン）が策定されました。いわゆる団塊の世代が75歳以上となる平成37年を目指し、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すという方向性が示されました。

また、地域ごとに医療・介護等が適切に連携することを確保するためには、認知症の容態に応じた適切なサービス提供の流れ（認知症ケアパス）を確立することが必要であるとしています。

本市でこれまで取り組んできた認知症の方や家族への支援状況から、地域全体のネットワークづくりが特に重要であるという認識のもと、今後は認知症の早期発見、早期治療、早期対応の連携を図るための「認知症サポートチーム」等相談体制の充実、南丹市徘徊SOS「つながろう南丹ネット」など認知症高齢者の見守り体制といった民生児童委員等をはじめとする地域全体のネットワークを強化するなど、認知症施策の具体的な推進を図ります。

（３）高齢者自身や高齢者を支援する活動の促進

南丹市の高齢者は、各地域で老人クラブ活動や各種学習・趣味の活動に参加する高齢者や、農業に携わる高齢者、地域活動の担い手として活躍されており、地域の大きな力になっています。今後は、さらに高齢化の進行が見込まれる中、介護予防への取組みと高齢者が高齢者を支える活動を展開する上で、また地域包括ケアシステムの発展・充実、認知症施策の推進において大きな力となることが期待されます。このため、市として活動のきっかけづくりやサポートの充実を積極的に進めていきます。

３ 計画の根拠・位置づけ

本計画は、介護保険法第117条に基づき市町村が定める「市町村介護保険事業計画」、老人福祉法第20条の8に基づき市町村が定める「市町村老人福祉計画」にあたり、本市は、この2つの計画を一体として策定しています。

また、市の行財政運営の最上位計画「南丹市総合振興計画」におけるまちづくりの理念をふまえた、高齢者福祉分野の個別計画にあたります。そして、南丹市地域福祉計画と調整を行い、進めていきます。

■計画の位置づけ■

高齢者福祉計画

すべての高齢者及び40歳～64歳の壮年者を含めた健康づくりや生活習慣病の予防、介護予防とともに、高齢者の社会参加や生きがいづくり、在宅生活の支援、地域包括ケア、防犯や防災対策などを含む総合的な計画

介護保険事業計画

要介護（要支援）高齢者、要介護（要支援）となるリスクの高い高齢者を対象とした、介護（予防）サービス、地域支援事業の基盤整備に関する実施計画

4 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成29年度の3年です。その後、高齢者像並びに高齢者を取り巻く状況がより一層変化することが予想されることから、平成37年度のわが国及び市の高齢者を取り巻く状況を勘案したものとしています。

■計画期間■

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度		平成 35年度		平成 37年度
本計画期間									

5 計画策定の体制

本計画は、高齢者（認定者を含む）、介護支援専門員（ケアマネジャー）を対象としたアンケート調査を実施し、市民等の実態・評価・意向を把握して計画への反映に努めました。

また、保健・医療・福祉・介護の関係機関、団体の代表者、学識経験者等で構成する「南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」において、計画内容について検討するなど、住民参画のもとで策定を行いました。

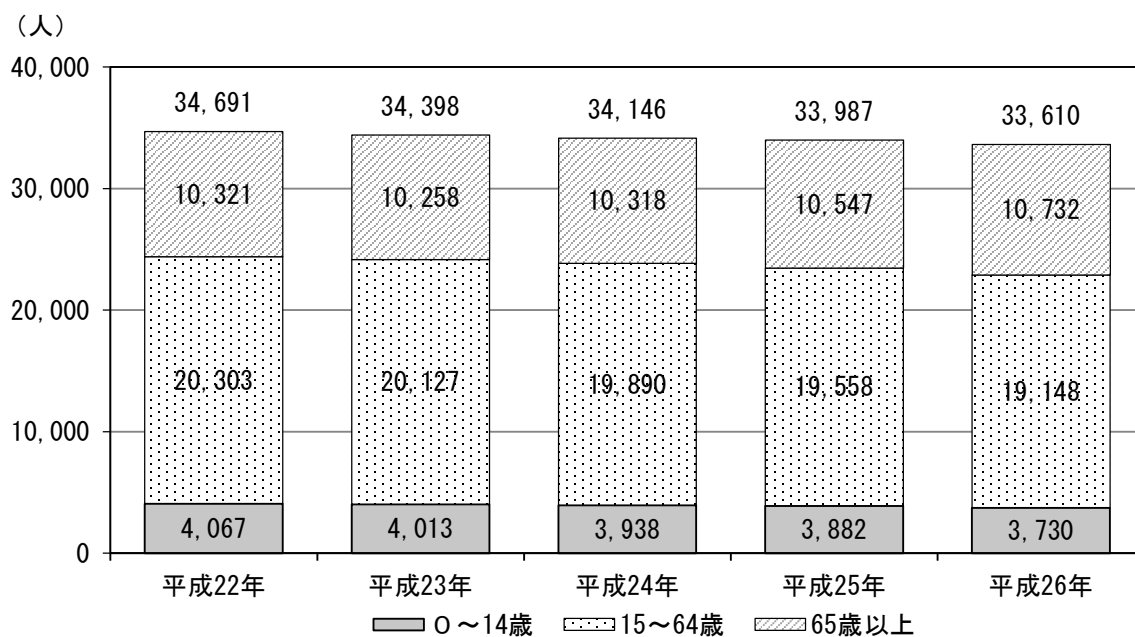
第2章 南丹市の高齢者を取り巻く状況

1 人口推移

(1) 65 歳以上人口、高齢化率等の推移

本市の人口はゆるやかに減少しており、平成 26 年には 33,610 人となっています。また、年齢構成では、0 歳～14 歳の年少人口は平成 22 年の 4,067 人から平成 26 年の 3,730 人と 337 人の減少に対し、65 歳以上の高齢者人口は、平成 22 年の 10,321 人から平成 26 年の 10,732 人と 411 人増加しています。また高齢化率は平成 22 年の 29.8%から平成 24 年に 30%を超え、平成 26 年は 31.9%となっています。

■人口の推移(各年4月1日現在)■

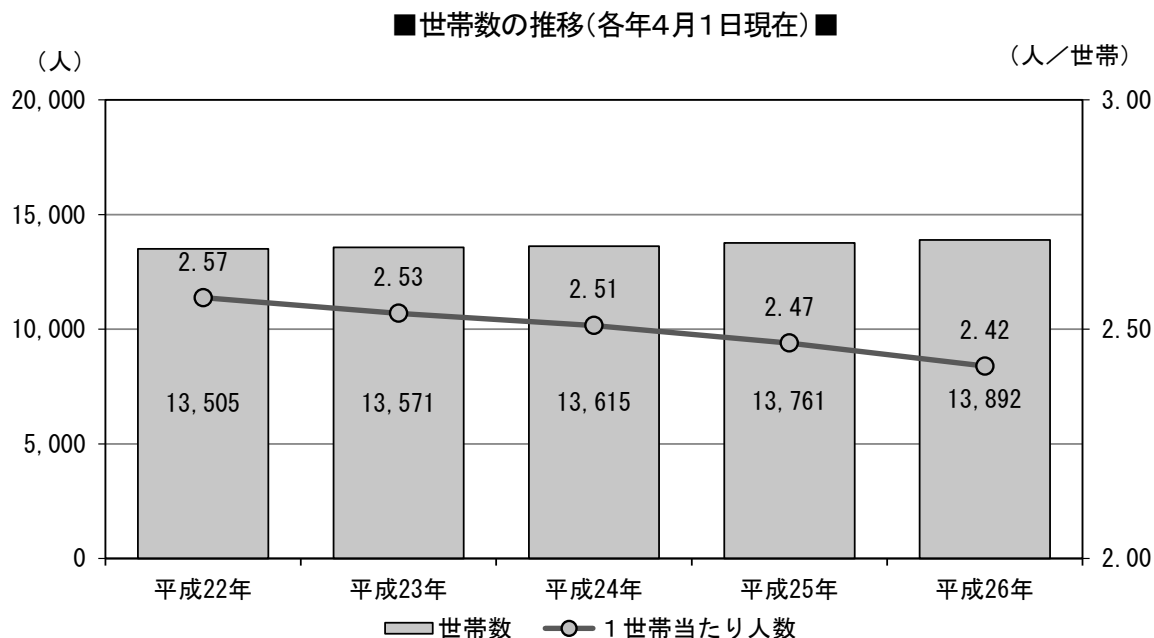


(%)	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
65 歳以上	29.8	29.8	30.2	31.0	31.9
15～64 歳	58.5	58.5	58.3	57.6	57.0
0～14 歳	11.7	11.7	11.5	11.4	11.1
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料:住民基本台帳

(2) 世帯の推移

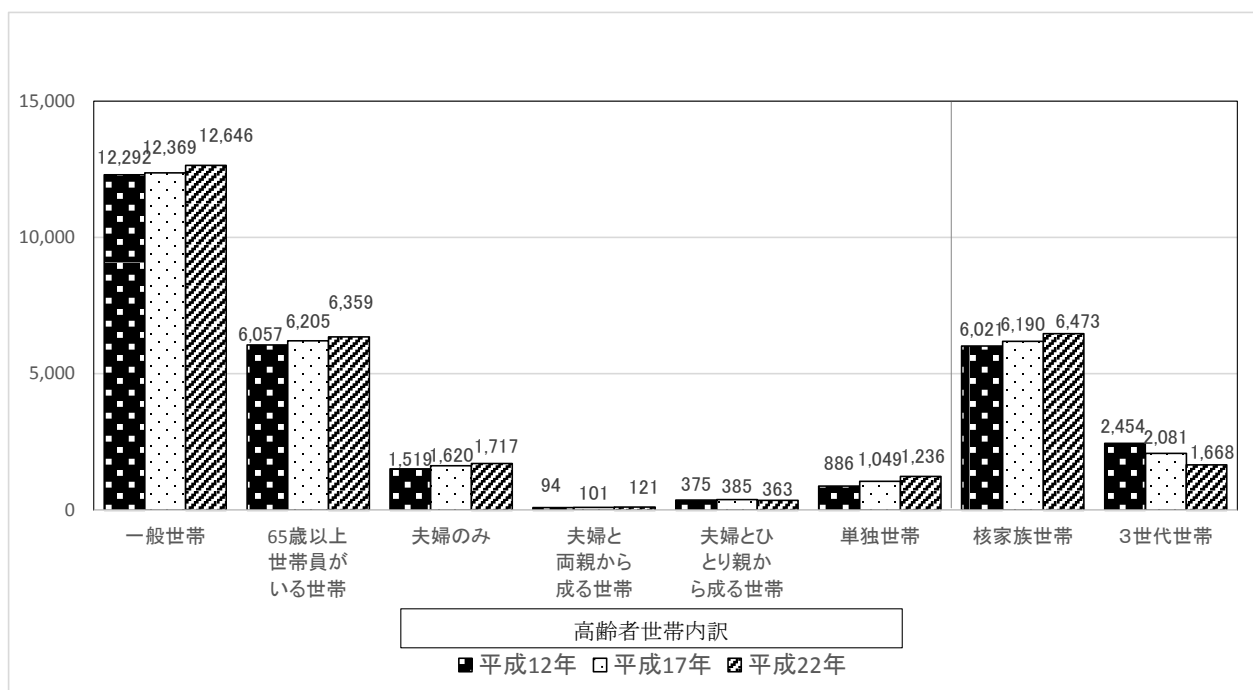
本市の世帯数は微増しており、平成22年は13,505世帯で、平成25年以降はやや増加して、平成26年では13,892世帯となっています。1世帯当たり人数はゆるやかに減少しており、平成22年は2.57人でしたが、平成26年は2.42人になっています。



資料:住民基本台帳

65歳以上の世帯員がいる世帯は、平成12年の6,057世帯から平成22年には6,359世帯に増加しており、中でも夫婦のみ世帯、単独世帯が増加傾向となっています。

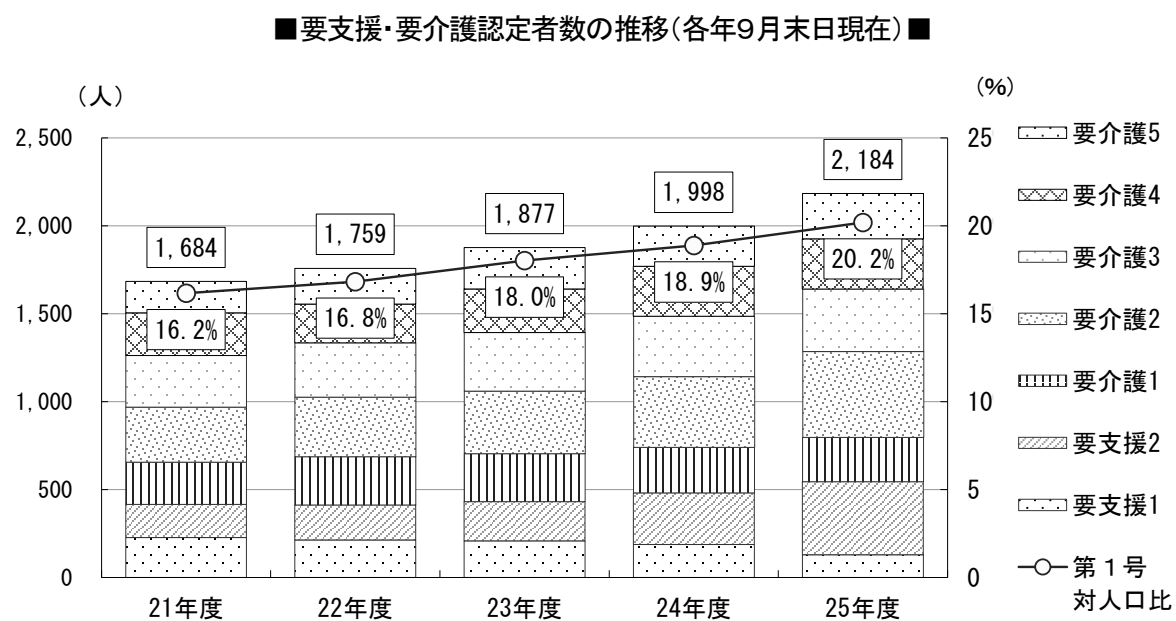
■高齢者世帯の状況■



資料:世帯構造(国勢調査)

(3) 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は、平成 25 年度で 2,184 人となっており、年々増加する傾向であるとともに、認定率（65 歳以上人口に占める要支援・要介護認定者の割合）も 20.2%と高まっており、本市の認定率は全国平均（平成 24 年度末 18.2%）を上回る水準となっています。要介護度別分布状況は、平成 25 年度で要介護 2 が 22.2%で最も多く、次いで要支援 2 が 19.0%を占めています。

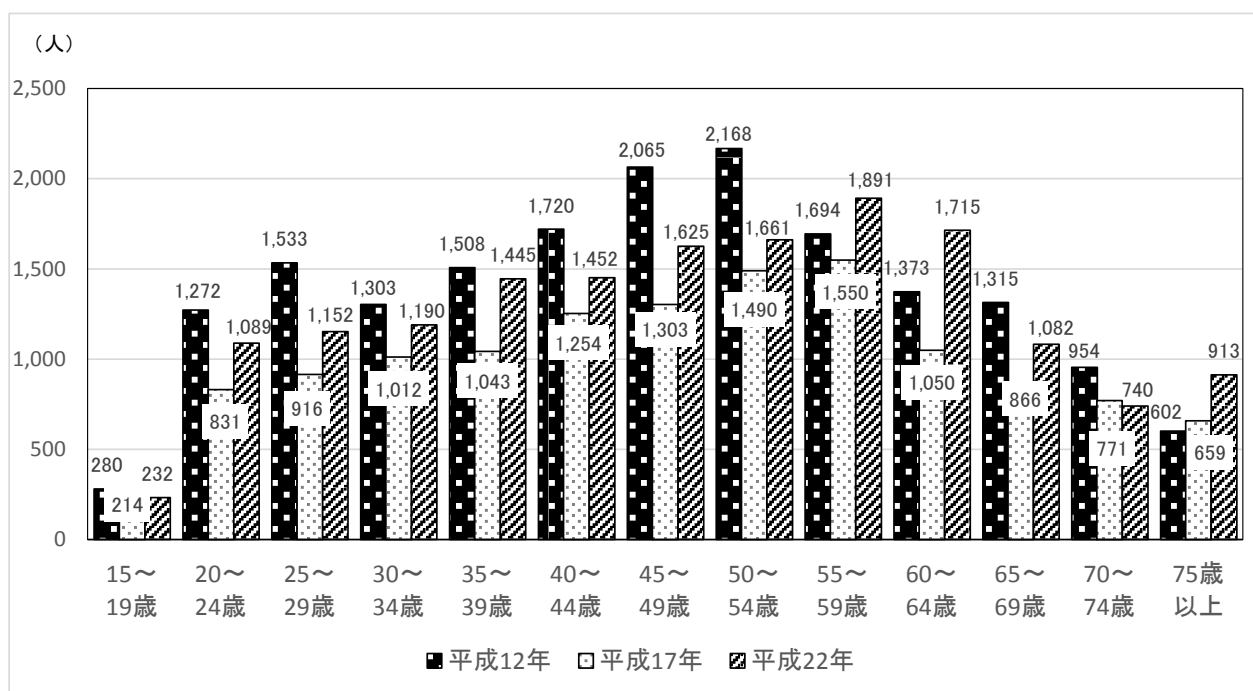


資料:介護保険事業状況報告月報より作成

(4) 高齢者の就業状況等

高齢者の就業者数は、65～69歳で平成22年は1,082人となっています。75歳以上は増加しており、平成22年の就業者数は913人となっています。また、60～64歳の就業者も増加しており、平成22年は1,715人となっています。

■ 就業者数の推移 ■



資料：国勢調査

2 高齢者日常生活圏域ニーズ調査結果

本計画の策定にあたり、計画対象者である高齢者（高齢者用・要支援・要介護認定者用2種）と、ケアマネジャーを対象としたアンケート調査を実施しました。

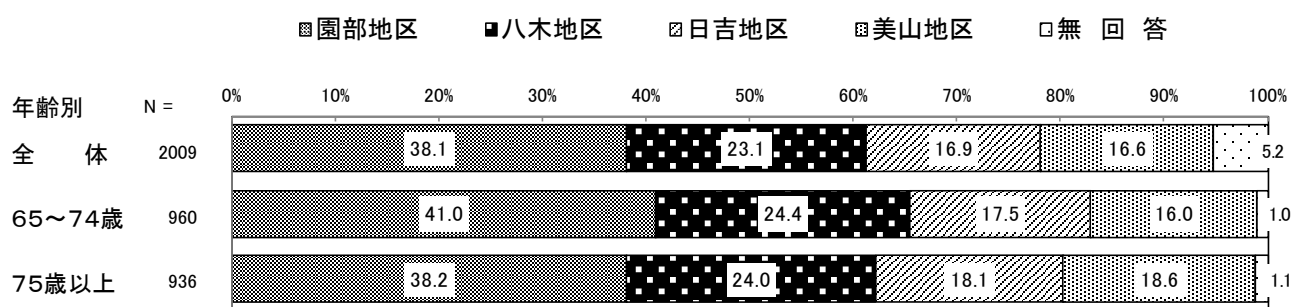
■調査概要■

調査対象	高齢者:65歳以上の市民3,000人を無作為抽出(要介護認定者を除く) 要支援・要介護認定者:要支援及び要介護認定を受けている方から1,000人を無作為抽出(施設利用者は除く) 介護支援専門員:南丹市民が主に利用している居宅介護支援事業所のケアマネジャー44人
調査方法	郵送により配布・回収
調査時期	平成26年7月18日～8月4日
回答状況	配布数:高齢者3,000件、認定者1,000件、介護支援専門員:44件 回答数:高齢者2,009件、認定者556件、介護支援専門員40件 回収率:高齢者67.0%、認定者55.6%、介護支援専門員90.9%

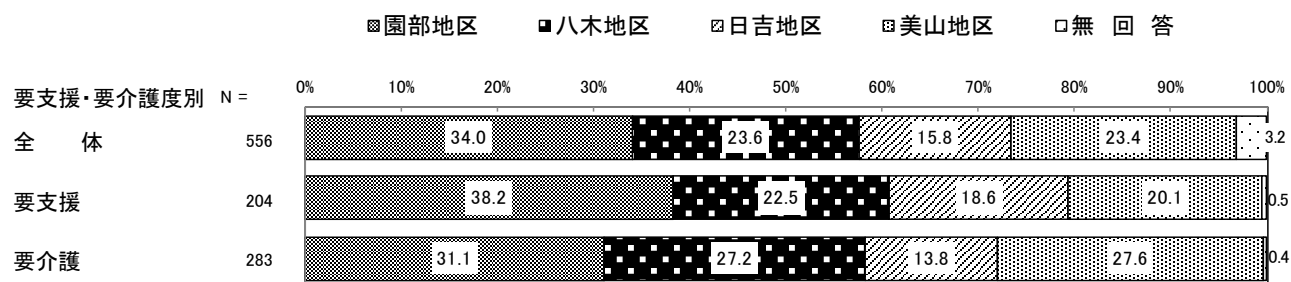
(1) 居住地区

高齢者は「園部地区」が38.1%と多く、ついで「八木地区」が23.1%、「日吉地区」が16.9%、「美山地区」が16.6%でした。要支援・要介護認定者でもおおむね同様の地区分布となっており、「園部地区」が34.0%と多く、ついで「八木地区」が23.6%、「美山地区」が15.8%、「日吉地区」が13.8%です。

居住地区



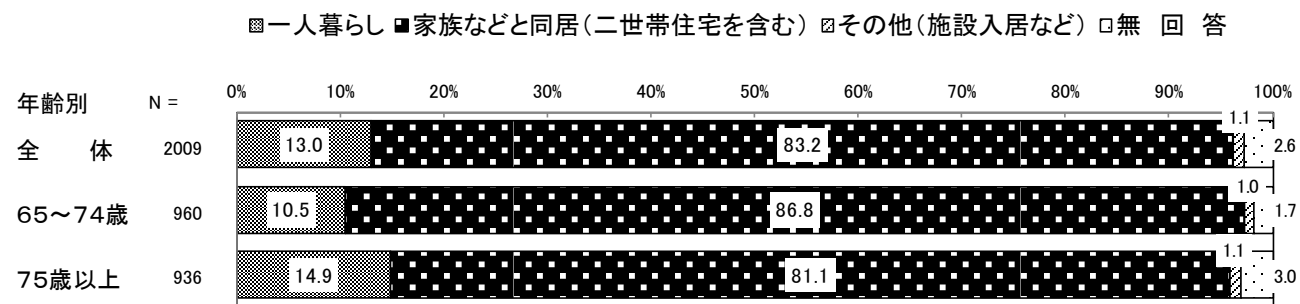
居住地区



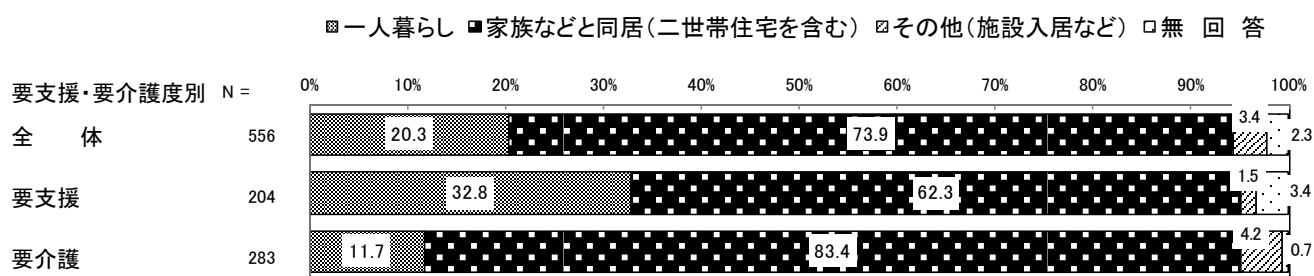
(2) 家族構成

高齢者では、「家族などと同居（二世帯住宅を含む）」が 83.2%と多くを占め、「一人暮らし」は 13.0%で、「一人暮らし」は 75 歳以上のほうがやや多くなっています。要支援・要介護認定者で、「家族などと同居（二世帯住宅を含む）」が 73.9%と特に多く、「一人暮らし」は 20.3%で続いています。要支援者では「一人暮らし」の割合が高くなっています。

家族構成[%]



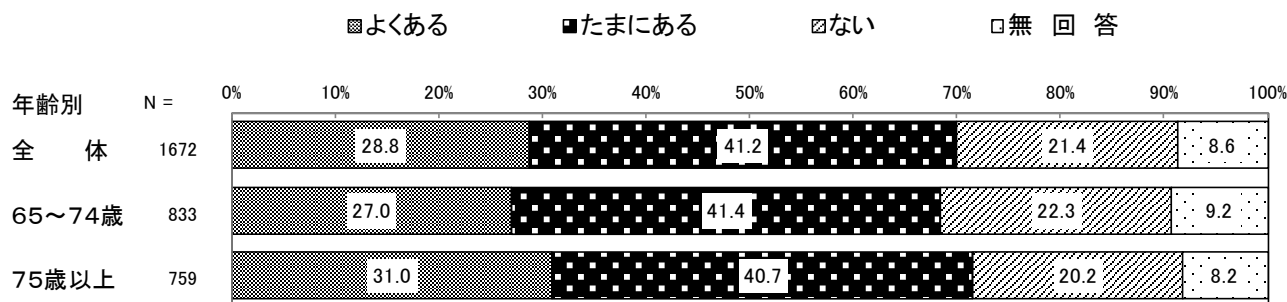
家族構成[%]



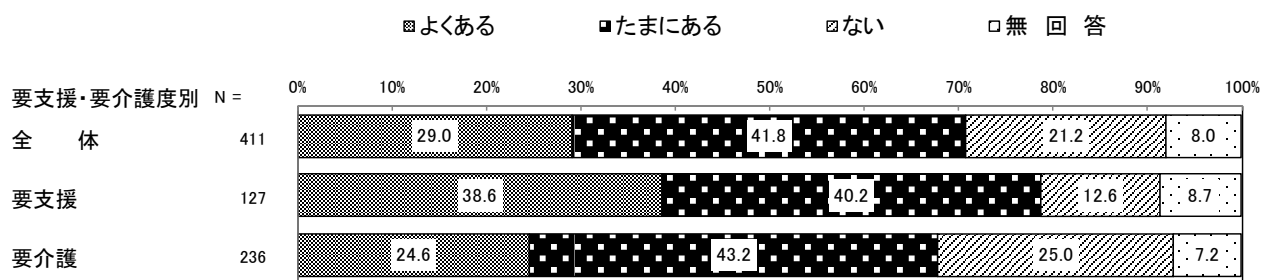
(3) 日中独居の状況

家族などと同居されている方で、日中、一人になることがあるという回答は、高齢者で、「たまにある」が 41.2%と多く、「よくある」が 28.8%、「ない」が 21.4%となっています。要支援・要介護認定者でも同程度で、「たまにある」が 41.8%、「よくある」が 29.0%、「ない」が 21.2%となっています。

日中、一人になること[%]



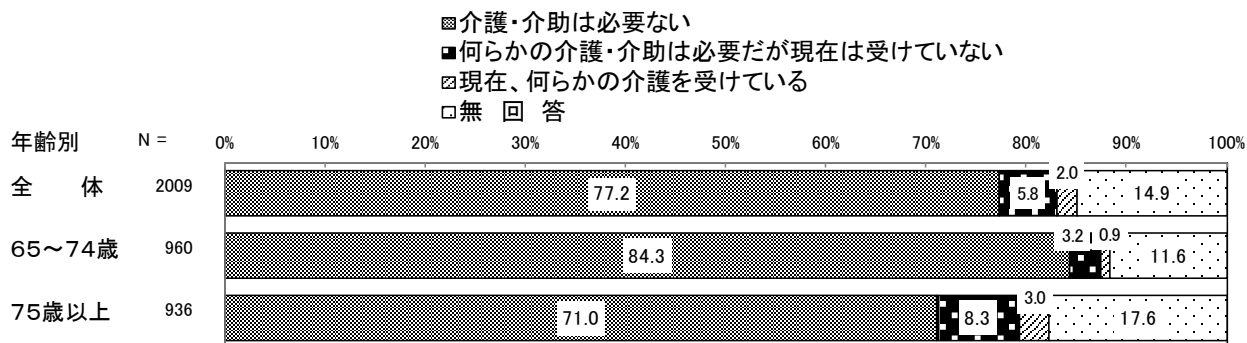
日中、一人になること〔%〕



(4) 介護が必要な状況

高齢者では、「介護・介助は必要ない」が77.2%と多く、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が5.8%、「現在、何らかの介護を受けている」が2.0%となっていますが、75歳以上では介護が必要だという回答が増えています。

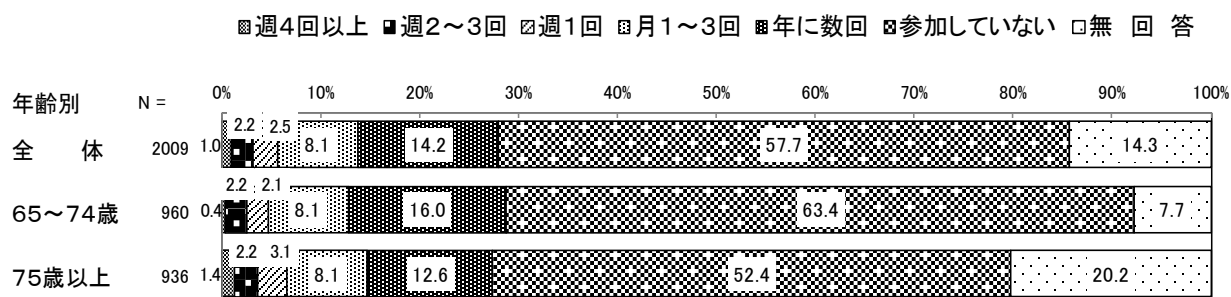
普段の生活における介護・介助の必要性〔%〕



(5) 地域活動等への参加状況（高齢者）

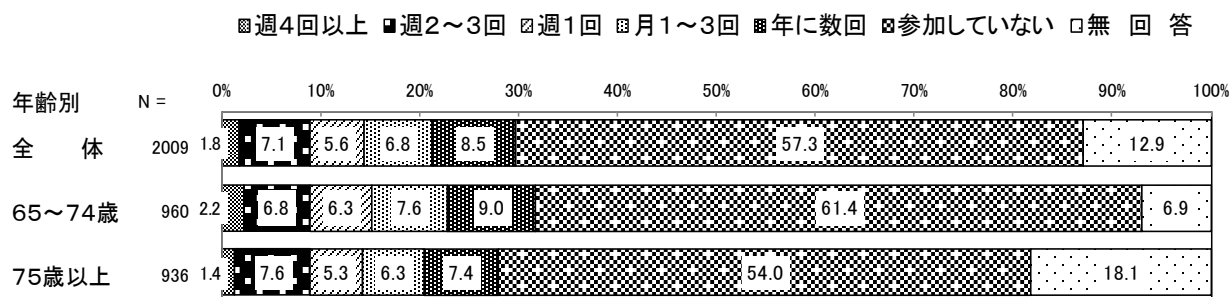
ボランティア活動には、「参加していない」が57.7%と多く、参加率は28.0%となっています。

グループ活動参加頻度(1)ボランティア〔%〕



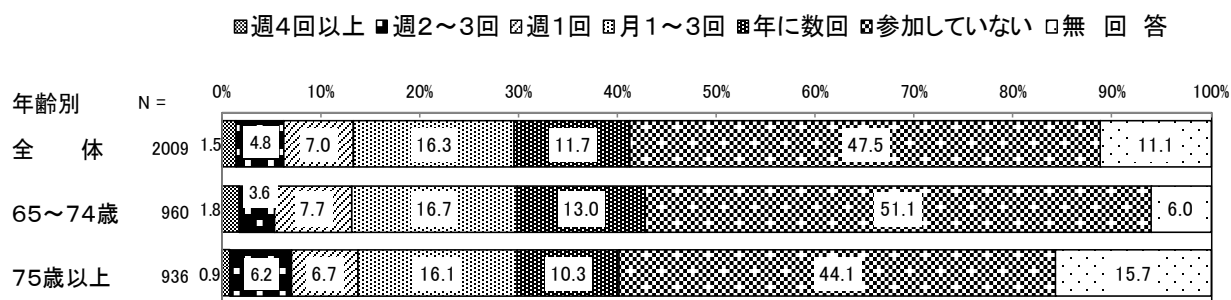
スポーツのグループやクラブには「参加していない」が57.3%と多く、参加率は29.8%となっています。

グループ活動参加頻度(2)スポーツ関係[%]



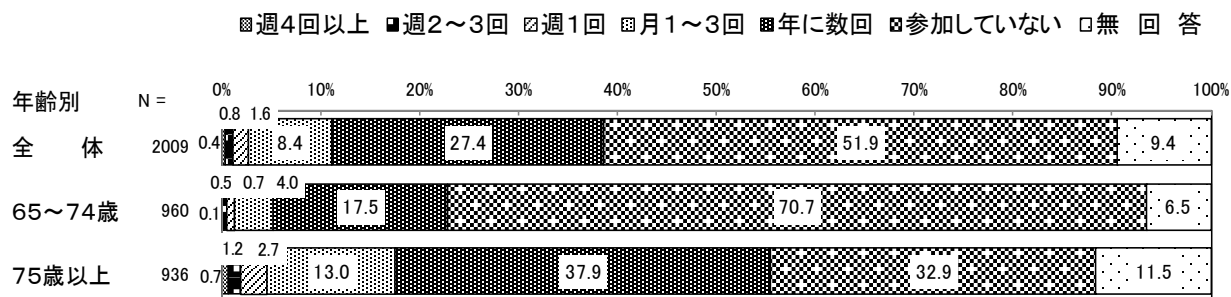
趣味の活動には「参加していない」が47.5%と多いものの、参加率は41.3%と比較的高くなっています。

グループ活動参加頻度(3)趣味関係[%]



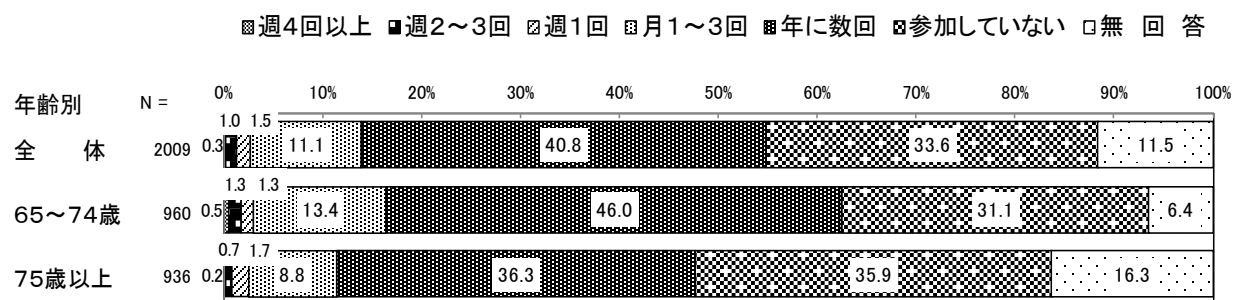
老人クラブに「参加していない」が51.9%と多いものの、参加率は38.6%と高くなっています。

グループ活動参加頻度(4)老人クラブ[%]



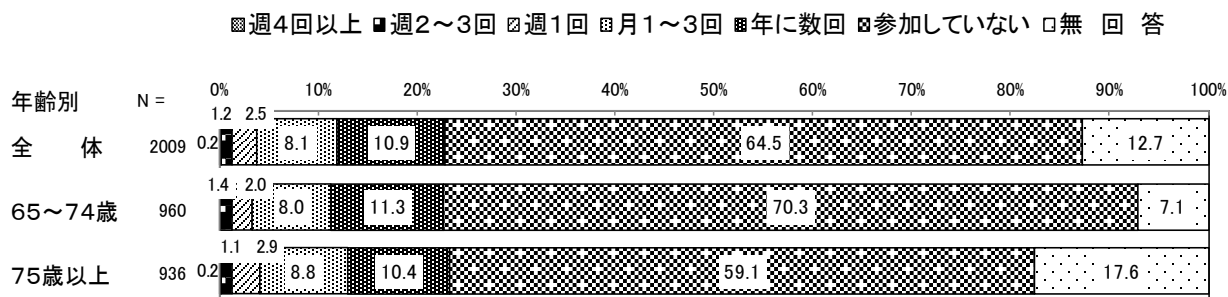
町内会・自治会の参加率は最も高く、54.7%となっています。

グループ活動参加頻度(5)町内会・自治会〔%〕



学習・教養サークルには、「参加していない」が64.5%と多く、参加率は22.9%となっています。

グループ活動参加頻度(6)学習・教養サークル〔%〕



第3章 計画の基本方向

1 重点的に取り組む課題

地域包括ケアシステムの構築



出典：平成25年3月 地域包括ケア研究会報告「地域包括ケアシステムの構築における今後の検討のための論点」

地域包括ケアシステムの5つの構成要素

①介護、②医療、③予防という専門的なサービスと、その前提としての④住まいと⑤生活支援・福祉サービスが相互に関係し、連携しながら在宅の生活を支えている。

【住まいと住まい方】

生活の基盤として必要な住まいが整備され、本人の希望と経済力にかなった住まい方が確保されていることが地域包括ケアシステムの前提。高齢者のプライバシーと尊厳が十分に守られた住環境が必要。

【生活支援・福祉サービス】

心身の能力の低下、経済的理由、家族関係の変化などでも尊厳ある生活が継続できるよう生活支援を行う。

生活支援には、食事の準備などサービス化できる支援から、近隣住民の声かけや見守りなどのインフォーマルな支援まで幅広く、担い手も多様。生活困窮者などには、福祉サービスとしての提供も行う。

【介護・医療・予防】

個々人の抱える課題に合わせて「介護・リハビリテーション」「医療・看護」「保健・予防」が専門職によって提供される（有機的に連携し、一体的に提供）。ケアマネジメントに基づき、必要に応じて生活支援と一体的に提供。

【本人・家族の選択と心構え】

単身・高齢者のみ世帯が主流になる中で、在宅生活を選択することの意味を、本人家族が理解し、そのための心構えを持つことが重要。

資料：厚生労働省「地域包括ケアシステム」

(1) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業導入に向けた介護予防の体制づくり

本市では、地域包括支援センターを市が南丹市社会福祉協議会へ委託し、総合相談・支援事業及び虐待防止をはじめとする権利擁護事業や包括的・継続的ケアマネジメント事業、介護予防ケアマネジメント事業等を実施しています。

介護保険制度の改正に基づき、平成 29 年度までに、予防給付のうち訪問介護・通所介護が新しい介護予防・日常生活支援総合事業に移行することを見込む必要があります。予防給付のサービスについては利用が着実に増加しており、今後は国のガイドラインを参考にしながら、既存の事業者による専門的な予防サービスから住民主体による支援まで、多様なサービス主体による体制づくりが求められています。

また、地域包括支援センターにおける包括的支援事業については、センターの運営、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業のそれぞれについて目標を計画に定める必要があり、目標を見据えて各事業を推進していく必要があります。このため、これまで以上に担うべき役割が重要となっており、機能の充実を図り、庁内及び関係機関との連携を強化し、体制の拡充を図る必要があり、引き続き取り組むべき課題といえます。

そのほか、アンケート調査では日中ひとりの高齢者の増加が見受けられるため、見守り支援の強化や、寄り合える場所づくりなども引き続きの課題です。

(2) 地域包括ケアシステムの構築

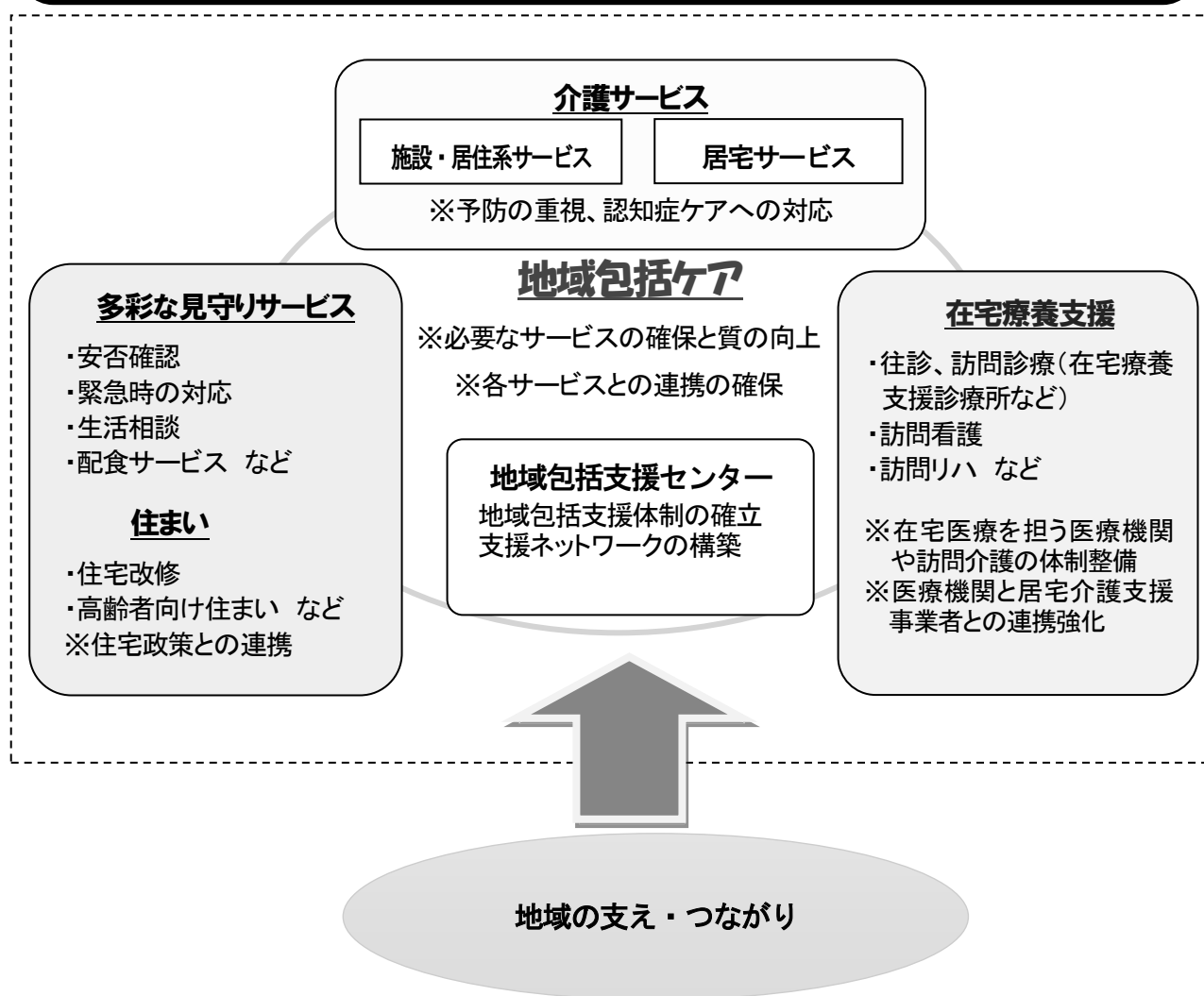
地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、介護、医療、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される体制の構築に努めることが大切です。

さらに、地域包括ケアシステムの構築を進めていく上では、在宅療養の支援や認知症高齢者を地域で支えるために必要な早期診断等を行う医療機関との連携強化とともに、地域で暮らしていくためには地域の理解と協力による見守り（安否確認、緊急時の対応、生活相談、配食サービスなど）が欠かせません。

地域包括ケア、認知症施策の推進

住み慣れた自宅や地域で、安心して暮らし続けるための総合的なまちづくり

医療や介護を必要とする状態となっても、住み慣れた自宅や地域で療養したい、介護を受けたいと希望する高齢者の意向が最大限尊重できる体制の構築



(3) 高齢者自身、市民による自主的な地域活動の促進

アンケート調査では、地域活動への参加状況として、町内会・自治会や老人クラブへの参加率は町内会・自治会で54.7%と高く、老人クラブで38.6%となっています。また収入のある仕事への参加率は33.8%みられ、農業など地域産業の貴重な担い手となっています。

趣味やスポーツの関係の活動などへの参加者も比較的多くみられ、社会参加活動や生きがい活動をさらに促進していくと同時に、ボランティア活動や支えあい活動など、住民同士の支えあいによる地域福祉の推進をさらに図っていく必要があります。

(4) 介護保険制度等における利用者本位の徹底

本市では、地域包括支援センターの包括的・継続的ケアマネジメント事業を通じて、居宅介護支援事業所及び介護サービス提供事業所との連携強化を図り、利用者本位の質の高いサービスの実現に取り組んでいます。ケアマネジャー調査では、困難事例への対応について高齢者と家族の抱える課題が多様化し対応が難しいという意見がみられるなど、包括的・継続的ケアマネジメントやケアマネジャー同士のネットワーク、必要な情報提供が特に重要となっています。今後も、地域包括支援センターを中心とするネットワークを維持・強化し、サービスの質の向上に努めていく必要があります。

(5) 認知症施策の推進

今後増加すると予測される認知症高齢者に適切に対応するため、認知症ケアパスを確立しながら、早期診断・対応等本人・家族への支援を実施する体制を構築していくことが大切です。

■「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」 (新オレンジプラン) (平成27年1月厚生労働省公表) の概要■

認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進していくため、認知症の人が住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けるために必要としていることに的確に答えていくことを旨としつつ、以下の7つの柱に沿って、施策を総合的に推進していくこととしています。

- ① 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
- ② 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
- ③ 若年性認知症施策の強化
- ④ 認知症の人の介護者への支援
- ⑤ 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進
- ⑥ 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進
- ⑦ 認知症の人やその家族の視点の重視

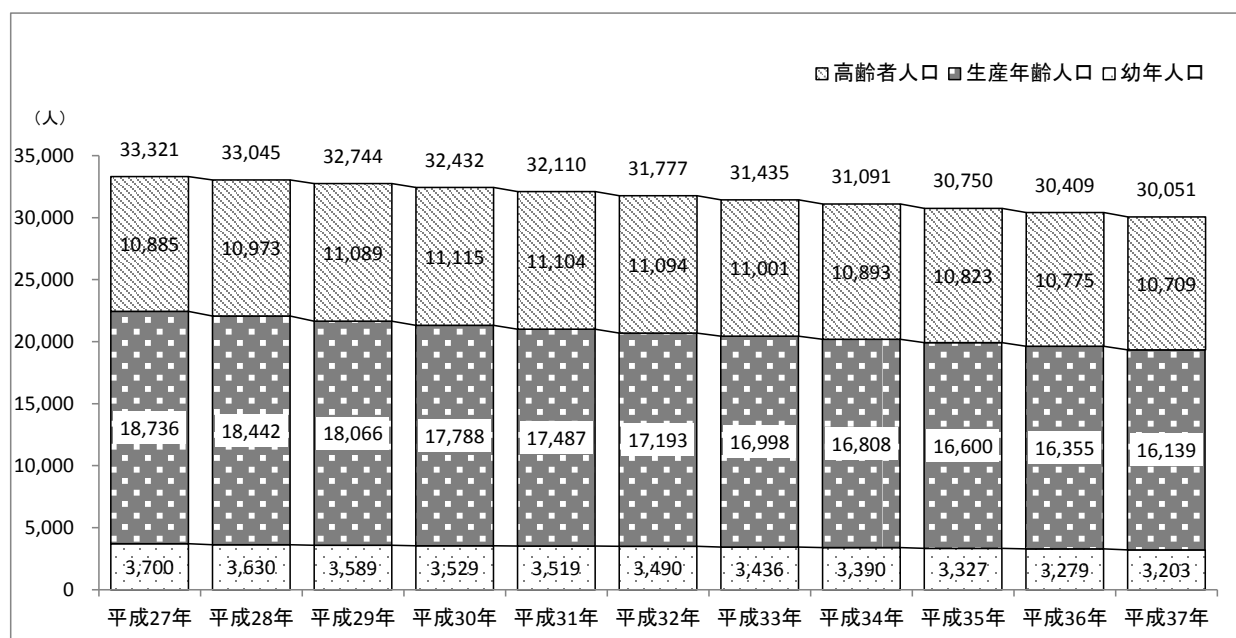
2 高齢者人口等の将来予測

(1) 介護保険被保険者数等の推計

過去3年間の各年9月末の住民基本台帳人口の男女別・年齢別の変化をとらえ、コーホート変化率法により、本計画期間の平成27年度から平成29年度の人口等を推計しました。なお、推計された高齢者数については、住所地特例者の人数を加味して調整しました。

総人口は平成27年が33,321人、平成29年は32,744人と推計されます。そして、近年の人口推移が継続すると仮定して今後10年間の人口を仮推計すると、総人口は微減が継続し、高齢者の占める割合が微増する見込みです。

■人口の推移の推計(各年9月末日現在)■



高齢者人口は、本計画期間中に11,000人前後をゆるやかに増加して推移し、平成29年度から平成32年度は同程度で、平成37年にかけて減少すると見込まれます。高齢化率については、32%~34%台に上ってくるものと見込まれます。

■介護保険被保険者数の推計(各年9月末現在を推計)■

(単位:人・%)

年齢区分	第6期計画期間の推計値			次期計画以降の推計	
	平成27年	平成28年	平成29年	平成32年	平成37年
総人口	33,321 (100.0)	33,046 (100.0)	32,744 (100.0)	31,777 (100.0)	30,051 (100.0)
40～64歳	10,321 (31.0)	10,137 (30.7)	9,906 (30.3)	9,548 (30.0)	9,127 (30.4)
65～74歳	4,851 (14.6)	4,930 (14.9)	4,991 (15.2)	5,046 (15.9)	4,302 (14.3)
75歳以上	6,034 (18.1)	6,043 (18.3)	6,098 (18.6)	6,048 (19.0)	6,407 (21.3)
高齢者合計	10,885 (32.7)	10,973 (33.2)	11,089 (33.9)	11,094 (34.9)	10,709 (35.6)

(2) 要支援・要介護認定者数の推計

近年の要支援・要介護認定者数の動向と、高齢者における出現率等を要支援・要介護度、年齢別等で把握し、計画期間の人数を見込みます。

本計画期間中に2,000人台で増加傾向を示し、平成27年度から平成29年度の増加率は要支援が15.8%、要介護が9.5%と、要支援の増加率が高くなっています。高齢者数に占める割合は20%前半から増加して、平成32年には26%台に達するものと見込まれます。

■要支援・要介護認定者数の推計(各年9月末現在を推計)■

(単位:人・%)

認定区分	第6期計画期間の推計値			次期計画以降の推計	
	平成27年	平成28年	平成29年	平成32年	平成37年
要支援	628	658	727	802	800
要介護	1,755	1,801	1,921	2,088	2,100
計	2,383	2,459	2,648	2,890	2,900
高齢者数に占める割合	21.9	22.4	23.9	26.1	27.1

3 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、介護保険法第117条第2項に「当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」と規定されています。

現在、市内に地域包括支援センターを3か所設置しており、高齢者とその家族からの相談への対応、介護予防事業、関係機関との連携を図りながら実施しています。日常生活圏域及び地域包括支援センターの設置及び体制については、これまでにいただいている意見等をふまえて検討し、今後、圏域（4か所）での体制充実に向けての取り組みを行う予定です。

4 基本理念

老いや病は誰にも等しく訪れますが、心身の健康的な状態をできるだけ長く保つことは誰もが望むことです。また、老いや病に直面しても、最後まで個人として尊重され、自らの意思で選択し、もてる力を活用して、できるかぎり自立した生活を送ることが望まれています。誰もが望む「心身の健康」と「自立した生活」を実現するためには、市や事業者が保健・福祉サービスの充実を図るだけではなく、一人ひとりの住民が高齢期の保健福祉を自らの問題として捉え、健康意識を高め、地域での支え合いを充実させていくことが必要です。

本計画は、第5期計画までの成果や課題を引き継ぎつつ、いわゆる“団塊の世代”が75歳以上の後期高齢期を迎える平成37年度を見据え、生涯心身ともに健康で、生きがいや楽しみのある生活を送り、介護が必要となっても尊厳を持ち続けられるまちづくりを進めていきます。そして、基本理念は「健康で生き生きと暮らせるまち」を継承し、市民・事業者等と連携・協働しながら、その実現に努めていきます。

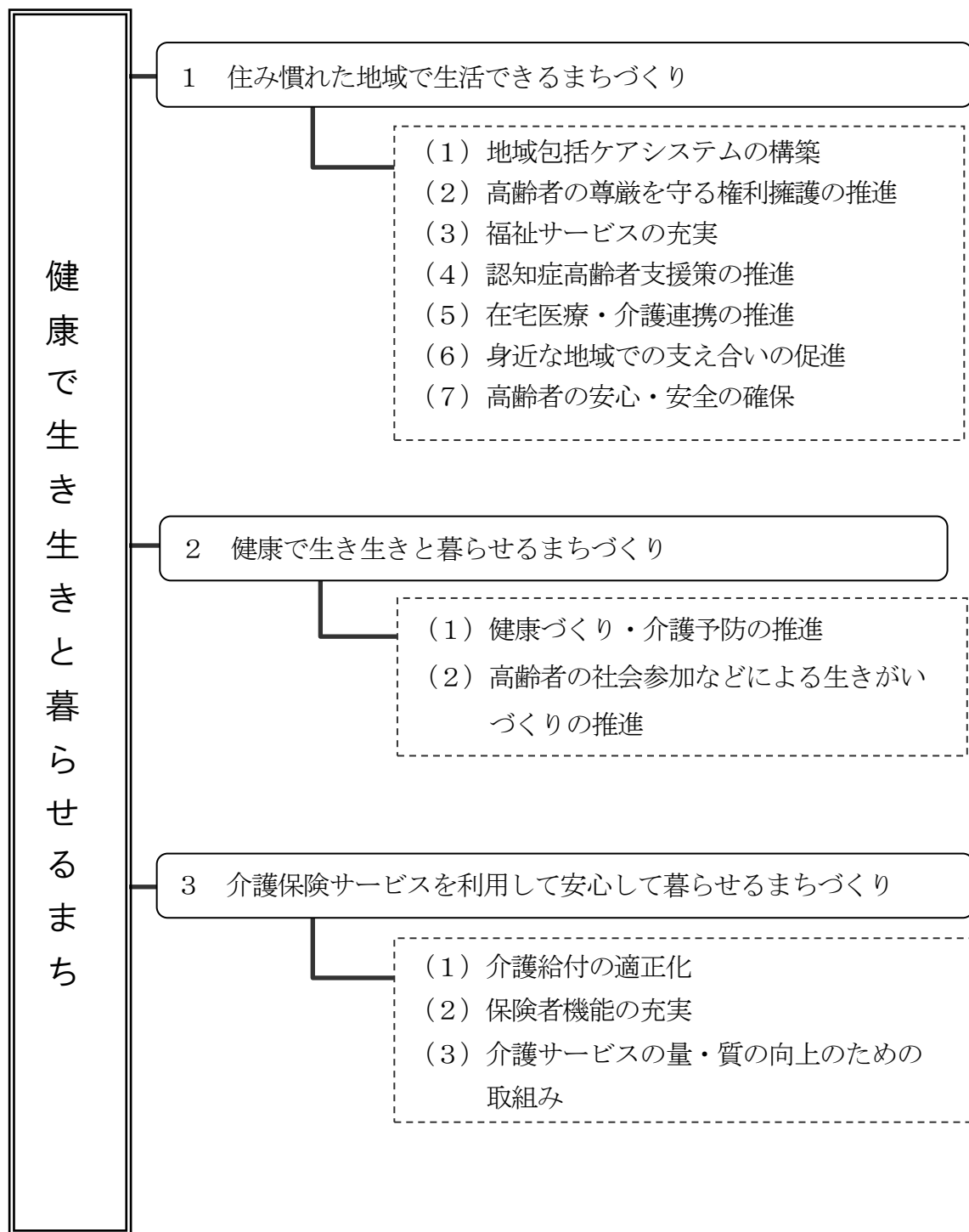
基本理念

健康で生き生きと暮らせるまち

5 施策の体系

基本理念

施策の展開



第4章 高齢者施策の展開

4-1 住み慣れた地域で生活できるまちづくり

1 地域包括ケアシステムの構築

(1) 地域包括支援センター事業の適切かつ円滑な実施

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、市内3か所に地域包括支援センターを設置し、南丹市社会福祉協議会に委託して実施しています。地域包括支援センターの運営に関しては、今後も市と南丹市社会福祉協議会で緊密な連携・連絡を図りながら実施し、関係機関・団体と定期的に会議を行い、支援を必要とする人の情報収集等に努めます。また、将来的には圏域ごとで4か所の地域包括支援センターの設置をめざします。

地域包括支援センターは、総合相談事業、権利擁護事業、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメント事業などを実施しており、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等の専門職を適正に配置し、各専門分野における連携・協働により高齢者が安心して暮らせるよう機能強化に努めます。このため、訪問等を継続して行うなど、相談機能の向上に努めます。

そして、高齢者及び家族等に地域包括支援センターの概要や活動内容等を理解していただけるように、広報誌やCATV等を活用して継続して啓発に努めます。

また、地域包括支援センターの運営について、公平性・中立性を確保する視点で設置している「地域包括支援センター運営協議会（南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会）」において、地域包括支援センターの運営状況や課題等について協議し、地域包括支援センター事業の円滑な実施を図ります。

(2) 相談支援体制の充実

年々相談内容が多様化・複雑化・専門化してきている中で、地域包括支援センターと市や医療機関、ケアマネジャー、サービス提供事業所、民生児童委員協議会、社会福祉協議会、ボランティア団体、老人クラブ、自治会、NPO等の関係機関等と緊密に連携しながら、相談支援体制の強化に努めます。

（３）地域ケア会議等による関係機関等の連携の推進

要介護者等に適切な保健・医療・福祉サービスを提供するために、地域包括支援センターを中心に居宅介護支援事業者とサービス提供事業者、保健・医療・福祉の関係者等で構成する地域ケア会議の充実を図ります。

また、地域ケア会議において、情報の共有化やさまざまな立場での視点から意見交換をし、資質の向上を図る場として関係機関や関係者とともにさらなる連携・協働ができる体制づくりに努めます。

（４）地域の見守りネットワークづくりの推進

高齢者がひとり暮らしや支援が必要な状態になっても、地域で自立した生活を続けていくために、高齢者と地域住民による日頃からのつながりや見守りが不可欠です。現在、市と民生児童委員、社会福祉協議会、生協、郵便局などとの協力体制づくりを進めており、さらに地域の協力を得ながら見守り活動が広がるように取り組みます。

2 高齢者の尊厳を守る権利擁護の推進

(1) 高齢者虐待防止対策の推進

① 高齢者虐待に関する正しい理解の促進

高齢者の増加とともに、高齢者虐待が深刻な社会問題となっており、虐待が表面化しにくく生命や身体に重大な危険が迫るケースも出てきています。

本市においては、虐待防止と虐待の早期発見・早期対応等の基本事項を示した「南丹市高齢者虐待防止マニュアル」を策定しており、関係機関と連携を図りながら、適切な対応に努めます。

高齢者虐待は高齢者世帯等による介護疲れや希薄化した地域における孤立、社会環境の変化などさまざまな要因により複雑になってきています。

そのため、高齢者虐待の予防と対策については、虐待の起こる背景を理解し地域包括支援センターを中心に地域住民と連携を図り、声かけや見守り体制の強化に努めます。

② 虐待の未然防止、早期発見・早期対応に向けた体制の構築

虐待の未然防止をはじめ、早期発見・早期対応ができるよう、地域包括支援センターを中心に関係機関や地域ぐるみのネットワークの充実を図ります。

医療関係者、福祉事務所、社会福祉法人等民間サービス提供事業所、南丹警察署、消防署等の関係機関と連携を図り、虐待の早期発見・早期防止を支援するネットワーク会議の充実と併せて、事案が生じた場合は速やかな対応を行います。また、虐待の未然防止に向けて、認知症等高齢者問題に対する正しい理解の推進を図るため、啓発活動にも努めます。

③ 被虐待高齢者に関する事業

虐待を受けた高齢者については緊急一時保護を行うとともに、虐待をした人と受けた人それぞれの心のケアに努めます。

ケースによっては、地域包括支援センターの職員や保健師の訪問により心のケアを行います。

④ 老人保護措置制度の活用

環境上の理由や経済的な理由により自宅で生活することが困難な高齢者や、家庭で家族等から虐待を受けている人、認知症等の理由により意思能力が乏しく、かつ本人を代理する家族等がない場合の高齢者に対して、市町村が職権をもって必要な介護サービスを提供する制度として、老人福祉法による措置制度があります。

制度が適切に活用されるよう、地域包括支援センターやケアマネジャー、民生児童委員、サービス提供事業所等と連携しながら、事案の的確な把握と事実確認をはじめ、措置決定などの流れを適切かつ迅速に行うことができる体制の強化に努めます。

(2) 権利擁護の推進

① 権利擁護事業の推進

成年後見制度は、認知症高齢者や知的障がいのある人や精神障がいのある人で判断能力が十分でない人の権利を擁護する制度で、「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。これらの制度は、認知症や障がいによって、判断能力が十分でない高齢者が地域で自立した生活ができるように、専門的・継続的な視点から支援を行うものです。そこで、地域包括支援センターを中心として、誰もが住み慣れた地域で安心して尊厳ある生活が送れるよう、相談業務や関係機関との連携の中で支援の必要な方のサポートに努めます。また、このような権利擁護の制度があることを広く市民に周知・啓発を行っていきます。

そして、身寄りのない人や親族の協力が得られない人などについても、この制度の適切な利用を可能とするため、市長が支援を行う申立て制度（成年後見制度利用支援事業）の活用に引き続き努めます。

また、認知症高齢者等が年々増加していく中で、成年後見制度を利用する人が増え、相談を受けても受任する後見人がない状態になることが見込まれます。今後は、成年後見制度について、普及・啓発活動を行い、知識を持った人材として「市民後見人」の養成・確保に努めるとともに、市民や関係機関と連携し、成年後見制度の充実と体制強化に努めます。

② 「人権の尊重」に根ざした福祉のまちづくりの推進

高齢者や心身に障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して生活できるようにするためには、ノーマライゼーションの理念に基づき、物理的・心理的・制度的な障がいや障壁のないユニバーサルデザインによる社会をめざしていかなくてはなりません。

そのため、誰もが利用できる施設整備の促進に加えて、京都府等の関係機関との連携により「こころのバリアフリー」の普及啓発に努め、人にやさしい「福祉のまちづくり」を推進します。

3 福祉サービスの充実

(1) 在宅福祉サービスの充実

① 外出支援サービス事業

一般の公共交通機関を利用することが困難な高齢者や心身に障がいがある人に対し、送迎用車両（リフト付等）を使用して医療機関への送迎を行います。

■外出支援サービス事業の実績■

(単位:件、人)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度見込み
件数	12,033	12,217	12,450
実利用人数	356	387	408

○今後の方向

高齢者等が在宅での生活を継続し、自立を維持するため、リフト付車両の充実を図るなど、高齢者等の移動手段の確保を引き続き行います。

② 軽度生活援助サービス事業

要介護認定を受けていない、おおむね 65 歳以上のひとり暮らしや高齢者世帯で、日常生活の援助を必要としている人を対象に、炊事、洗濯、掃除や買い物等の軽易な日常生活の援助を行います。

■軽度生活援助サービス事業の実績■

(単位:件、人)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度見込み
件数	1,367	1,446	1,247
実利用人数	22	25	21

○今後の方向

介護保険を利用せず、在宅での自立した生活を継続できるよう、要援助者の把握と生活支援を行います。今後は、新しい介護予防・生活支援総合事業への移行を進めていきます。

③ 訪問理美容サービス事業

在宅で寝たきりや認知症の高齢者など、理容室又は美容院に出向くことが困難な人に対し、居家で理美容サービスが受けられるよう、理美容師の出張に要する費用の一部を助成します。

■訪問理美容サービス事業の実績■

(単位:回、人)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度見込み
実利用回数	74	49	45
実利用人数	29	16	16

○今後の方向

寝たきり高齢者等の清潔保持とリフレッシュのために必要なサービスと捉え、市内理美容師の協力のもと支援します。

④ 緊急通報体制等整備事業

ひとり暮らしの高齢者等の日常生活における不安解消と安全確保を図るため、緊急通報装置を設置し、近隣住民（3か所）への連絡体制を確保し、急病時や災害時等の迅速な対応を可能とします。

■緊急通報体制等整備事業の実績■

(単位:件)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度見込み
新規設置工事数	30	12	0
設置件数	196	121	100

○今後の方向

ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯が増加していく中で、緊急通報システムを利用して相談業務や安否確認ができるあんしん見守りシステムへの切り替えを進めます。

⑤ 家族介護慰労事業

在宅で重度の要介護者を介護している家族を対象に一定の要件を満たす場合に慰労金を支給します。また、家族介護者や介護に関心のある人が集い、定期的な情報交換や意見交換を行う自主的な活動に対して支援を行います。

■家族介護慰労事業の実績■

(単位:件)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度見込み
家族介護者慰労金	13	13	13
家族介護者の会活動助成	4	4	4

○今後の方向

今後も、家族介護者の日ごろの身体的・精神的及び経済的負担の軽減を図ります。

⑥ 老人日常生活用具給付事業

おおむね 65 歳以上であって心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等に対し、日常生活用具の給付等を行い、日常生活の便宜を図ります。

■老人日常生活用具給付事業の実績■

(単位:件)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度見込み
件数	電磁調理器 1	電磁調理器 2	電磁調理器 4

○今後の方向

高齢者の安心・安全な在宅での生活支援を継続します。

⑦ 高齢者等除雪対策事業

自力で除雪が困難な高齢者世帯等に対して、敷地内の歩行を可能とする除雪、住居屋根の雪下ろし作業に対する費用の一部を助成します。

■高齢者等除雪対策事業の実績■

(単位:件)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度見込み
延件数	244	414	400

○今後の方向

引き続き、積雪地域における高齢者世帯等の生活の安心安全の確保に努めます。

(2) 施設サービスの充実

① 養護老人ホーム

65 歳以上の高齢者であって、環境上の理由や経済的な理由により在宅の生活が困難な高齢者が入所するための施設として養護老人ホームが整備されています。

○供給体制

市内には、養護老人ホームが 1 か所あります。

所在地	事業所名
園部	養護老人ホーム長生園

○今後の方向

外部サービス利用型施設である管内事業所において、特定施設サービス計画に基づき、外部サービス提供事業所と連携し、要支援または、要介護状態にある入所者のニーズに合ったサービス提供に努めます。さらに、現在の社会情勢に適応するため、介護老人福祉施設へ一部転換が予定されています。

② 軽費老人ホーム（A型・B型）

軽費老人ホーム（A型・B型）は家庭環境、住宅事情により在宅での生活が困難な高齢者が低額で利用できる施設です。A型は、収入が利用料の2倍程度以下であること、B型は、食事の提供がなく自炊ができるという入所条件があります。

○供給体制

市内には、軽費老人ホーム（A型）が1か所あります。

所在地	事業所名
八木	軽費老人ホーム ラポール八木

○今後の方向

今後も、自立生活がやや困難な高齢者が、少ない費用負担で見守りや食事のサービス提供を受けることができ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう介護保険の在宅サービスと連携を図りながらサービスの提供に努めます。

③ 軽費老人ホーム（ケアハウス）

軽費老人ホーム（ケアハウス）は、高齢者の居住性とケアに配慮し自立した生活が確保できるための施設です。必要に応じて訪問介護等の介護保険の居宅サービスを利用することもできます。

○供給体制

市内には、軽費老人ホーム（ケアハウス）が6か所あります。

所在地	事業所名
園部	ケアハウス長生園
	あんしんサポートハウス光華苑
八木	ケアハウス白百合苑
日吉	第一ケアハウスはぎの里
	第二ケアハウスはぎの里
美山	ケアハウス美山

○今後の方向

介護保険の在宅サービスとの連携を図りながら、サービス提供に努めます。

④ 老人福祉センター

高齢者の各種相談に応じたり、健康増進や教養の向上等の目的で設置されており、市民のふれあいと交流の場として、健康と福祉の向上に寄与し、豊かな地域生活を営むための活動拠点となっています。

活動としては、介護予防事業の実施をはじめ、老人クラブの活動やサークル活動など、健康づくりや生きがいをづくりに関する自主的な活動が活発に行われています。

○今後の方向

健康福祉の拠点として、市民が集い、憩い、さらには健康づくりなどのより一層の推進をめざし、サークル活動への場の提供や高齢者のニーズに応じた講座を展開する等、お互いに一層の交流を深めることができるとともに、健康づくり等の介護予防に重点を置くなど、事業内容の充実に努めます。

4 認知症高齢者支援策の推進

(1) 認知症に関する正しい理解の推進

高齢化社会の進展にともなって、今後も認知症高齢者の増加が予測されます。

市民に対して認知症に関する正しい情報を伝え、「何もできない」「何もわからなくなる」といった認知症に対する誤解・偏見をなくすとともに、認知症の特徴や認知症への対応、認知症になっても住み慣れた地域で安心して生き生きと自分らしく暮らすことができるといった認知症に対する正しい理解を促進していく必要があります。

そのために、地域包括支援センター等において地域や職場、または、小・中学校で養成講座を開催し、現時点で累計1,500人の「認知症サポーター」を、目標とする5,000人まで3,500人を新たに養成していきます。そして、認知症高齢者やその家族の手助けができる体制づくりを進めます。

また、認知症になっても身近な地域でその人らしく、また安心して生活し続けることができる地域づくりを進めます。

(2) 相談体制の充実

地域包括支援センターを中心として、認知症の早期発見、早期治療、早期対応の連携を図るため、保健・医療・福祉のネットワークの活用を進め、「認知症サポートチーム」等相談体制の充実を図ります。

また、認知症高齢者の見守り体制としては、南丹市徘徊SOS「つながろう南丹ネット」への事業者等の登録を進めるとともに、見守り活動や相談活動のほか地域の事業への協力や支援などを行う民生児童委員や社会福祉協議会のふれあい委員等をはじめとする地域全体のネットワークの強化を図ります。

(3) 認知症高齢者及び介護者への支援

認知症高齢者に対するケアは、早期の段階から適切な診断とこれをふまえた対応が重要となります。そのため本市では、居宅サービスや介護予防サービス、地域密着型サービス等における必要サービス量の確保を図り、認知症高齢者が住み慣れた家庭や地域において自立した生活が送れるように努めます。

また、認知症高齢者とその家族の悩みや不安を軽減し、正しい知識の普及や専門相談の提供、支えあう仲間づくり、介護者の心身のリフレッシュや情報交換・交流を図る機会などを充実させるとともに、地域社会全体で認知症への理解が深まるよう取り組みます。国の「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」で提案されている認知症カフェを、各地域で実施できるよう支援していきます。

あわせて、地域支援事業の実施により、高齢者の閉じこもり防止や知的活動等を促進し、認知症予防に取り組みます。また、脳血管性認知症の原因となる動脈硬化や脳卒中等の予防に努めます。

（４）認知症対策の充実

国のオレンジプランで示された認知症ケアパスについて、これまでのネットワークや取り組みをもとに整理し、認知症のある人と家族、地域住民に、認知症のある人を支える取組みや道筋、関係機関の情報などを体系的に紹介することにより、認知症のある人を地域で支える仕組みの強化を図るものとして、その作成・普及に取り組みます。

また、認知症初期集中支援チームを立ち上げ、早期診断、早期対応の支援体制の構築に努めます。

5 在宅医療・介護連携の推進

(1) 在宅医療の充実

慢性疾患の自宅での療養など在宅医療ニーズに対応するため、かかりつけ医やかかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の普及等を通じた在宅医療の充実を図るとともに、医療と介護との連携を強化し、地域ケア会議の開催や医療サービスを適切に組み入れたケアプランの作成などを進めます。

(2) 医療と介護の連携強化

医療機関との連携を強化し、訪問（歯科）医や認知症専門医などの地域の医療情報の収集と提供を図ります。地域における医療・介護の連携を推進し、在宅療養生活を支えるための多職種連携の強化を図ります。

在宅での療養生活を支える介護保険サービスの訪問看護や居宅療養管理指導などが必要な方については、介護支援専門員に対し、医療系サービスを適切に組み合わせたケアプラン作成と利用が促進されるように、研修や情報提供、ケアマネジメント支援などを行います。

6 身近な地域での支え合いの促進

(1) 地域福祉活動の推進

高齢化の進行にともない、ひとり暮らし高齢者や介護者自身が高齢である「老老介護」、介護者も認知症を患っている「認認介護」など的高齢者の増加に加え、核家族化の進行により近隣関係が希薄になりつつあり、高齢者が地域社会から孤立して生活することが増え、高齢者の孤独死は年々増加しています。

そこで、すべての人が住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、社会福祉協議会や民生児童委員協議会を中心に、地域の住民同士での身近な支え合い・助け合いが求められています。

そのため、「南丹市地域福祉計画」に基づき、高齢者が安心して暮らせる地域づくり、住民同士の交流や住民と関係機関などで地域福祉活動を推進する中で、地域の課題を発見し、解決していく仕組みづくりを進めます。

(2) 小地域福祉活動の役割

地域におけるふれあい教室（生きがい活動支援通所事業）や、いきいきサロンなどにより交流の場づくりを推進します。また、住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくために、民生児童委員や社会福祉協議会のふれあい委員等が行う訪問や相談活動など支援が必要な人の早期発見や安否確認などを進めます。

(3) 地域ネットワークの充実

住み慣れた地域で高齢者が安心して生活が送れるように、地域包括支援センター、自治会、民生児童委員協議会や社会福祉協議会、老人クラブ等の各関係機関・団体において、生活に課題を抱える高齢者や支援を求める高齢者を早期に発見して適切な相談窓口につなげるよう、地域における見守りネットワークの構築・充実に努めます。

7 高齢者の安心・安全の確保

(1) 移動手段の確保の検討

広い市域の本市においては、一般の公共交通機関などを利用することが困難な高齢者等の移動手段の確保が重要な課題となっています。社会福祉協議会や福祉シルバー人材センターに委託し、外出支援事業を行っていますが、利用者は年々増加しています。

こうした中で、移動手段の確保のため関係課と連携しながら総合的な交通体系の見直しを進めるとともに、ボランティア・NPOによる移送サービスへの参入促進や民間交通機関等への働きかけにより、移動手段の確保に努めます。

(2) 高齢者の安全確保

高齢社会の中で、高齢者の活動の機会が増加するとともに、高齢者が交通事故にあう機会が増加しています。このため、南丹警察署等の関係機関と連携して、一層の交通安全の高揚に努め、交通事故防止を推進します。

(3) 高齢者のための防犯・防災対策

近年、高齢者を対象にした振り込め詐欺をはじめ高齢者が被害者となる犯罪が増加しています。また、局地的な大雨・大雪や台風、地震、火災等の災害に対する不安も増しています。

このため、高齢者が安心して安全な生活ができる社会環境をつくるために、南丹警察署や南丹市消防団等の関係機関との連携を強化するとともに、地域住民や自治会、老人クラブ、民生児童委員協議会、社会福祉協議会等が協力し地域ぐるみで日頃から声かけを行うなど見守りネットワークの構築に努めます。

また、災害時には自主防災組織の活動や災害時要援護者支援マップなどを活用し、各関係機関・団体等との連携のもと、安否確認や避難誘導體制などの支援体制づくりを進めるとともに、避難情報の確実な伝達、避難場所の確保、防災意識の醸成など、災害時における高齢者への支援の充実を図ります。

4-2 健康で生き生きと暮らせるまちづくり

1 健康づくり・介護予防の推進

(1) 心身の健康づくり

① 健康づくり・生活習慣病予防の推進

高齢期を元気で生き生きと過ごすためには、若年期や壮・中年期からの健康づくりや生活習慣病予防が大切となります。また、食生活の改善、運動習慣の定着、こころの健康づくり等は介護予防の基礎となります。こうした視点を重視し、健康づくりや生活習慣病予防を推進します。

市民の健康増進を支援するため、「南丹市健康増進・食育推進計画」に基づき、「自分の健康は自分で守る」という意識を高め、市民が健康づくりと生活習慣病予防のための正しい知識等を身につけ、健康づくりに取り組めるように、各種健康診査・各種がん検診をはじめ、健康教育、健康相談、訪問指導などの健康増進事業を引き続き実施します。

■各種健診・健康増進事業の実績■

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 見込み
特定健診 40～64 歳	975 人	902 人	816 人
特定健診 65～74 歳	1,258 人	1,598 人	1,522 人
健やか健診 75 歳以上	1,160 人	1,235 人	1,200 人
胃がん検診	2,002 人	1,944 人	1,835 人
肺がん検診	3,452 人	3,541 人	3,490 人
大腸がん検診	3,332 人	3,552 人	3,437 人
前立腺がん検診	1,143 人	1,231 人	1,208 人
乳がん検診	1,378 人	1,475 人	1,416 人
子宮がん検診	2,306 人	2,535 人	2,143 人

資料:保健医療課

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 見込み
健康教育	53 回	109 回	105 回
	558 人	815 人	800 人
健康相談	90 回	57 回	60 回
	1,362 人	719 人	750 人

資料:保健医療課

② こころの健康づくりの推進

高齢期は、心身の老化や生活環境の変化にともなう不安や孤独を感じ、「閉じこもり」や「うつ傾向」が課題となることから、社会とのつながりを持ち、生き生きと活動的な生活を送ることが、こころの健康にとって大切になってきます。また、質の良い睡眠をとることは心身の健康、特にうつ予防にとって不可欠です。

本市では健康相談や地域のサロン活動の際に、うつ予防、睡眠指導などを行います。また、高齢期のうつ対策は、本人だけでなく周りの人が早期に気づいて相談機関へつなぐことが重要であることから、早期に気付くための知識の普及を図ります。

(2) 介護予防の推進

① 介護予防事業の推進

高齢者の介護が必要となった原因の多くは、筋力の低下や低栄養状態など、生活機能（日常生活で必要となる機能）の低下によるものといわれています。高齢者が要支援・要介護状態となることなく、できるかぎり健康を保持し、また、要介護状態になっても状態がそれ以上に悪化しないようにするために地域包括支援センターを中心に、介護予防事業を推進する必要があります。そのため、要支援・要介護状態となる可能性が高いと考えられる高齢者をはじめとして、高齢者の生活機能等の向上に向けた支援を行います。

さらに、事業の実施後は、定期的に介護予防効果を検証し、事業の効果的な実施に努めます。

② 予防給付の円滑な実施

予防給付を実効性のあるものとするため、対象者の選定にあたっては介護認定審査会において、生活機能低下の状況や原因をふまえ、状態の維持・改善の可能性の観点から審査を適切に行うとともに、実施にあたっては利用者本人の主体的な取組みを促す観点から、利用者やその家族に対しサービス内容や目的について事前に十分な説明を行い、本人の選択と同意に基づくサービス提供を心がけます。

また、予防給付のうち訪問介護・通所介護については地域支援事業へ移行させ地域の実情に応じた取組みを実施できるよう進めます。そして、予防給付の実施にあたっては、地域支援事業との間でマネジメントの継続性・整合性を保ちながら行っていきます。

2 高齢者の社会参加などによる生きがいつくりの推進

(1) 高齢者が活躍できる環境づくり

① 高齢者の自主的活動の支援

高齢者の生きがい活動は、高齢者が豊かな知識と経験を活かし、自らが企画し実行することにより、意欲的な取組みが継続していくことになります。

このため、今後も高齢者が自主的に取り組む文化・スポーツ活動、文化伝承活動、ボランティア活動等が地域の中で活発に取り組まれるように支援します。

② 高齢者の学習機会の提供

高齢期を迎えても、社会の変化に適切に対応していくには、生涯にわたって学習が必要です。

心身ともに健康で生きがいと喜びに満ちた生活が送れるよう学習機会の提供と地域活動に参加できる仕組みづくりを推進していきます。

③ 高齢者の豊富な知識と経験を生かした社会活動の推進

高齢化が進む中で、豊富な知識と経験を活かし地域の交流を図り、生きがいをもって生活ができるような地域づくりや支援が求められています。

こうした中で、関係機関との連携を図りながら、ボランティアの育成・活性化を図り、社会活動への参加促進に努めます。

(2) 各種団体との有機的連携

① 社会福祉協議会

南丹市社会福祉協議会は、地域活動への支援などの地域福祉の推進に取り組むほか、市の委託を受け、さまざまな福祉サービスを行っています。

一方、社会福祉協議会より委嘱を受けたふれあい委員が地域福祉活動を支えています。ふれあい委員は見守り活動や相談活動、地域の事業への協力や支援などを行い、ネットワーク構築を図るなど大切な役割を担っています。

これからも高齢者をはじめ本市に住む住民が地域で安心して暮らすことができるよう、見守り活動や福祉活動等の充実を図るとともに、住民同士がともに支え合う環境づくりやボランティアの発掘、育成、活性化を強く推進するため支援します。

併せて、福祉サービス提供事業所として重要な位置を占めており、今後も市と連携しながら、サービス提供の充実を図ります。

② 老人クラブ

老人クラブは、地域を基盤に結成された自主的な組織であり、仲間づくりを通して、自らの健康づくり、文化・スポーツ活動、社会福祉活動、寝たきり老人等への家庭訪問等のボランティア活動など、さまざまな活動を展開しています。

社会の高齢化が進むとともに、こうした老人クラブが行う各種活動は、今後一層重要性を増すことから、その活動に対して必要な支援を行い、高齢者の生きがいを促します。

③ 福祉シルバー人材センター

福祉シルバー人材センターは、事業所や一般家庭等から高齢者に適した日常生活に密着した仕事を受け会員に提供しています。高齢者は、自己の労働条件や労働能力を活用するとともに、追加的な収入を得ることができることからその自立と福祉の推進が図られます。

今後も南丹市福祉シルバー人材センターの活動を支援するとともに、会員組織活動の強化、事務局機能の強化、生活支援サービスの拡大やそれに向けての技能講習の充実等、自主的な活動を支援し、高齢者が活躍できる場の確保につなげます。

併せて、福祉サービス提供事業所として重要な位置を占めており、今後も市と連携しながら、サービス提供の充実を図ります。

④ 民生児童委員協議会

民生児童委員は、地域住民の最も身近な相談相手としてさまざまな相談に対応しており、市民と市をつなぐパイプ役としてきめ細かな活動を展開しています。

民生児童委員の活動は、地域福祉の幅広い分野にわたっていますが、家族形態の多様化によるひとり暮らし世帯や高齢者世帯の増加にともない、常に見守りの必要な高齢者世帯が増えていることから、地域でのネットワークづくりの中核としての活躍が期待されています。

今後も南丹市民生児童委員協議会と連携して、活動に対する支援を行っていくとともに、地域における見守りネットワークの構築支援を図ります。

⑤ ボランティア団体

ボランティア団体は、市民の自発性に基づくものであり、その継続的な活動はこれからの社会を支える重要な活動となります。ボランティア活動の活性化を図っていくためには、ボランティアグループと利用者との調整や情報の発信、相互扶助等の精神の啓発活動が重要となります。このため、社会福祉協議会が行っているボランティア事業への支援やボランティアの育成と人材の発掘等の支援を行っていきます。

また、高齢者がボランティア活動に積極的に参加できるよう情報提供を行うとともに、活動にあたっては、市との協働や団体相互のネットワークを構築するための総合的な調整を図ります。

⑥ 社会福祉法人等民間サービス提供事業者

社会福祉施設等の運営や、介護保険サービス事業を行う民間サービス提供事業者には、福祉の専門的分野で相談対応ができ、問題解決に結びつけることができる各種の社会資源があります。高齢者の福祉ニーズに適切に対応するためにも、引き続き民間サービス提供事業者の組織や人材の協力が必要不可欠です。

利用者によりよいサービスを提供し、地域福祉の総合的な充実を図るため、民間サービス提供事業者と連携する中で円滑な事業展開を図ります。

4-3 介護保険サービスを利用して安心して暮らせるまちづくり

1 介護給付の適正化

(1) 適正な認定調査と認定審査の実施

① 認定審査

認定調査は、その調査結果が要支援・要介護認定の基本的な資料となることから公平公正に行われる必要があります。したがって、認定調査員に対して、定められた調査方法や判定基準での認定調査・特記事項の記載を徹底するため、定期的に研修を実施し調査員としての資質向上に努めます。

また、京都府や地元医師会とも連携し、研修や情報提供を行うなど、主治医意見書の記載が適切に行われるとともに記載内容の充実が図られるよう取り組みます。

そして、認定審査会資料である認定調査結果と主治医意見書は、市職員によりすべて事前に確認を行い、適正な認定審査が円滑に実施されるよう取り組みます。

② 適正な介護認定審査会の運営

認定審査は、その審査判定結果が被保険者のサービス利用に直結し、保険給付の基準にもなるため適正に行われる必要があります。本市の介護認定審査会は複数の合議体により構成されており、認定審査はそれぞれの合議体で実施されるため、定められた手法及び基準により審査判定がなされるよう、研修や委員相互の意見交換などの機会を設け、認定審査の平準化や適正な介護認定審査会の運営に努めます。

2 保険者機能の充実

(1) 介護保険事業にかかわる評価の推進

介護保険事業を適正かつ円滑に運営していくためには、サービス利用状況の動向を見極め、現状を把握することが大切です。

そのため、定期的にサービスの利用状況、計画の達成状況、保険給付費の推移などを評価・分析し、介護保険計画策定委員会で報告、協議するとともに、今後の事業運営に活かせるよう取り組みます。

(2) 介護給付適正化に向けた取組みの推進

介護保険事業を安定的に運営していくためには、利用者の自立支援に向けた適切なサービスが提供されているかを定期的に確認し、常に適正な給付が行われるようにする必要があります。

そのため、国民健康保険団体連合会から提供される情報により「縦覧点検」や「医療情報との突合」を実施することで審査・点検体制を強化するとともに、市の介護給付適正化支援システムの活用や「ケアプラン点検」などにより、利用者の心身状況に適したサービスが提供されるよう取り組みます。

また、住宅改修費支給の事前申請の徹底を図り、福祉用具購入・貸与についても、利用者の身体状況や生活環境に応じた内容かを審査・点検し、適正な給付がなされるよう努めます。

(3) サービス事業者への指導・助言

利用者に適切なサービスが提供されサービスの質の維持・向上を図るためには、事業者に対し指定基準・運営基準等の遵守を徹底するとともに、保険者の立場から指導・助言を行うことが重要です。

そのため、京都府や関係機関と連携しながら、事業者への立ち入り調査などを実施し、事業者による不正の防止と適正なサービスを提供できる体制づくりに努めます。

また、地域密着型サービスについては市町村が指定・指導監督権限を有しているため、利用者に対し、適切でより良いサービスが提供されるよう事業者との連携を深め、積極的に情報提供などの支援・助言を行い、事業者への立ち入り調査も実施しながら指導・監督に取り組みます。

3 介護サービスの量・質の向上のための取組み

(1) 介護サービスの質・量の確保

① 在宅サービスの重視と地域密着型サービスの推進

介護サービスの利用者やその介護者の多くは、可能なかぎり住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるよう望んでいます。また、アンケート調査では要介護認定を受けていない人も、将来介護が必要な状態になった場合には、サービスを活用しながら自宅での生活を望むとする結果が多くみられました。一方では身体機能の状況や家庭環境により、施設サービスを希望される人も少なくなく、待機者が発生している実態もあります。

そのような状況の下、本市では介護を必要とする高齢者などが在宅での生活を続けられるよう、地域全体で支え合う体制づくりを推進するとともに、保健・福祉・医療の連携強化による支援の充実、在宅サービスの質の向上や利用の促進に取り組みます。

また、今後さらに高齢者人口が増加し、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、認知症高齢者の増加にともない、地域に根付いた介護サービスの需要が高まることが見込まれるため、日常生活圏域における利用者ニーズを的確に捉え、新規参入事業者の誘導も含め地域密着型サービスの充実と推進に努めます。

② 第6期計画期間における介護保険サービス提供体制の整備に係る考え方

居宅サービスについては、通所介護・介護予防通所介護の利用者が多く、アンケートにおいても利用率が高く、重要なサービスであることがうかがえ、市内において14事業所でサービス提供されています。その他訪問介護等についても安定的な供給体制が確保されており、本計画期間においては、要支援・要介護認定者数と居宅サービスの利用動向をうかがいながら見込み量を算出し、提供体制の確保を図ります。

地域密着型サービスとして、認知症対策が重要となっていることから、第5期計画期間において認知症対応型共同生活介護（グループホーム）が2か所増設されています。また、医療ニーズの高い人などの在宅生活を支える事業として、定期巡回訪問介護看護などの導入などについて、利用ニーズと参入見込みなどを把握していきます。

また、市内小学校再編による小学校跡地利用としての事業展開も地元要望としてあり、市として地域における多様な有効活用場となるよう検討していきます。

施設サービスについては、第6期事業計画では、広域（亀岡市・南丹市・京丹波町）型の特別養護老人ホームについては、本市内での新たな施設整備計画や既存施設での増床計画はありませんが、養護老人ホームから特別養護老人ホームへの一部転換も予定されており、待機者の改善を図ります。また、入所者へのサービスの質的向上を図るため、既存の施設における個室化の推進、ユニットケアの導入など事業者の取組みを支援します。

（2）ケアマネジャーの育成、質的向上

高齢化の進行や介護保険制度の定着にともない、介護サービスの利用者は今後も増加すると見込まれます。そのため、ケアマネジャーの役割は今後ますます重要になり、利用者のニーズに応じた適切なケアマネジメントが行われるためには、ケアマネジャーに高い資質が求められます。

ケアマネジャーは介護保険制度の要であり、サービス利用者にとって最も身近な存在であることから、ケアマネジャーの資質の向上が介護保険サービス全体の質の向上につながります。これまでも、地域包括支援センターを中心に連絡協議会等で事例検討や専門的な研修を行っており、ケアマネジャー同士の連携、必要な知識の習得に取り組んでいます。

本市では、今後も各種研修会への参加を促すとともに積極的に情報提供を行い、ケアマネジャーからの相談にきめ細かに対応するなど、ケアマネジャーの質的向上と支援に努めます。

（３）サービス利用の促進

介護保険制度は、介護を必要とする人を社会全体で支える仕組みとして徐々に定着してきていますが、要介護認定を受けていない人については制度自体の認知度が低い状況にあり、市民が介護保険制度を理解し適切にサービスを利用できるよう、制度の周知を図る必要があります。

高齢者だけではなく幅広い年齢層に介護保険制度の周知を図り、保険料などの費用負担の仕組みについても市民の理解を深めるため、パンフレット等を配布し、市の広報誌やホームページ・CATV等の活用、出前講座の実施など、さまざまな面から広報活動に取り組みます。

また、サービス事業所やケアマネジャーによる制度説明や相談対応を支援するため、情報提供等を積極的に行い、より一層の普及啓発に努めます。

（４）介護相談員の派遣によるサービスの質の向上

利用者や家族が抱える介護サービスについてのさまざまな疑問や不安、要望等を聴き、サービス提供事業者や市へつなげる橋渡し役として、事業所に介護相談員を派遣します。

そして、介護相談員やサービス提供事業者との連携により、利用者等から寄せられるサービス提供における課題の早期把握とその改善に努め、利用者ニーズに応じた適切なサービスの提供と質の向上に努めます。

（５）介護サービス従事者の人材確保対策

高齢者人口の増加にともない、今後ますます拡大していく介護・福祉ニーズに対応していくためには、サービス提供の基盤である人材を安定的に確保することが最も重要な条件となります。

しかし、介護・福祉サービス分野を取り巻く労働環境は給与水準をはじめ、仕事の社会的評価や認知が不十分であるなど決して恵まれたものではないため、求職者数は伸び悩み、離職者も増加の傾向にあります。全国的にも介護サービス従事者の人材確保は大変厳しい状況になっています。

本市では、市内の介護事業所の人材不足の解消と在宅介護の充実を図ることを目的に、平成 23 年度から「訪問介護員養成研修受講者支援事業」（現：介護職員初任者研修）を創設し、研修修了者が市内事業所に勤務することを条件として、研修の受講費用の一部を助成しています。今後も、この制度を継続することで管内事業所への就職を支援するとともに、介護従事者資格の取得課程を有する教育機関に働きかけ、介護分野への就職をめざす実習生の受け入れなどを通して新たな人材の獲得に努めます。

また、介護福祉士等の資格を有しながらも現在就労していない人材の把握、就職を促すための就職説明会や介護現場での雇用に向けた再研修の実施など、京都府や福祉人材・研修センター、管内福祉施設と連携し人材確保の取組みを支援します。

第5章 介護保険事業の推進

1 居宅・介護予防サービス

(1) 訪問介護・介護予防訪問介護

訪問介護（ホームヘルプサービス）とは、ホームヘルパーが介護を受ける人の自宅を訪問し、身体介護や生活援助等を行うサービスです。また、介護予防訪問介護では、利用者の状態の改善につながるような、介護予防に重点を置いたサービスの提供が行われます。

これまでの実績をみると、訪問介護は計画値を若干下回っており、介護予防訪問介護はほぼ計画値どおりとなっています。

アンケート調査結果からは、現在の利用状況は全体で30%を超えており、特に園部地区が40.4%と高くなっています。今後の利用意向はどの地区も現在より低くなっています。

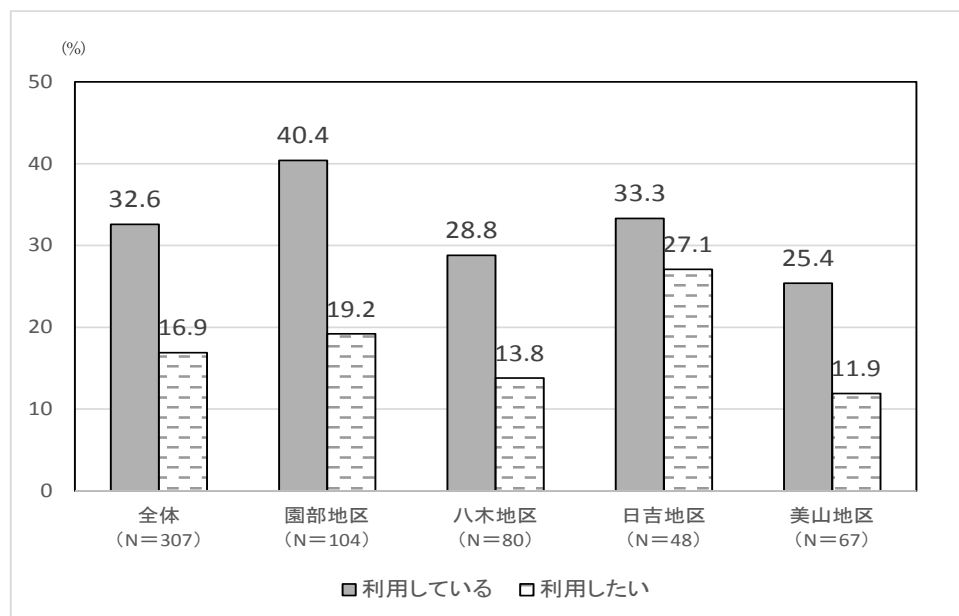
■第5期の計画値及び実績■

(単位:上段 人/年、下段 回/年)

	訪問介護			介護予防訪問介護		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 見込み	平成24年度	平成25年度	平成26年度 見込み
計画値	3,818	4,023	4,229	1,562	1,635	1,709
	54,709	57,628	60,547	—	—	—
実績	3,771	3,958	4,104	1,521	1,681	1,756
	51,628	54,422	58,488	—	—	—
進捗率	94.4%	94.4%	96.6%	97.4%	102.8%	102.8%

※進捗率は回数について、計画値に対する割合で示している。(以下同様)介護予防は人数で算出している。

■訪問介護・介護予防訪問介護 利用率と利用意向率■



※アンケート調査結果から（要支援・要介護者対象）

■供給体制■

市内には訪問介護・介護予防訪問介護事業所が 10 か所あります。

所在地	事業所名
園 部	ヘルパーステーション長生園
	公益財団法人南丹市福祉シルバー人材センター
	訪問介護事業所はぎの里オアシス
八 木	ラポール介護ステーション
	ほほえみ八木訪問介護事業所
	Good Life 栄広園訪問介護・介護予防訪問介護事業所
	八木中央ヘルパーステーション
日 吉	ほほえみ日吉訪問介護事業所
美 山	ほほえみ美山訪問介護事業所
	美山やすらぎホーム

○今後の方向とサービス見込み量

訪問介護・介護予防訪問介護は、在宅での生活を維持していくために大変重要なサービスであることから、市内全域にて既存の事業者によるサービスの拡充や新規参入の促進等により、供給量の確保を図るとともに、利用者に対してより質の高いサービス提供や、ヘルパーの増員等の体制整備に努めます。

今期は、要介護認定者の増加にともなう利用者数及び利用回数の増加を見込んでいます。また、平成 29 年度から介護予防の地域支援事業への移行が予定されており、これに対応していく必要があります。

■第6期計画における見込み量(年間)■

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問介護	人	4,488	4,812	5,052
	回	86,988	90,108	94,536
介護予防訪問介護	人	2,064	2,340	2,496

(2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護は、訪問入浴車によりそれぞれの家庭で入浴介護を受けるサービスです。

これまでの実績をみると、訪問入浴介護は平成 25 年度までは計画値を上回っていますが、平成 26 年度は減少する見込みとなっています。介護予防訪問入浴介護は利用を見込んでいませんでしたが、平成 26 年度は利用されています。

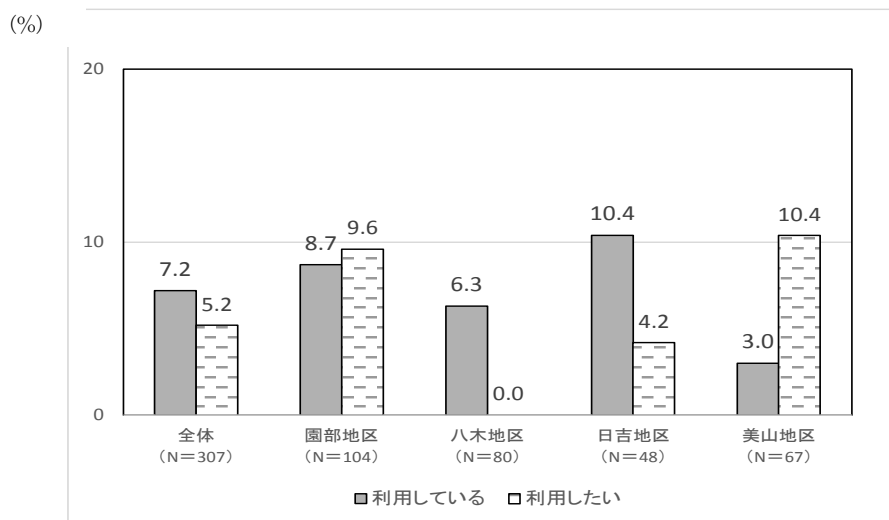
アンケート調査結果からは、現在の利用状況は全体で 7.2%となっています。今後の利用意向は美山地区で 10.4%と、利用状況に比べて高く回答されています。

■第5期の計画値及び実績■

(単位:上段 人/年、下段 回/年)

	訪問入浴介護			介護予防訪問入浴介護		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 見込み	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 見込み
計画値	332	365	397	0	0	0
	1,225	1,347	1,468	0	0	0
実 績	345	398	308	0	0	10
	1,392	1,698	1,224	0	0	44
進捗率	113.6%	126.1%	83.4%	—	—	—

■訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護 利用率と利用意向率■



※アンケート調査結果から (要支援・要介護者対象)

■供給体制■

市内には訪問入浴介護事業所が1か所あります。

所在地	事業所名
園部	公益財団法人南丹市福祉シルバー人材センター

○今後の方向とサービス見込み量

訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護は、現在、サービス提供体制が整っていない地区（八木・日吉・美山）を中心に事業者の参入を促進します。

訪問入浴介護は、要介護認定者の増加にともなう利用者数及び利用回数の増加を見込んでいます。

介護予防訪問入浴介護は見込み量をたてていませんが、今後も利用者ニーズの把握に努めます。

■第6期計画における見込み量(年間)■

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問入浴介護	人	384	408	420
	回	1,668	1,704	1,740
介護予防訪問入浴介護	人	0	0	0
	回	0	0	0

(3) 訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護とは、主治医の指示に基づいて、訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が自宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。また、介護予防訪問看護は、主治医の指示に基づいて、看護師や保健師が要支援認定者の家庭を訪問し、介護予防を目的とした健康チェックや療養上の世話または診療補助を行うサービスです。

これまでの実績をみると、訪問看護について平成24年度は計画値を上回っていますが、平成25年度は下回り、平成26年度も減少する見込みです。介護予防訪問看護は計画値と異なり、減少傾向で推移しています。

アンケート調査結果からは、現在の利用状況は全体で11.1%となっています。今後の利用意向は日吉地区と美山地区で利用状況に比べて特に高く回答されています。

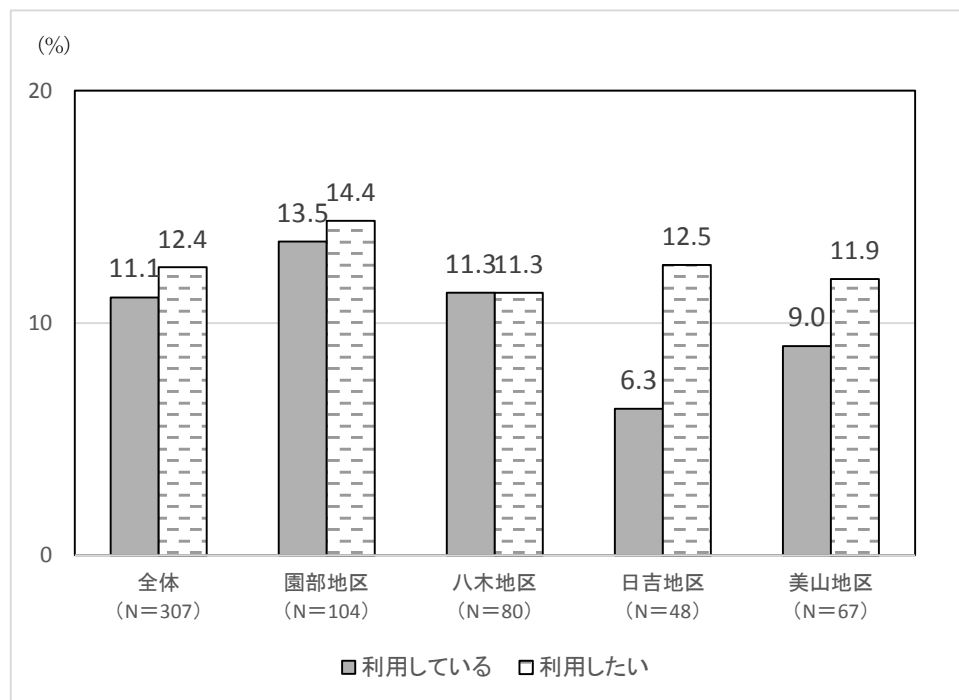
■第5期の計画値及び実績■

(単位:上段 人/年、下段 回/年)

	訪問看護			介護予防訪問看護		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 見込み	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 見込み
計画値	917	982	1,047	151	158	165
	5,557	5,966	6,375	743	779	814
実 績	1,025	1,026	934	125	105	88
	5,618	4,976	4,932	360	345	398
進捗率	101.1%	83.4%	77.4%	48.5%	44.3%	48.9%

※進捗率は回数について計画値に対する実績を割合で示している。(以下同様)

■訪問看護・介護予防訪問看護 利用率と利用意向率■



※アンケート調査結果から（要支援・要介護者対象）

■供給体制■

市内には、訪問看護・介護予防訪問看護事業所が2か所あります。

所 在 地	事 業 所 名
園 部	医療法人丹医会 そのべ訪問看護ステーション
美 山	医療法人財団美山健康会 美山診療所

○今後の方向とサービス見込み量

訪問看護・介護予防訪問看護は、現在、サービス提供体制が整っていない地区（八木・日吉）を中心に事業者の参入を促進します。

行政、医療機関、ケアマネジャー、サービス提供事業所の情報交換や連携を密にし、適切なサービス提供に努めます。

今期は、要介護認定者の増加にともなう利用者数及び利用回数の増加を見込んでいます。

■第6期計画における見込み量(年間)■

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問看護	人	1,140	1,236	1,296
	回	7,764	8,400	8,748
介護予防訪問看護	人	72	72	84
	回	660	732	912

（４）訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションとは、病院・診療所の理学療法士（PT）・作業療法士（OT）が自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため必要なリハビリテーションを行うサービスです。また、介護予防訪問リハビリテーションは、要支援認定者に対して理学療法士や作業療法士などの専門家が居宅を訪問し、介護予防を目的に生活機能の維持回復を行うサービスです。

これまでの実績をみると、訪問リハビリテーションは計画値より利用者が大幅に増加しています。一方、介護予防訪問リハビリテーションは、平成 24、25 年度は増加しましたが、平成 26 年度はほぼ計画通りとなる見込みです。

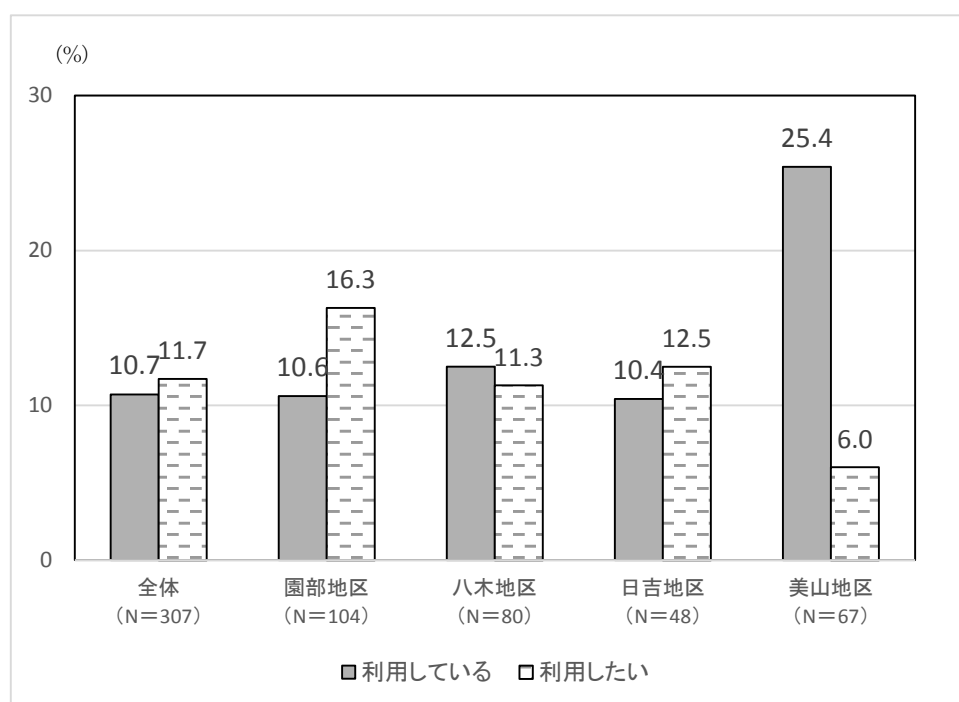
アンケート調査結果からは、現在の利用状況は全体で 10.7%となっており、特に美山地区が 25.4%と利用率が高く、今後の利用意向は園部地区で 16.3%と、その他の地区に比べて高く回答されています。

■第5期の計画値及び実績■

（単位：上段 人／年、下段 回／年）

	訪問リハビリテーション			介護予防訪問リハビリテーション		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 見込み	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 見込み
計画値	399	427	454	101	106	111
	3,456	3,672	3,888	921	966	1,012
実 績	447	621	735	170	167	146
	3,185	4,757	6,793	1,180	1,180	1,021
進捗率	92.2%	129.5%	174.7%	128.1%	122.2%	100.9%

■訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション 利用率と利用意向率■



※アンケート調査結果から（要支援・要介護者対象）

■供給体制■

市内には、訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション事業所が3か所あります。

所在地	事業所名
園部	医療法人丹医会 園部丹医会病院
八木	医療法人清仁会 シミズふないの里
美山	医療法人財団美山健康会 美山診療所

○今後の方向とサービス見込み量

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションは、個々に適した効果的・効率的なリハビリテーションを行うため、通所系サービス事業所やケアマネジャーとの連携について指導・要請していきます。

今期は、要介護認定者の増加にともなう利用者数及び利用回数の増加を見込んでいます。

■第6期計画における見込み量(年間)■

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問リハビリテーション	人	720	768	804
	回	9,744	10,344	10,488
介護予防訪問リハビリテーション	人	156	180	180
	回	924	1,056	1,092

(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

居宅療養管理指導とは、主治医の指示により、診療所の医師・薬剤師等が自宅を訪問して、心身の状況や環境等をふまえて療養上の管理及び指導を行うサービスです。

これまでの実績をみると、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導ともに平成24年度から平成25年度にかけて計画値より大幅に増加しており、計画値を上回って利用されています。

アンケート調査結果からは、現在の利用状況は全体で6.8%となっています。今後の利用意向は園部・八木・日吉地区で、利用状況に比べて高く回答されています。

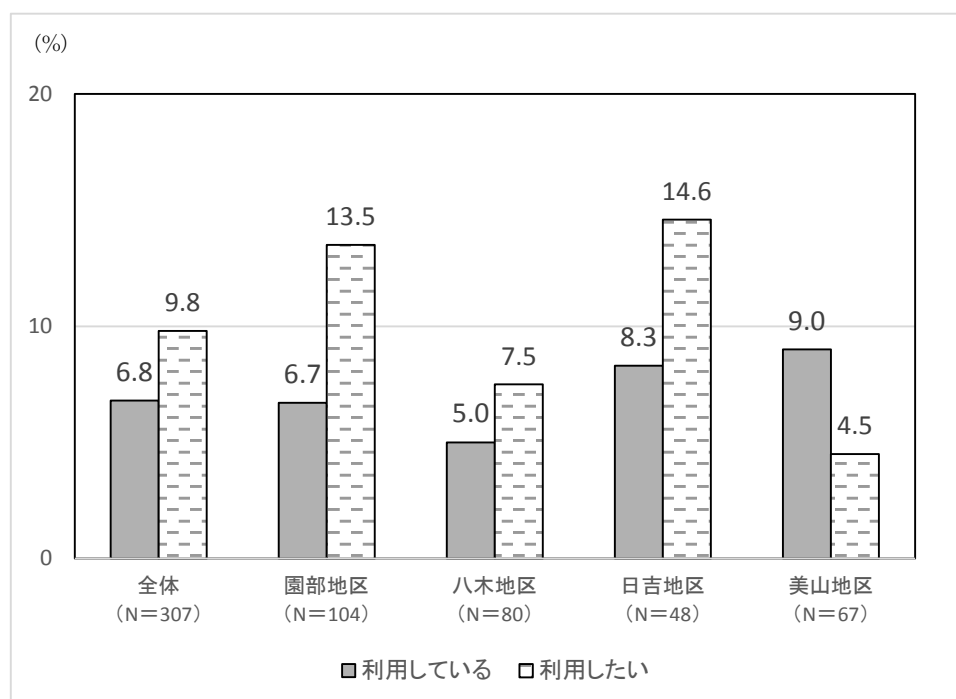
■第5期の計画値及び実績■

(単位:人/年)

	居宅療養管理指導			介護予防居宅療養管理指導		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 見込み	平成24年度	平成25年度	平成26年度 見込み
計画値	761	826	890	88	93	97
実績	980	1,417	1,228	124	139	106
進捗率	128.8%	171.5%	138.0%	140.9%	149.5%	109.3%

※進捗率は利用者数について計画値に対する実績を割合で示している。

■居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 利用率と利用意向率■



※アンケート調査結果から（要支援・要介護者対象）

○今後の方向とサービス見込み量

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導は、利用者ニーズに応じた質の高いサービスが提供できるよう事業者（医療機関）とケアマネジャー等との連携について指導・要請するとともに、関係機関との協力体制の確立に努めます。

今期も一定の利用が見込まれるため、これまでの実績をふまえ微増で推移すると見込んでいます。

■第6期計画における見込み量(年間)■

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅療養管理指導	人	1,428	1,560	1,680
介護予防居宅療養管理指導	人	156	192	216

(6) 通所介護・介護予防通所介護

通所介護（デイサービス）は、デイサービスセンター等に日帰りで行く利用者に対して、入浴・食事の提供、健康チェック、生活指導、ADL（日常生活動作）の向上のためのリハビリなどを行うサービスです。また、介護予防通所介護は、要支援認定者に対して介護予防を目的として、入浴・食事の提供等、日常生活上の世話や日常生活を想定した筋力向上トレーニングや転倒予防のための指導等の機能訓練を行うサービスです。

これまでの実績をみると、通所介護は計画値を上回っており、増加傾向にあります。また、介護予防通所介護も同様となっています。

アンケート調査結果からは、現在の利用状況は全体で 52.4%と、居宅・介護予防サービスの中で最も高い利用率となっています。今後の利用意向は各地区で現在より低くなっています。

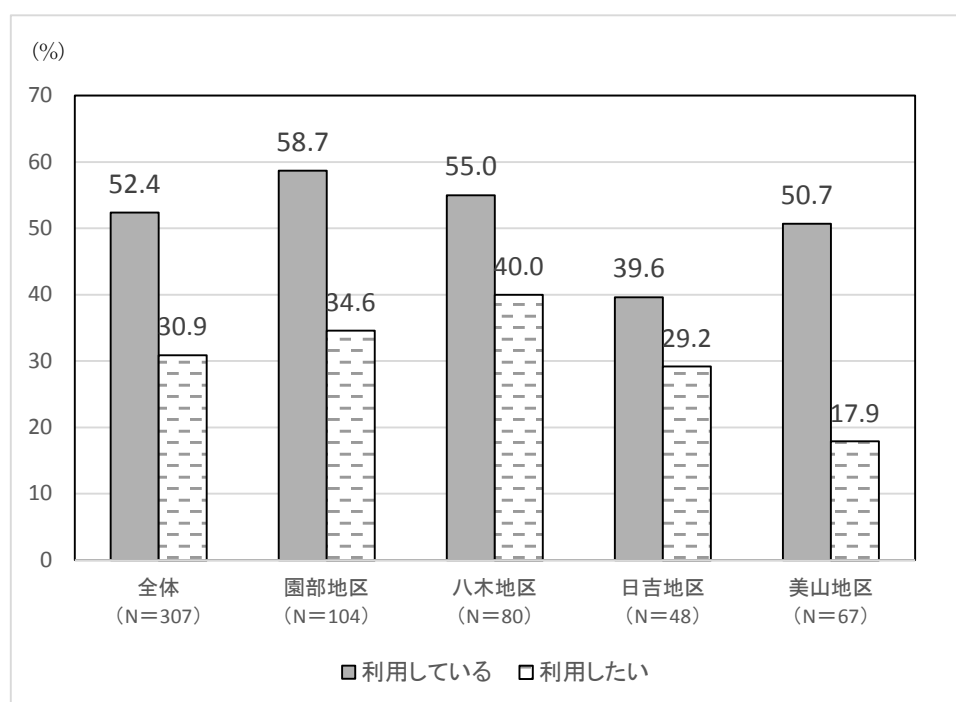
■第5期の計画値及び実績■

(単位: 上段 人／年、下段 回／年)

	通所介護			介護予防通所介護		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 見込み	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 見込み
計画値	4,946	5,200	5,454	1,284	1,344	1,404
	39,358	41,233	43,207	—	—	—
実 績	5,603	5,765	5,942	1,385	1,567	1,704
	41,471	44,756	50,388	—	—	—
進捗率	105.4%	108.5%	116.6%	107.9%	116.6%	121.4%

※進捗率は回数について計画値に対する実績を割合で示している。但し、介護予防は人数で算出している。

■通所介護・介護予防通所介護 利用率と利用意向率■



※アンケート調査結果から（要支援・要介護者対象）

■供給体制■

市内には、通所介護・介護予防通所介護事業所が 14 か所あります。

所在地	事業所名
園 部	デイサービスセンター長生園
	公益財団法人南丹市福祉シルバー人材センター
	ケアリングみそのまち
	社会福祉法人長生園 第2デイサービスセンター
八 木	ほほえみ八木通所介護事業所
	NPO法人デイハウスほっこり
	デイサービスセンターあおぞら
	デイサービスふれあいハート
	Good Life 栄広園通所介護・介護予防通所介護事業所
	NISリハトレセンター
日 吉	社会福祉法人日吉たには会 はぎの里デイサービスセンター
美 山	美山デイサービスセンター
	美山こぶしの里デイサービスセンター
	知井デイサービスセンター

○今後の方向とサービス見込み量

通所介護・介護予防通所介護は、利用者のニーズに応じて、既存の事業者によるサービスの拡充や新規参入の促進等により、供給量の確保を図ります。

今期は、要介護認定者の増加にともなう利用者数及び利用回数の増加を見込んでいます。平成28年度から小規模のデイサービスは地域密着型サービスに移行する予定であり、当該サービスと地域密着型のデイサービスを合計すると、利用人数・利用回数とも増加が見込まれます。また、介護予防通所介護は、平成29年度から地域支援事業への移行が予定されており、適切な対応に努めます。

■第6期計画における見込み量(年間)■

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
通所介護	人	6,096	4,548	4,836
	回	51,960	38,592	40,848
介護予防通所介護	人	2,004	1,620	1,716

(7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

通所リハビリテーションとは、介護老人保健施設や病院・診療所に通う利用者に対して、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための必要なリハビリテーションを行うサービスです。また、介護予防通所リハビリテーションは、要支援認定者に対しての介護予防を目的として、理学療法士・作業療法士により機能訓練等の必要なサービスの提供を行うものです。

これまでの実績をみると、通所リハビリテーションは計画値を下回っていますが、介護予防通所リハビリテーションは増加傾向にあり、計画値を上回る見込みとなっています。

アンケート調査結果からは、現在の利用状況は全体で18.9%となっています。今後の利用意向は日吉地区で、利用状況に比べて高く回答されています。

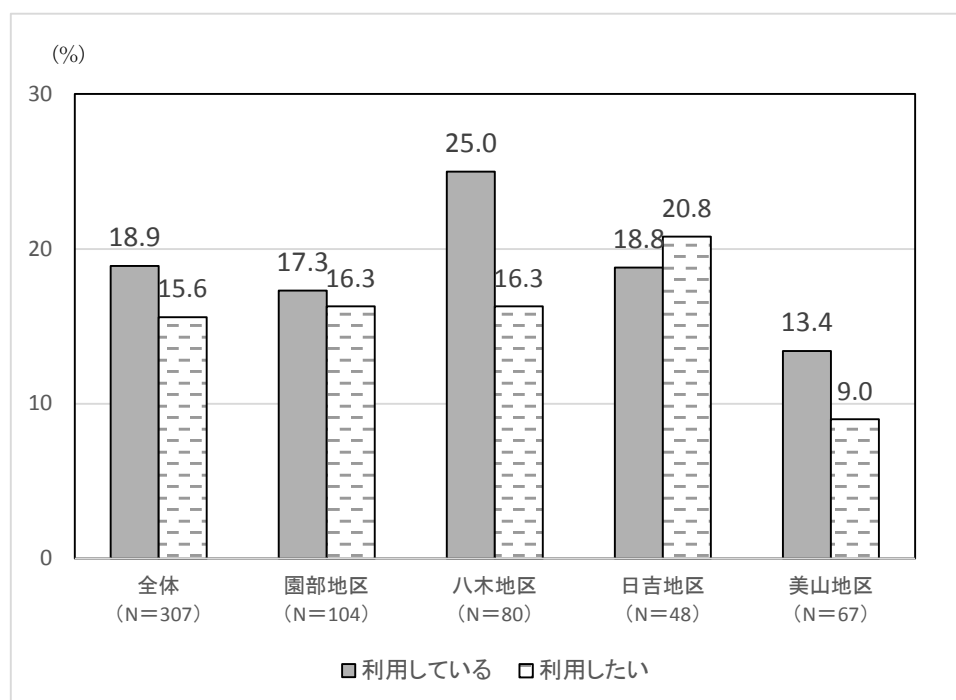
■第5期の計画値及び実績■

(単位:上段 人/年、下段 回/年)

	通所リハビリテーション			介護予防通所リハビリテーション		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 見込み	平成24年度	平成25年度	平成26年度 見込み
計画値	1,814	1,912	2,010	731	766	801
	13,326	14,029	14,731	—	—	—
実績	1,549	1,590	1,786	712	770	836
	10,779	11,066	12,328	—	—	—
進捗率	80.9%	78.9%	83.7%	97.4%	100.5%	104.4%

※進捗率は回数について計画値に対する実績を割合で示している。介護予防は人数で算出している。

■通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション 利用率と利用意向率■



※アンケート調査結果から（要支援・要介護者対象）

■供給体制■

市内には、通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション事業所が4か所あります。

所在地	事業所名
園部	医療法人丹医会 園部丹医会病院
八木	介護老人保健施設シミズふないの里
日吉	老人保健施設はぎの里
美山	介護療養型老人保健施設美山健康会

○今後の方向とサービス見込み量

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションは、現状程度のサービス提供体制を確保するとともに、今後の利用状況をふまえサービスの拡充を検討します。今期は、要介護認定者の増加にともなう利用者数及び利用回数の増加を見込んでいます。

■第6期計画における見込み量(年間)■

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
通所リハビリテーション	人	1,256	2,496	2,664
	回	15,360	16,836	17,964
介護予防通所リハビリテーション	人	1,116	1,176	1,224

(8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

短期入所生活介護とは、在宅の要介護認定者が介護老人福祉施設等に一時的に入所し、日常生活の世話等を受けるサービスです。また、介護予防短期入所生活介護は、要支援認定者が介護予防を目的とし施設等に一時的に入所しながら、必要な介護等を受けるサービスです。

これまでの実績をみると、短期入所生活介護は、ほぼ計画値どおりとなっており、介護予防短期入所生活介護は平成 24 年度から平成 25 年度の増加率が大きくなっています。

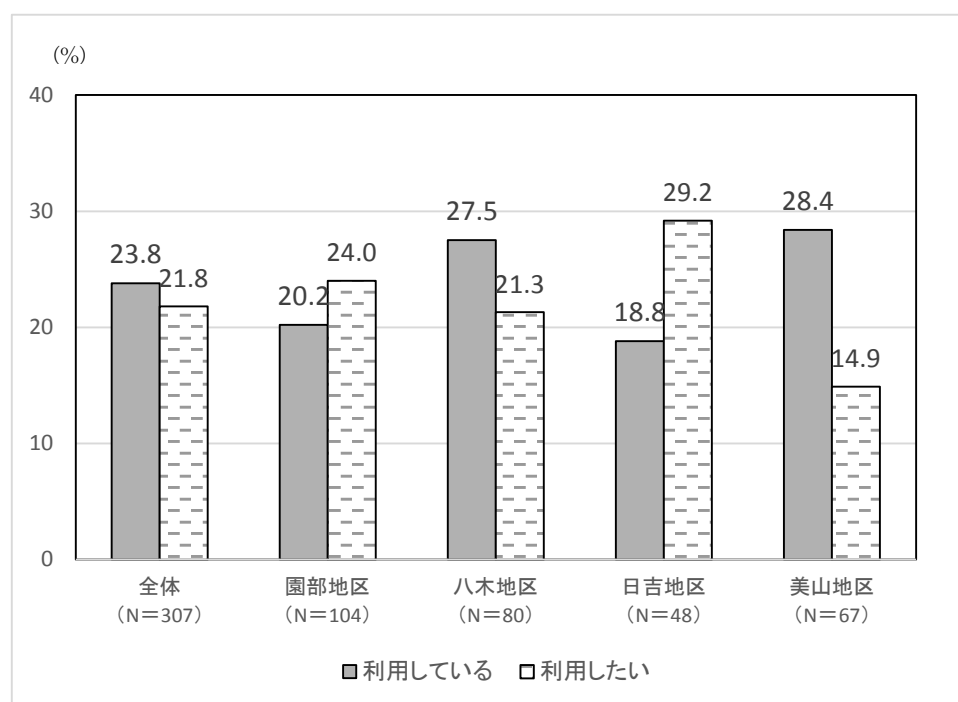
アンケート調査結果からは、現在の利用状況は全体で 23.8%となっています。今後の利用意向は、日吉地区で 29.2%と利用状況に比べて特に高く回答されています。

■第5期の計画値及び実績■

(単位:上段 人/年、下段 日/年)

	短期入所生活介護			介護予防短期入所生活介護		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 見込み	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 見込み
計画値	2,187	2,311	2,434	63	66	69
	21,408	22,620	23,831	278	292	306
実 績	2,390	2,310	2,942	31	95	86
	25,297	25,251	27,618	162	690	500
進捗率	118.2%	111.6%	115.9%	58.3%	236.3%	163.4%

■短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 利用率と利用意向率■



※アンケート調査結果から（要支援・要介護者対象）
短期入所生活介護・短期入所療養介護の合計

■供給体制■

市内には、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所が5か所あります

所在地	事業所名
園部	社会福祉法人長生園
八木	特別養護老人ホームヴィラ多国山短期入所
	ラポールもろはた
日吉	社会福祉法人日吉たには会 特別養護老人ホームはぎの里
美山	美山やすらぎホーム

○今後の方向とサービス見込み量

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護は、現状程度のサービス提供体制を確保するとともに、今後も利用者に対してより質の高いサービス提供体制の整備に努めます。

今期は、要介護認定者の増加にともなう利用者数及び利用日数の増加を見込んでいます。

■第6期計画における見込み量(年間)■

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
短期入所生活介護	人	2,748	2,964	3,216
	日	33,240	34,968	37,332
介護予防短期入所生活介護	人	120	132	168
	日	1,356	1,632	1,992

(9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

短期入所療養介護とは、在宅の要介護認定者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に一時的に入所し、看護・医学的管理下の介護・機能訓練等を受けるサービスです。また、介護予防短期入所療養介護は、要支援認定者が施設に入所し、看護・医学的管理下で介護予防を目的とした介護・機能訓練を受けるサービスです。

これまでの実績をみると、短期入所療養介護は計画値と異なり減少傾向で推移しており、介護予防短期入所療養介護も同様となっています。

■第5期の計画値及び実績■

(単位:上段 人/年、下段 日/年)

	短期入所療養介護			介護予防短期入所療養介護		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 見込み	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 見込み
計画値	770	821	871	32	33	35
	7,574	8,127	8,681	134	140	147
実 績	725	718	624	17	1	2
	6,402	6,662	5,292	107	5	60
進捗率	84.5%	82.0%	61.0%	79.9%	3.6%	40.8%

■供給体制■

市内には、短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護事業所が4か所あります。

所 在 地	事 業 所 名
園 部	医療法人川西診療所
八 木	医療法人清仁会 介護老人保健施設シミズふないの里
日 吉	老人保健施設はぎの里
美 山	介護療養型老人保健施設美山健康会

○今後の方向とサービス見込み量

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護は、現状程度のサービス提供体制を確保するとともに、今後も利用者に対してより質の高いサービス提供体制の整備に努めます。

今期は、短期入所療養介護では要介護認定者の増加にともなう利用者数及び利用日数の増加を見込んでいます。介護予防短期入所療養介護では、これまでの実績をふまえ見込み量をたてていませんが、今後も利用者ニーズの把握に努めます。

■第6期計画における見込み量(年間)■

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
短期入所療養介護	人	720	792	840
	日	7,308	8,028	8,544
介護予防短期入所療養介護	人	0	0	0
	日	0	0	0

(10) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護とは、有料老人ホームや軽費老人ホーム等の入居者が、その施設で特定施設サービス計画に基づき、介護や日常生活の世話、機能訓練・療養上の世話を受けるサービスです。

今後はこれまでの実績をふまえ、一定の利用者を見込んでいます。

■第5期の計画値及び実績■

(単位:人/年)

	特定施設入居者生活介護			介護予防特定施設入居者生活介護		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 見込み	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 見込み
計画値	62	62	62	12	12	12
実 績	31	38	62	0	0	4
進捗率	50.0%	61.3%	100.0%	0.0%	0.0%	33.3%

■供給体制■

市内には、特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護事業所が 1 か所あります。

- ・特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護事業所

所 在 地	事 業 所 名
園 部	社会福祉法人長生園 養護特定施設入居者生活介護

○今後の方向とサービス見込み量

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護は、今後も必要な供給体制が確保できるよう既存事業者との連携を密にするとともに、利用者に対してより質の高いサービスが提供できるよう体制整備に努めます。

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護は、これまでの実績をふまえ一定の利用者数を見込んでおり、今後も利用者ニーズの把握に努めます。

■第6期計画における見込み量(年間)■

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
特定施設入居者生活介護	人	60	84	96
介護予防特定施設入居者生活介護	人	6	12	12

(11) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

福祉用具貸与とは、介護ベッドや車いすなどの福祉用具をレンタルできるサービスです。また、介護予防福祉用具貸与は、要支援認定者が介護予防を目的として福祉用具をレンタルできるサービスです。

これまでの実績をみると、福祉用具貸与は計画値を上回っており増加傾向にあります。介護予防福祉用具貸与についても同様となっています。

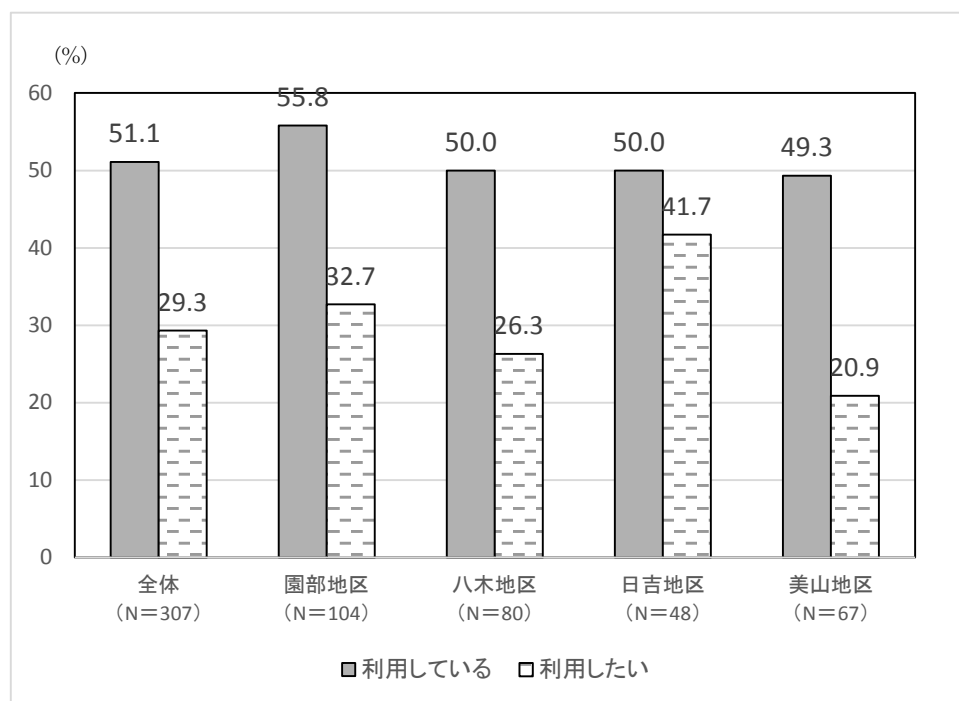
アンケート調査結果からは、現在の利用状況は全体で51.1%と居宅・介護予防サービスの中で高い利用率となっています。今後の利用意向は各地区で現在より低くなっています。

■第5期の計画値及び実績■

(単位:人/年)

	福祉用具貸与			介護予防福祉用具貸与		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 見込み	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 見込み
計画値	4,807	5,091	5,374	1,260	1,320	1,380
実 績	5,305	5,979	6,286	1,374	1,684	1,858
進捗率	110.4%	117.4%	117.0%	109.0%	127.6%	134.6%

■福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与 利用率と利用意向率■



※アンケート調査結果から（要支援・要介護者対象）

■供給体制■

市内には福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与事業所が2か所あります。

所 在 地	事 業 所 名
園 部	有限会社クローバー
	有限会社いなふ

○今後の方向とサービス見込み量

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与は、その効果や必要性を適切に判断した上で利用を定着させるため、事業者に対する研修会の開催や指導を行うとともに、ケアマネジャーに対する相談対応や支援に努めます。

今期は、要介護認定者の増加にともなう利用者数の増加を見込んでいます。

■第6期計画における見込み量(年間)■

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
福祉用具貸与	人	6,600	6,960	7,200
介護予防福祉用具貸与	人	2,220	2,520	2,748

(12) 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

特定福祉用具販売の対象となる福祉用具には、衛生管理などの問題でレンタルが難しい特殊尿器の交換可能部品・腰かけ便座・入浴補助用具・浴槽用手すり等があります。特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売は、これらを購入した場合にその費用の一部を支給するものです。

これまでの実績をみると、特定福祉用具販売はほぼ計画値どおりで推移しており、特定介護予防福祉用具販売も同様となっています。

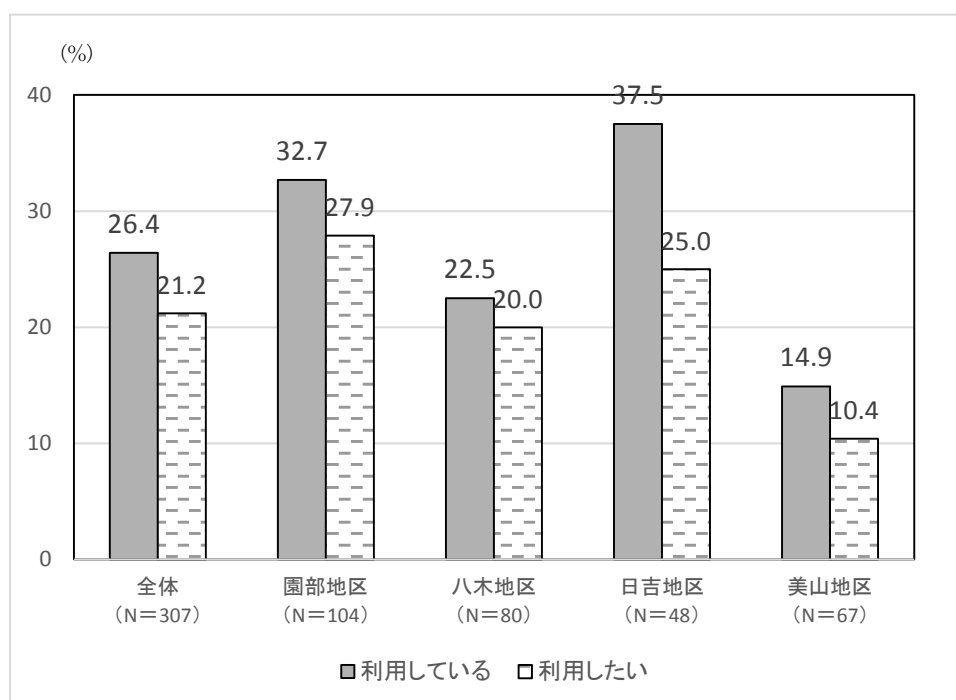
アンケート調査結果からは、現在の利用状況は全体で 26.4%となっています。今後の利用意向は全体で 2 割以上見られます。

■第5期の計画値及び実績■

(単位:上段 人/年)

	特定福祉用具販売			特定介護予防福祉用具販売		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 見込み	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 見込み
計画値	156	156	156	72	72	72
実 績	162	152	162	57	70	72
進捗率	103.8%	97.4%	103.8%	79.2%	97.2%	100.0%

■特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売 利用率と利用意向率■



※アンケート調査結果から（要支援・要介護者対象）

■供給体制■

市内には、特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売事業所が2か所あります。そして、市外の事業所を含めサービスが提供されています。

所在地	事業所名
園部	有限会社クローバー
	有限会社いなふ

○今後の方向とサービス見込み量

特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売は、その効果や必要性を適切に判断した上での利用を定着させるため、事業者に対する研修会の開催や指導を行うとともに、ケアマネジャーに対する相談対応や支援に努めます。

今期も一定の利用が見込まれるため、これまでの実績をふまえ算定しています。

■第6期計画における見込み量(年間)■

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
特定福祉用具販売	人	192	204	228
特定介護予防福祉用具販売	人	84	96	108

(13) 住宅改修

住宅改修では、要介護高齢者等の居宅での生活上の障壁を軽減するために、利用者が手すりの取り付けや、段差の解消等を行う場合の費用の9割を保険給付として受けることができます。

これまでの実績をみると、住宅改修は計画値を下回っており、住宅改修（介護予防）については、ほぼ計画値どおりで推移しています。

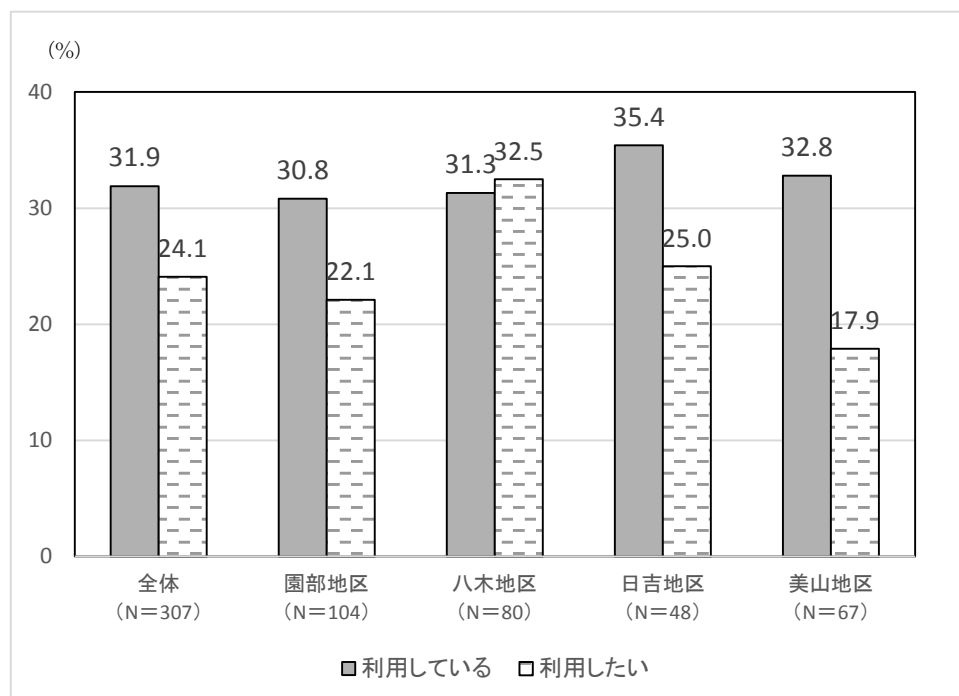
アンケート調査結果からは、現在の利用状況は全体で31.9%となっています。今後の利用意向は、八木地区で32.5%と利用状況に比べて高く回答されています。

■第5期の計画値及び実績■

(単位:人/年)

	住宅改修（介護）			住宅改修（予防）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 見込み	平成24年度	平成25年度	平成26年度 見込み
計画値	132	132	132	60	60	60
実績	109	121	102	60	63	60
進捗率	82.6%	91.7%	77.3%	100.0%	105.0%	100.0%

■住宅改修 利用率と利用意向率■



※アンケート調査結果から（要支援・要介護者対象）

○今後の方向とサービス見込み量

住宅改修は、利用者に制度の周知を図るとともに、事前申請時におけるケアマネジャー、改修業者に対する指導・支援により適正な改修を推進します。

今期も一定の利用が見込まれるため、これまでの実績をふまえ算定しています。

■第6期計画における見込み量(年間)■

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
住宅改修（介護）	人	108	108	108
住宅改修（予防）	人	60	60	60

(14) 居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援とは、在宅の要介護認定者が、介護保険から給付される在宅サービス等を適正に利用できるように、要介護認定者と契約した居宅介護支援事業所に属するケアマネジャーが、介護サービス計画の作成、居宅サービス事業者との連絡調整や、介護保険施設への紹介等のケアマネジメントを行うサービスです。また、介護予防支援は、要支援認定者に対する介護予防サービスのケアプランを作成するものです。

これまでの実績をみると、居宅介護支援はほぼ計画値どおりとなっており、介護予防支援は増加率が高くなっています。

■第5期の計画値及び実績■

(単位:人/年)

	居宅介護支援			介護予防支援		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 見込み	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 見込み
計画値	9,516	9,828	10,140	3,420	3,528	3,636
実 績	10,028	10,316	10,678	3,664	4,022	4,306
進捗率	105.4%	105.0%	105.3%	107.1%	114.0%	118.4%

■供給体制■

市内には居宅介護支援事業所が18か所、介護予防支援事業所が3か所あります。

・居宅介護支援事業所

所在地	事業所名
園 部	長生園居宅介護支援事業所
	公益財団法人南丹市福祉シルバー人材センター
	ほほえみ園部居宅介護支援事業所
	医療法人丹医会 園部丹医会病院居宅介護支援事業所
	医療法人川西診療所居宅介護支援事業所
	社団法人京都府医師会居宅介護支援事業所
	居宅介護支援事業所はぎの里オアシス
八 木	医療法人清仁会 介護老人保健施設シミズふないの里居宅介護支援事業所
	ラポール八木居宅介護支援センター
	ほほえみ八木居宅介護支援事業所
	居宅介護支援センターほっこり
	Good Life 栄広園居宅介護支援事業所
日 吉	はぎの里ケアプランセンター
	ほほえみ日吉居宅介護支援事業所
美 山	美山やすらぎホーム
	居宅介護支援事業所美山こぶしの里
	ほほえみ美山居宅介護支援事業所
	医療法人財団美山健康会 美山診療所

・介護予防支援事業所

所在地	事業所名
園 部	南丹地域包括支援センター
日 吉	
美 山	

○今後の方向とサービス見込み量

居宅介護支援・介護予防支援は、利用者の心身の状態や生活環境に応じた適切なケアプラン・予防プランが作成されるようケアマネジャーの資質向上に関する取り組みや、居宅介護支援事業所と南丹地域包括支援センターとの連携体制の構築に努めます。

今期は、要介護認定者の増加にともなう利用者数の増加を見込んでいます。

■第6期計画における見込み量(年間)■

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護支援	人	11,436	12,024	12,960
介護予防支援	人	5,460	6,396	7,284

2 地域密着型サービス

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護認定者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、実績はありません。

○今後の方向とサービス見込み量

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、現時点で事業者の参入見込みがないため、サービス量を見込んでいません。今後の利用者ニーズの把握に努めるとともに、事業実施時には特に夜間等における介護従事者の人的資源の有効活用を図る観点からも、特別養護老人ホーム・介護老人保健施設等の既に 24 時間体制を取っている施設・事業所を拠点とした事業展開等について検討・協議をします。

■第6期計画における見込み量(年間)■

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	人	0	0	0

(2) 夜間対応型訪問介護

在宅の場合でも、夜間を含め 24 時間安心して生活できるように、夜間において定期的な巡回訪問により、または通報を受け、訪問介護サービスを提供するものです。

夜間対応型訪問介護について、実績はありません。

○今後の方向とサービス見込み量

夜間対応型訪問介護は、事業者の参入が見込めないものの、厚生労働省では人口 20 万～30 万人規模以上の都市でのサービス提供を想定しており、広域的な対応が必要であると考えられるため、近隣市町と連携しながら今後の事業実施に向け検討・協議をします。

■第6期計画における見込み量(年間)■

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
夜間対応型訪問介護	回	0	0	0

(3) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症ではあるものの、ADL（日常生活動作能力）の比較的自立している要介護認定者について、デイサービスセンター等において日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。

これまでの実績をみると、認知症対応型通所介護は計画値と異なり減少しており、介護予防認知症対応型通所介護についても同様となっています。

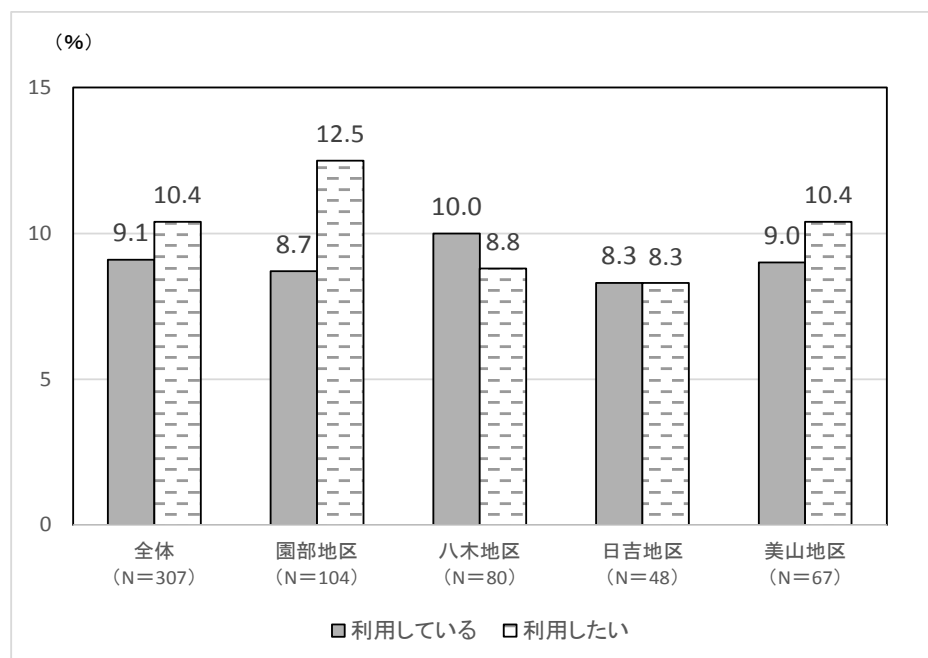
アンケート調査結果からは、現在の利用状況は全体で 9.1%となっています。今後の利用意向は、園部・美山地区で利用状況に比べて高く回答されています。

■第5期の計画値及び実績■

(単位:上段 人/年、下段 回/年)

	認知症対応型通所介護			介護予防認知症対応型通所介護		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 見込み	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 見込み
計画値	946	992	1,038	13	13	14
	8,187	8,599	9,010	25	26	27
実 績	785	688	722	5	0	2
	7,128	6,409	5,748	25	0	2
進捗率	87.1%	74.5%	63.8%	100.0%	—	7.4%

■認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護 利用率と利用意向率■



※アンケート調査結果から（要支援・要介護者対象）

■供給体制■

市内には認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護事業所が3か所あります。

所在地	事業所名
八木	やぎ詩の郷
	ラポールデイサービスセンター くま五郎の家
美山	美山デイサービスセンター

○今後の方向とサービス見込み量

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護は、一般型のデイサービス事業所と併せて、日吉地区において既存の事業者によるサービスの拡充や新規参入の促進等により、供給量の確保を図ります。

今期は、認知症対応型通所介護では要介護認定者の増加にともなう利用者数及び利用回数の増加を見込んでいますが、介護予防認知症対応型通所介護では、これまでの実績をふまえほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。

■第6期計画における見込み量(年間)■

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
認知症対応型通所介護	人	696	720	744
	回	7,224	7,668	8,220
介護予防認知症対応型通所介護	人	12	12	12
	回	60	60	60

(4) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は「通い」を中心として、居宅介護者の心身の状況、その置かれている環境や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを提供し、在宅での生活継続を支援するサービスです。

これまでの実績をみると、小規模多機能型居宅介護は計画値を上回っており増加率が高くなっています。介護予防小規模多機能型居宅介護については計画値を下回っています。

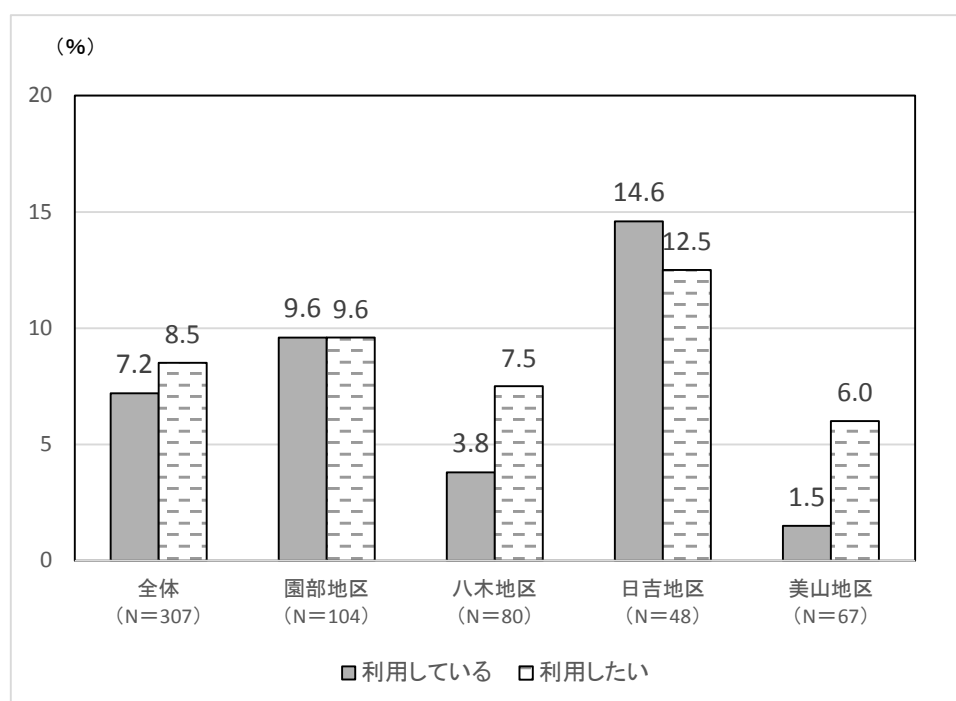
アンケート調査結果からは、現在の利用状況は全体で7.2%となっており、日吉地区で14.6%と特に高く、今後の利用意向は、八木地区で7.5%、美山地区で6.0%と利用状況に比べて高く回答されています。

■第5期の計画値及び実績■

(単位:人/年)

	小規模多機能型居宅介護			介護予防小規模多機能型居宅介護		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 見込み	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 見込み
計画値	286	362	381	189	237	248
実 績	272	485	480	105	144	124
進捗率	95.1%	134.0%	126.0%	55.6%	60.8%	50.0%

■小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 利用率と利用意向率■



※アンケート調査結果から（要支援・要介護者対象）

■供給体制■

市内には小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が3か所あります。

所 在 地	事 業 所 名
園 部	小規模多機能ホームだんない
	小規模多機能型居宅介護事業所はぎの里オアシス
日 吉	はぎの里ふれあいホーム

○今後の方向とサービス見込み量

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護は、より柔軟なサービス提供が可能となるよう、第5期事業計画から新たに創設された小規模多機能型居宅介護と訪問看護等を組み合わせてサービス提供する「複合型事業所」への移行について、事業者と検討・協議をします。

今期は、要介護認定者の増加にともなう利用者数の増加を見込んでいますが、介護予防については減少する見込みです。

■第6期計画における見込み量(年間)■

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
小規模多機能型居宅介護	人	576	648	684
介護予防小規模多機能型居宅介護	人	108	108	108

(5) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護は、身近な地域で、比較的安定状況にある認知症高齢者が共同生活をし、家庭的な雰囲気の中で、入浴・排泄・食事等の介護や日常生活の支援、機能訓練を受けるサービスです。

これまでの実績をみると、認知症対応型共同生活介護は計画値を下回っています。また、介護予防認知症対応型共同生活介護は利用がありません。

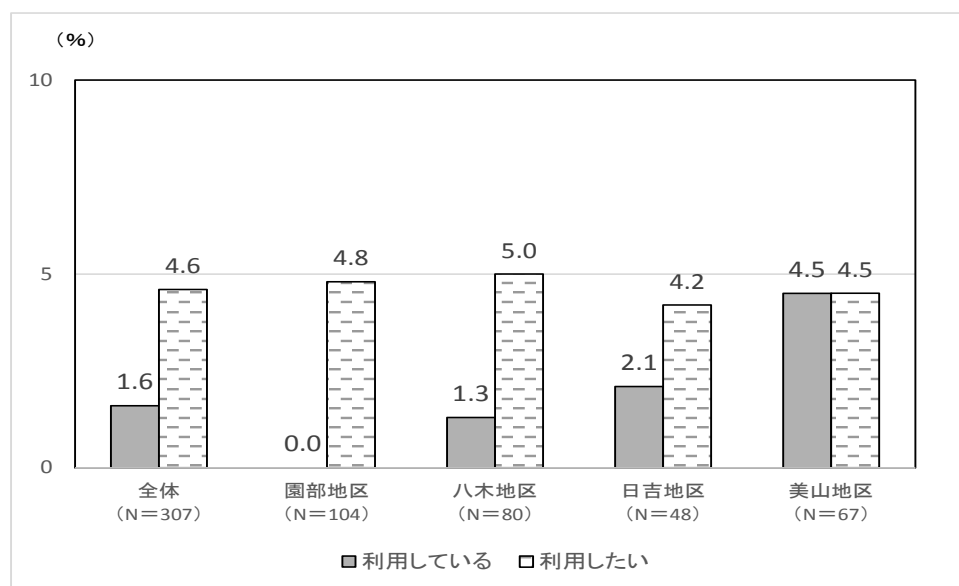
アンケート調査結果からは、現在の利用状況は全体で 1.6%となっています。今後の利用意向は、園部・八木・日吉地区で利用状況に比べて高く回答されています。

■第5期の計画値及び実績■

(単位:人/年)

	認知症対応型共同生活介護			介護予防認知症対応型共同生活介護		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 見込み	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 見込み
計画値	420	524	632	0	0	0
実 績	352	509	588	0	0	0
進捗率	83.8%	97.1%	93.0%	—	—	—

■認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 利用率と利用意向率■



※アンケート調査結果から (要支援・要介護者対象)

■供給体制■

市内には認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が6か所あります。

所在地	事業所名
園 部	グループホーム幸せの里
	認知症対応型共同生活介護事業所はぎの里オアシス
八 木	グループホームちくりんえん
	グループホームかたらいの家
美 山	グループホームみやま
	グループホーム美山やすらぎホーム

○今後の方向とサービス見込み量

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護は、第5期計画期間内に園部地区及び美山地区において各1ユニット、計18人分の整備を図り、今期のサービス見込量はこの増加分を含めて見込んでいます。今後もグループホームと地域住民との交流活動を支援し、地域住民の認知症に対する正しい知識の普及啓発を図ります。

■第6期計画における見込み量(年間)■

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
認知症対応型共同生活介護	人	816	816	816
介護予防認知症対応型共同生活介護	人	0	0	0

(6) 地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護は、入居定員が29人以下の有料老人ホームやケアハウスの入居者（要介護認定者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者）に対し、介護サービス計画に基づいて、食事や入浴、排泄等の介助やその他日常生活上の介助、機能訓練を行うサービスです。

地域密着型特定施設入居者生活介護について、実績はありません。

■第5期の計画値及び実績■

(単位:人/年)

	地域密着型特定施設入居者生活介護		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 見込み
計画値	0	0	0
実 績	0	0	0
進捗率	—	—	—

○今後の方向とサービス見込み量

地域密着型特定施設入居者生活介護は、現時点で事業者の参入見込みがないため、第6期事業計画においてはサービス量を見込んでいません。今後の利用者ニーズの把握に努めます。

■第6期計画における見込み量(年間)■

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域密着型特定施設入居者生活介護	人	0	0	0

(7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

居宅での介護が困難な方が特別養護老人ホーム(入所定員が 29 人以下)に入所して、食事や入浴、排泄など日常生活の介助、機能訓練、健康管理などのサービスを受けるものです。

これまでの実績をみると地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、平成 24 年度では計画値を下回っているものの平成 25 年度では増加しています。

■第5期の計画値及び実績■

(単位:人/年)

	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度見込み
計画値	120	240	480
実 績	35	223	240
進捗状況	29. 2%	92. 9%	50. 0%

■供給体制■

市内には、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所が 1 か所あります。

所 在 地	事 業 所 名
園 部	特別養護老人ホームはぎの里オアシス

○今後の方向とサービス見込み量

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、定員どおり月 20 人の利用を見込みます。

■第6期計画における見込み量(年間)■

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人	240	240	240

(8) 地域密着型通所介護・介護予防地域密着型通所介護

地域密着型通所介護は、定員 18 人以下の小規模な通所介護事業所が地域と連携を図り、少人数での通所介護を提供するサービスのことです。平成 28 年度から地域密着サービスに位置づけられます。

■供給体制■

市内には、平成 28 年度以降、地域密着型通所介護事業所となるデイサービス事業所は全体の 3 割程度と見込んでいます。

○今後の方向とサービス見込み量

今期は、地域密着型通所介護からの移行分（通所介護の 3 割程度）を基礎に要介護認定者の増加にともなう利用者数の増加を見込んでいます。

■第6期計画における見込み量(年間)■

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域密着型通所介護	人	—	1,944	2,076
	回	—	16,536	17,508
介護予防地域密着型通所介護	人	—	696	732

(9) 看護小規模多機能型居宅介護（※複合型サービスから名称変更）

小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを複合型事業所において組み合わせて提供するサービスのことです。

○今後の方向とサービス見込み量

看護小規模多機能型居宅介護は、現時点で事業者の参入見込みがないため、第 6 期事業計画においてはサービス量を見込んでいません。今後、事業者（既存の小規模多機能型居宅介護事業者）等と検討・協議をします。

■第6期計画における見込み量(月間)■

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
看護小規模多機能型居宅介護	人	0	0	0

3 施設サービス

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、施設サービス計画に基づいて、介護等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の管理を行うサービスを提供する施設です。

これまでの実績をみると、ほぼ計画値どおりとなっています。

■第5期の計画値及び実績■

（単位：人／月）

	介護老人福祉施設		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 見込み
計画値	280	280	280
実 績	285	283	279
進捗率	101.8%	101.1%	99.6%

■供給体制■

市内に特別養護老人ホームは、4か所あります。

所 在 地	事 業 所 名
園 部	特別養護老人ホーム長生園
八 木	特別養護老人ホームヴィラ多国山
日 吉	特別養護老人ホームはぎの里
美 山	特別養護老人ホーム美山やすらぎホーム

○今後の方向とサービス見込み量

介護老人福祉施設は、計画期間に、養護老人ホームからの転換分の半数程度を確保できるよう事業所と連携を図ります。

今後も入所者に対するサービスの質的向上に向け、個室化の推進、ユニットケアの導入など事業者の取組みを支援します。

今期は、横ばいで推移すると見込んでいます。

■第6期計画における見込み量(月間)■

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護老人福祉施設	人	290	290	290

(2) 介護老人保健施設

介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づいて、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うサービスを提供する施設です。

これまでの実績をみると、計画値を大幅に上回っており、増加傾向となっています。

■第5期の計画値及び実績■

(単位:人/月)

	介護老人保健施設		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 見込み
計画値	100	100	100
実 績	134	140	160
進捗率	134.0%	140.0%	160.0%

■供給体制■

市内に介護老人保健施設は3か所あります。

所 在 地	事 業 所 名
八 木	医療法人清仁会 介護老人保健施設シミズふないの里
日 吉	老人保健施設はぎの里
美 山	介護療養型老人保健施設美山健康会

○今後の方向とサービス見込み量

介護老人保健施設は、病院などと自宅との中間施設として個別のリハビリテーションなどにより在宅復帰への取組みを進める必要があります。

今期は、横ばいで推移すると見込んでいます。

■第6期計画における見込み量(月間)■

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護老人保健施設	人	167	167	167

(3) 介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護等の世話及び機能訓練、その他必要な医療を行うサービスを提供する施設です。

これまでの実績をみると、計画値を若干上回っています。

■第5期の計画値及び実績■

(単位:人/月)

	介護療養型医療施設		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 見込み
計画値	36	36	36
実 績	41	39	46
進捗率	113.9%	108.3%	127.8%

■供給体制■

市内に介護療養型医療施設は1か所あります。

所 在 地	事 業 所 名
園 部	医療法人川西診療所

○今後の方向とサービス見込み量

介護療養型医療施設は、老人保健施設や特別養護老人ホームなどの介護施設等に転換し、制度は廃止されることとなっていました。その転換期限が平成29年度末まで延長されています。利用者に混乱を与えることなくスムーズな転換が行えるよう今後も事業者に対する情報提供や相談対応等に努めます。

今期は、横ばいで推移すると見込んでいます。

■第6期計画における見込み量(月間)■

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護療養型医療施設	人	43	43	43

4 第6期介護保険料の設定

(1) 予防給付費の推計

要支援認定者（要支援1・2）の予防給付として、第5期計画期間の利用者数、1人当たりの利用回数、1回当たりの給付費等から、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービスの予防給付費を推計すると、以下のようになります。

■ 予防給付費推計 ■

(単位:円)

サービスの種類	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防サービス			
介護予防訪問介護	43,519,677	49,192,399	52,616,596
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	2,673,673	3,067,378	3,916,112
介護予防訪問リハビリテーション	2,887,726	3,147,272	3,169,824
介護予防居宅療養管理指導	1,019,467	1,290,705	1,424,576
介護予防通所介護	73,845,119	60,345,781	64,270,218
介護予防通所リハビリテーション	45,237,813	47,921,998	52,001,943
介護予防短期入所生活介護	4,209,262	5,047,657	6,182,996
介護予防短期入所療養介護	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	772,293	1,541,603	1,541,603
介護予防福祉用具貸与	13,214,227	14,973,131	16,368,578
特定介護予防福祉用具販売	1,381,955	1,518,805	1,764,369
地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	414,914	414,101	414,101
介護予防小規模多機能型居宅介護	7,947,617	8,006,410	8,070,171
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
介護予防地域密着型通所介護	0	25,862,478	27,544,379
住宅改修	4,609,763	4,600,752	4,701,545
介護予防支援	21,874,240	25,483,830	28,998,067
合 計【介護予防給付費①】	223,607,746	252,414,300	272,985,078

(2) 介護給付費の推計

要介護認定者（要介護１～５）の介護給付として、第５期計画期間の利用者数、１人当たりの利用回数、１回当たりの給付費等から、居宅介護サービス、地域密着型サービス、介護保険施設サービスの給付費等を推計すると、以下のようになります。

■介護給付費推計■

(単位:円)

サービスの種類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護サービス			
訪問介護	242,504,544	250,660,408	262,614,796
訪問入浴介護	14,690,722	15,210,084	15,492,932
訪問看護	41,780,419	45,148,267	46,968,968
訪問リハビリテーション	26,310,741	27,772,914	28,145,091
居宅療養管理指導	8,296,372	9,041,663	9,764,747
通所介護	435,925,014	323,499,687	343,164,854
通所リハビリテーション	127,228,474	140,206,254	148,741,304
短期入所生活介護	271,430,116	286,295,988	305,617,168
短期入所療養介護	69,428,884	76,949,767	81,340,178
特定施設入居者生活介護	9,109,853	15,955,189	17,521,312
福祉用具貸与	85,857,576	90,366,101	91,985,023
特定福祉用具販売	3,404,747	3,624,036	3,985,585
地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	69,837,364	74,007,253	79,859,601
小規模多機能型居宅介護	100,495,929	118,815,688	128,426,318
認知症対応型共同生活介護	195,973,400	195,589,694	195,589,694
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	68,457,501	68,323,465	68,323,465
地域密着型通所介護	0	138,642,723	147,070,651
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
住宅改修	9,704,983	9,883,478	9,830,985
居宅介護支援	150,413,587	158,620,436	171,156,442
介護保険施設サービス			
介護老人福祉施設	834,370,280	833,177,694	833,618,760
介護老人保健施設	520,510,212	522,216,074	521,727,960
介護療養型医療施設	185,146,006	184,783,500	184,783,500
合 計【介護給付費②】	3,470,876,724	3,588,790,363	3,695,729,334

(3) 標準給付費の推計

高齢化の進展による自然増や介護報酬改定等を見込んだ総給付費（予防給付費と介護給付費）の合計、実績から特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料を合計して、標準総給付費を推計します。

■標準給付費推計■

(単位:円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合計
介護予防給付費①	223,607,746	252,414,300	272,985,078	749,007,124
介護給付費②	3,470,876,724	3,588,790,363	3,695,729,334	10,755,396,421
総給付費③=①+②	3,694,484,470	3,841,204,663	3,968,714,412	11,504,403,545
一定以上所得者負担の調整額④	-10,973,067	-17,494,146	-18,311,921	-46,779,134
総給付費(調整後) ⑤=③-④	3,683,511,403	3,823,710,517	3,950,402,491	11,457,624,411
特定入所者介護サービス費等(一定以上所得者負担の調整後)	171,811,306	180,206,653	180,681,501	532,699,460
高額介護サービス費等	73,000,000	75,000,000	77,000,000	225,000,000
高額医療合算介護サービス費等 給付額	10,000,000	10,000,000	10,000,000	30,000,000
審査支払手数料	3,300,000	3,615,000	3,912,000	10,827,000
合 計 【標準給付費】	3,941,622,709	4,092,532,170	4,221,995,992	12,256,150,871

※一定以上所得者の介護サービス費、特定入所者介護サービス費等にかかる自己負担については、平成 27 年 8 月以降負担割合が変更（2 割負担）となることから調整しています。

(4) 介護保険料算定にかかる事業費

標準給付費と地域支援事業費を合わせた介護保険算定にかかる事業費を試算すると、次のようになります。

■介護保険料算定にかかる事業費■

(単位:円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合計
標準給付費	3,941,622,709	4,092,532,170	4,221,995,992	12,256,150,871
地域支援事業費	100,000,000	100,000,000	100,000,000	300,000,000
介護予防・日常生活 支援総合事業費	27,000,000	27,000,000	27,000,000	81,000,000
包括的支援事業・ 任意事業費	73,000,000	73,000,000	73,000,000	219,000,000
合 計	4,041,622,709	4,192,532,170	4,321,995,992	12,556,150,871

(5) 第1号被保険者の保険料の多段階設定について

第1号被保険者の保険料は、被保険者の負担能力に応じたきめ細かな保険料賦課を図るといった観点から、多段階化している現状をふまえ、第6期計画においても段階設定を11段階に設定するとともに、新たな公費による仕組みを導入し、さらなる負担軽減を図っています。

■第6期事業計画期間(平成27～29年度)における保険料段階設定■

第6期標準		第6期南丹市		対象者
段階設定	保険料率	段階設定	保険料率	
第1段階	基準額 ×0.50	第1段階	基準額 ×0.50	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者または本人の年金収入と所得の合計額が80万円以下
第2段階	基準額 ×0.75	第2段階	基準額 ×0.75	世帯全員が市民税非課税かつ本人の年金収入と所得の合計額が80万円超120万円以下
第3段階	基準額 ×0.75	第3段階	基準額 ×0.75	世帯全員が市民税非課税かつ本人の年金収入と所得の合計額が120万円超
第4段階	基準額 ×0.90	第4段階	基準額 ×0.90	世帯に市民税課税者があり本人が非課税かつ本人の年金収入と所得の合計額が80万円以下
第5段階	基準額 ×1.00	第5段階	基準額 ×1.00	世帯に市民税課税者があり、本人が非課税かつ本人の年金収入と所得の合計額が80万円超
第6段階	基準額 ×1.20	第6段階	基準額 ×1.20	本人が市民税課税かつ合計所得金額120万円未満
第7段階	基準額 ×1.30	第7段階	基準額 ×1.30	本人が市民税課税かつ合計所得金額120万円以上190万円未満
第8段階	基準額 ×1.50	第8段階	基準額 ×1.50	本人が市民税課税かつ合計所得金額190万円以上290万円未満
第9段階	基準額 ×1.70	第9段階	基準額 ×1.70	本人が市民税課税かつ合計所得金額290万円以上400万円未満
		第10段階	基準額 ×1.80	本人が市民税課税かつ合計所得金額400万円以上600万円未満
		第11段階	基準額 ×2.00	本人が市民税課税かつ合計所得金額600万円以上

※低所得者の保険料軽減を図るため、第1段階は被保険者基準額×0.5に公費投入(平成27・28年度は0.05)される予定であるため、基準額×0.45となる。

※第1～3段階については、基準額に対して公費投入が平成29年度から予定されており、公費投入後の負担割合は、第1段階は基準額×0.3、第2段階は基準額×0.5、第3段階は基準額×0.7となる予定である。

(6) 第1号被保険者の保険料について

介護保険料の財政構成は、保険料50%（第1号被保険者21%、第2号被保険者29%）、公費（国25%、都道府県12.5%、市町村12.5%）となっており、施設サービスをはじめとする特定のサービスについては保険料50%、公費50%（国20%、都道府県17.5%、市町村12.5%）となっています。平成27年度からは、保険料50%のうち、第1号被保険者負担割合が21%から22%、第2号被保険者負担割合は29%から28%に変更となります。

「保険料収納必要額」とは、第6期介護保険事業運営期間（平成27～平成29年度）において、第1号被保険者に負担いただく、保険料として確保する必要のある額です。

算出方法は、各年度における介護保険事業に要する費用の見込み額（「標準給付費」＋「地域支援事業」）の22.0%が「第1号被保険者負担相当額」となり、それに調整交付金の全国平均（5.0%）との格差分を加え、財政安定化基金償還金及び予定収納率をふまえて算出します。本市では、京都府内においても、第1号被保険者の要支援・要介護認定率が高く、1人当たりの保険給付費が高額なことなどから給付費が増加しているとみられます。今後は、団塊の世代が後期高齢者となり、要支援・要介護認定者の増加が見込まれることから、給付費と介護保険料は上昇傾向が想定され、早期からの地域ケアシステムの確立と介護予防の推進が特に重要となっています。

■ 保険料収納必要額 ■

(単位:円)

区分	備 考	3年間合計額
標準給付費見込み額	(I)	12,256,150,871
地域支援事業費	(II)	300,000,000
第1号被保険者負担分相当額	(A) (I + II) × 22.0%	2,762,353,192
調整交付金相当額	(B) (I) × 5.0%	612,807,543
調整交付金割合	3年平均	7.77%
調整交付金見込み額	(C) (I) × 調整交付金割合	951,080,000
財政安定化基金拠出金見込み額	(D)	0
財政安定化基金償還金見込み額	(E)	45,000,000
準備金取り崩し見込み額	(F)	0
保険料収納必要額	A + B - C + D + E - F	2,469,080,735

■ 第1号被保険者の保険料額の算出 ■

$$\begin{aligned}
 & \boxed{\text{第1号被保険者の保険料額(月額)}} = \boxed{\text{保険料収納必要額}} \div \boxed{\text{予定保険料収納率}} \\
 & \div \boxed{\text{所得段階別加入割合補正後被保険者数}} \div 12 \text{ か月}
 \end{aligned}$$

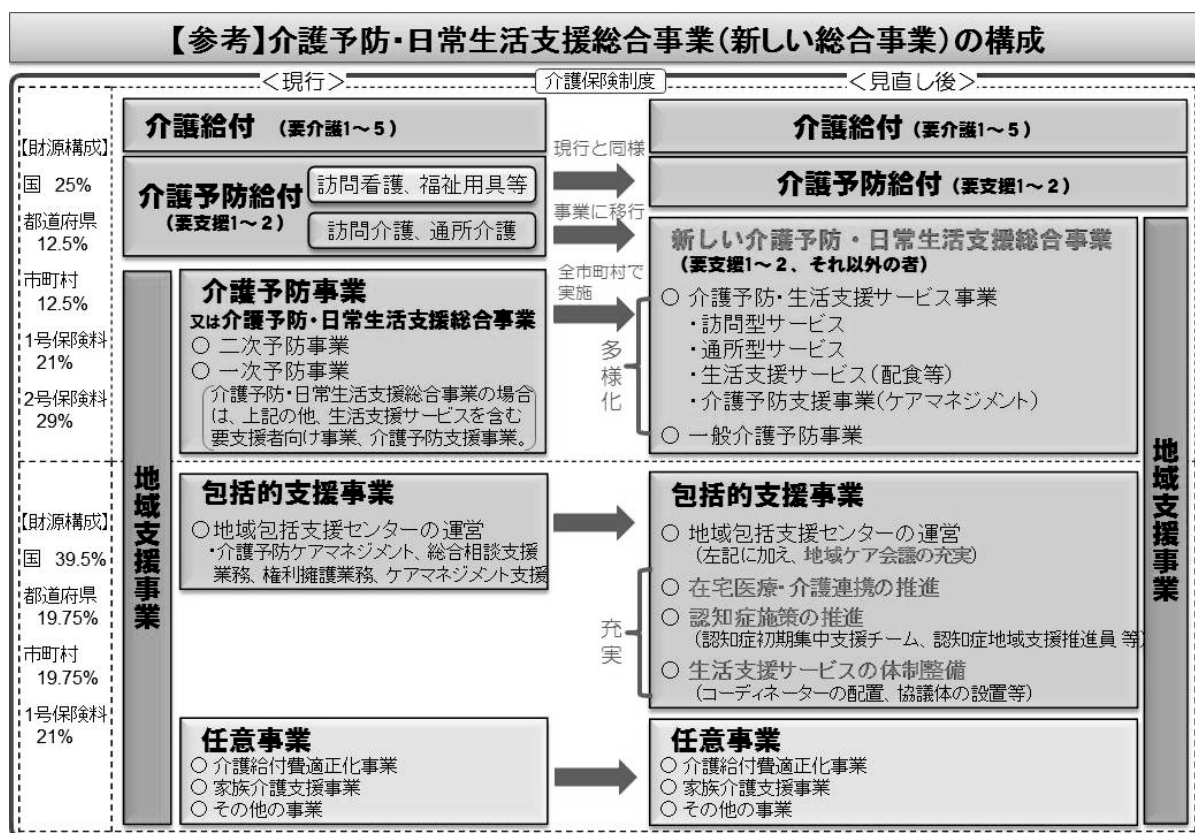
第6章 地域支援事業の推進

地域支援事業は、これまで「介護予防事業」「包括的支援事業」「任意事業」の3つの枠組みで実施してきました。平成27年からの介護保険制度改正では、「介護予防事業」が「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」となり、3%の事業費の上限も見直されます。

「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」は要支援者の多様なニーズに、要支援者の能力を最大限活かしつつ、多様なサービスを提供する仕組みとして、訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス等を提供するもので、平成29年4月からの事業開始をめざして取り組んでいきます。

「包括的支援事業」では、地域包括支援センターの地域ケア会議を充実する予定です。また、在宅医療・介護連携、認知症施策を推進します。

「任意事業」では、介護給付費適正化事業、家族介護支援事業を推進します。第6期における地域支援事業は、①新しい介護予防・日常生活支援総合事業、②包括的支援事業、③任意事業からなり、総合事業への円滑な移行が求められています。



資料:厚生労働省資料

1 新しい介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）

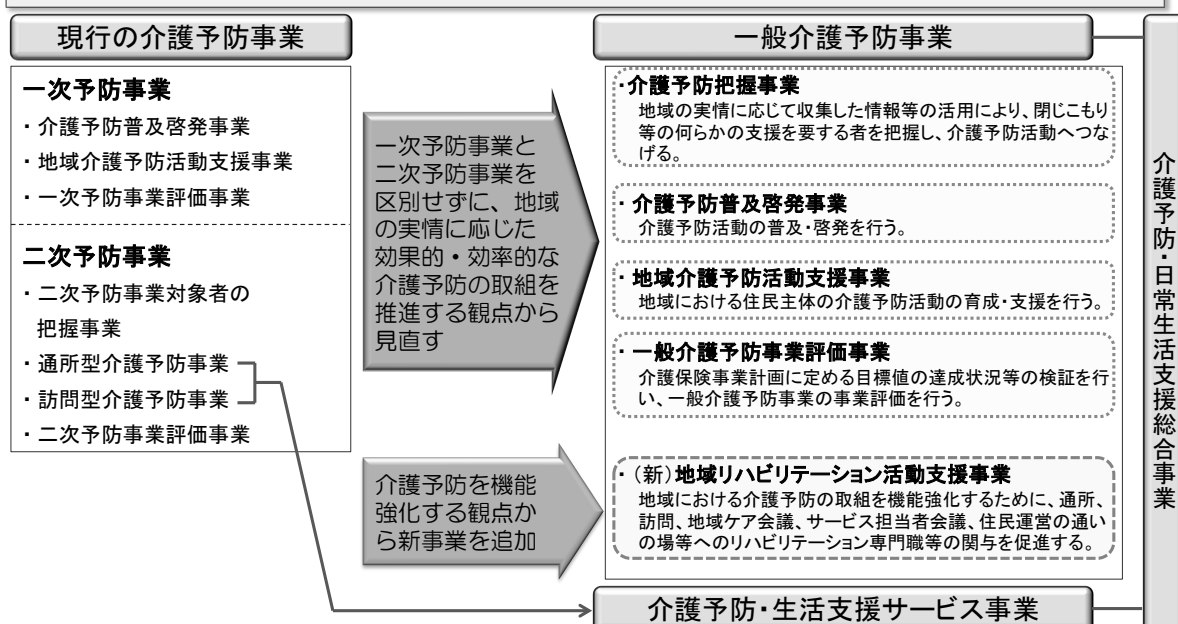
生活支援の充実、高齢者の社会参加、支え合い体制づくり、介護予防の推進、関係者間の意識共有と自立支援に向けたサービスの推進等を基本に実施します。

介護保険制度改正により、要支援認定者の予防給付のうち、訪問介護と通所介護が本市の地域支援事業へ移行する予定です。要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、介護予防訪問介護等のサービスに加え、市民主体の支援等も含め、多様なサービスを制度（総合事業）の対象として支援するものです。このため、平成 29 年度からの実施をめざし、給付の仕組み・実施体制・スケジュールを検討し、市民が新しい介護保険を安心して利用できる仕組みを再構築します。

事業	内容
訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供
通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供
その他の生活支援サービス	要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食やひとり暮らし高齢者等への見守りを提供
介護予防ケアマネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるケアマネジメント

新しい介護予防事業

- 機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけではなく、地域づくりなどの高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたアプローチができるように介護予防事業を見直す。
- 年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。
- リハ職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、介護予防を機能強化する。



資料:厚生労働省資料

① 訪問型サービス

○現行の訪問介護相当

既に介護予防訪問介護を利用している方で継続が必要な方、認知機能の低下や退院直後等により訪問介護員によるサービスが必要な方が訪問介護を利用できるように、地域包括支援センター、ケアマネジャー・事業所等が連携して円滑に利用できるように実施し、在宅での生活を支援していきます。

○多様なサービス

訪問型サービスAとして、軽度生活援助事業で実施してきた、要介護認定を受けていない、おおむね65歳以上のひとり暮らしや高齢者世帯で日常生活の援助を必要としている人を対象に、炊事、洗濯、掃除や買い物等の軽易な日常生活の援助等を行うサービスを継続して実施します。

訪問型サービスBは、市民主体の自主活動として行う生活援助等が区分されることとなります。このため、ボランティアなどを募集して、日常でのちょっとした支援ができる体制づくりを行います。

訪問型サービスCは、短期集中予防のためのサービスとして、体力改善に向けた支援が必要な方や生活機能が低下して支援が必要な方に、3～6か月の間、保健師等の専門職が訪問して相談指導等を行うものです。市内の保健・医療の専門職が訪問活動で相談指導を行う体制づくりを委託方式なども検討しながら進め、実施していきます。

② 通所型サービス

○現行の通所介護相当

既に介護予防通所介護を利用している方で継続が必要な方、集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれる方、多様なサービスの利用が難しい方には、これまでの予防給付の基準を基本に介護予防通所介護を実施します。

○多様なサービス

通所型サービスAは緩和した基準によるサービスで、従来のミニデイサービス、運動・レクリエーション等が該当し、要支援者の状態等をふまえながら住民主体による支援なども取り入れて実施し、利用を促進します。

本市で実施している「生きがい活動支援通所事業」は、おおむね 65 歳以上の在宅の要支援者等を対象に、閉じこもり予防・心身機能の維持向上を図るため趣味や創作活動、レクリエーション等の活動を実施しており、継続して事業者委託等により当該事業として実施します。

通所型サービス B は市民主体による支援を取り入れた事業で、体操、運動等の活動など自主的な通いの場として提供されるものです。本市としては今後、体操・運動等の活動など自主的な通いの場を、地域の公民館等を活用して確保していきます。そして、実施にあたっては指導者の確保が不可欠であることから、養成講座を行い、地域の中で広めてもらえるように支援します。

通所型サービス C は、短期集中予防サービスと位置づけられており、生活機能の改善に向けた運動器の機能向上や栄養改善等のプログラムの内容で、支援が必要な方に 3～6 か月の短期間で実施されることになります。本市としては、これまでの生き生き筋トレ教室や介護予防教室を実施しており、今後も生活機能を改善するための運動器の機能向上等の場として実施し、参加者の状況の変化や効果を把握しながら推進します。

■生き生き筋トレ教室・認知症予防教室の実施状況■

項 目	平成 24 年度		平成 25 年度	
	実施期間・回数	延人数	実施期間・回数数	延人数
生き生き筋トレ教室	7月～2月 4か所×週1回	1,533 人	5月～2月 4か所×週1回	2,470 人
認知症予防教室	3か所×8回	69 人	4か所×8回	109 人

資料：保健医療課

③ その他の生活支援サービス

①栄養改善を目的とした配食や、②市民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所サービスに準じる自立支援に資する生活支援（訪問型サービス、通所型サービスの一体的提供等）が該当することとなっています。

○食の自立支援サービス事業

おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、または身体に障がいのある人で調理が困難な人を対象に食事を定期的に提供するとともに、配達時には利用者の安否確認を行っています。今後は、新しい介護予防・生活支援総合事業の中で事業を進めていきます。

(2) 一般介護予防事業（第2号事業）

一般介護予防事業は、市町村の独自財源で行う事業や地域の互助、民間サービスとの役割分担をふまえつつ、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てすることなく地域や市民による運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組みを推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指すことを目的として、総合事業に位置づけられました。

① 介護予防把握事業

収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する人を把握し、介護予防活動へつないでいきます。

② 介護予防普及啓発事業

高齢者が元気で自立した生活を続けていくため、高齢者を対象とした各種運動教室、介護予防教室を実施します。また、健診結果報告会、サロン活動等で、保健師・栄養士等による生活改善のアドバイスを実施しています。

今後も、高齢者の生きがいづくり、健康寿命延伸のために、引き続き心身機能の維持向上と閉じこもり予防を推進します。

■各種教室の実施状況■

項 目	平成 24 年度		平成 25 年度	
	実施回数	延参加人数	実施回数	延参加人数
各種運動教室（健康プール教室・ウォーミングアップ教室等）	29 回	273 人	50 回	730 人
いきいき脳トレーニング教室	24 回	152 人	32 回	292 人
歯科教室・栄養教室等	16 回	142 人	33 回	358 人
健診結果報告会	50 回	995 人	52 回	1,349 人

資料：保健医療課

③ 地域介護予防活動支援事業

地域における住民主体の介護予防活動が活発に展開されるように、関係団体等と連携して介護予防活動の育成・支援を行います。

④ 一般介護予防事業評価事業

目標を立て、その達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行います。

⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組みの機能強化を図るため、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民による通いの場等で、理学療法士などリハビリテーションの専門職等による助言が得られるように関係機関との連携等により体制づくりに取り組み、介護予防の強化を図ります。

2 包括的支援事業

地域包括支援センターにおいて、総合相談支援、成年後見制度の活用促進、高齢者虐待への対応、困難事例への対応・助言、地域包括ケア体制の構築等の業務などを実施します。

(1) 介護予防ケアマネジメント

自立保持のための身体的・精神的・社会的機能の維持向上を目標として、要支援者や介護予防対象者に対し、①一次アセスメント、②介護予防ケアプランの作成、③サービス提供後のアセスメント、④事業評価といったプロセスによる事業を実施していきます。

(2) 総合相談支援事業

高齢者本人や家族、地域の人などからのさまざまな相談を受け、介護・福祉・生活支援など必要なサービスとその担当機関をつなげる総合相談をさらに充実していきます。

(3) 地域ケア事業（包括的・継続的マネジメント支援）

① 日常的個別指導・相談

地域のケアマネジャーに対するケアプランの作成技術を指導、サービス担当者会議の開催支援等、専門的な見地からの個別指導、相談への対応を行います。

② 支援困難事例等への指導・助言

地域のケアマネジャーが抱える支援困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導、助言等を行います。

③ 包括的・継続的なケア体制・ケアマネジャーのネットワークの形成

地域における包括的・継続的なケアを実施するため、市内の介護保険事業所及び施設に介護保険制度や保健福祉サービスに関する情報提供や事業所間の情報交換の場を設けます。また、地域のケアマネジャーの日常的な業務の円滑な実施を支援するために、ケアマネジャー相互の情報交換等を行う場づくりなどに取り組みます。

④ 地域におけるネットワークの構築

支援を必要とする高齢者を見い出し、保健・医療・福祉サービスをはじめとする適切な支援につなぎ、継続的な見守りを行い、さらに問題発生を防止するため地域のさまざまな関係者とのネットワークの構築を図っていきます。

地域ケア会議の活用により、ケアマネジャーや介護保険サービス提供事業所などとの連携・協力体制を強化し、さらに医療機関との連携を積極的に進めることにより、地域包括ケア体制の構築に取り組んでいきます。

（４）認知症施策の推進

認知症については、早期からの適切な診断や支援を包括的・継続的に実施することが重要となっています。このため、早期発見・早期診断を行うアウトリーチチームや相談支援を行う認知症コーディネーターの配置が検討されており、併せて研修や認知症カフェ等もメニューにあげられていることから、本市の実施方策について検討し、実施に向けて取り組んでいきます。

（５）生活支援サービスの体制整備

高齢者が継続して地域で生活できるようにするためには、多様な生活ニーズに対応できる柔軟なサービスを地域で確保・整備していくことが求められています。

市内の民間企業、ＮＰＯ、協同組合、ボランティア、社会福祉法人等の生活支援サービスを担う事業主体の活動を支援します。また、高齢者等にも関わっていただけるように、高齢者の担い手の育成の方策の検討や、地域支援事業に位置づけられた地域ニーズとのマッチングを行う生活支援コーディネーターの配置について検討していきます。

3 任意事業

(1) 介護給付等費用適正化

介護保険制度を安定的に運営していくためには、利用者の自立支援に向けた適切なサービスが提供されているかを定期的を確認し、常に適正な給付が行われるようにする必要があります。

今後も、給付情報から請求内容の縦覧点検、医療情報との突合を行い、介護給付適正化システムの活用やケアプランチェックなどにより審査・点検体制を強化します。住宅改修費支給の事前申請の徹底を図り、福祉用具購入・貸与については利用者の身体状況や生活機能に対応した内容かを審査・点検し、適正な給付に努めます。

(2) 家族介護支援

① 介護用品支給事業

在宅で要介護4及び5に認定されている高齢者を介護している家族に対して、紙おむつや尿とりパット等の購入費を一定の条件のもとに助成します。

■介護用品支給事業の実績■

(単位:件)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度見込み
支給件数	20	20	20

○今後の方向

介護の経済的負担の軽減を図り、要介護者の在宅生活の継続及び向上のため、引き続き支援します。

② 家族介護者交流事業

在宅で寝たきりの高齢者等を常時介護している介護者を対象に、介護者の心身の元気回復を図るために講演会を開催するなど、介護者同士の交流を深めています。

○今後の方向

介護者の心身の元気回復のため、交流会を実施するとともに、参加しやすい環境づくりに努めます。

■家族介護者交流事業の実績■

(単位:回、人)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度見込み
回 数	7	5	5
延参加者数	217	199	214

(3) その他

① 食の自立支援サービス事業

おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、または身体に障がいのある人で調理が困難な人を対象に食事を定期的に提供するとともに、配達時には利用者の安否確認を行います。

■食の自立支援サービス事業の実績■

(単位:食、人)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度見込み
延提供食数	35,688	35,435	35,700
利用者数	153	157	161

○今後の方向

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が増加するなか、安心して暮らせるように、引き続き配食時の見守りを実施します。また、関係機関との連携を密にして、高齢者等の実態把握に努めます。今後は、新しい介護予防・生活支援総合事業への移行を進めていきます。

② 住宅改修支援事業

住宅改修に関する相談助言・情報提供・連絡調整等の実施、住宅改修費の支給申請にかかる書類の作成経費の助成を行います。

■住宅改修支援事業の実績■

(単位:件)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度見込み
件 数	11	8	10

○今後の方向

介護支援専門員等への支援を行い、要介護者の在宅での自立した生活と質の向上に努めます。

③ あんしん見守りシステム事業

おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象に、固定電話に双方向の緊急通信装置を設置することで、24 時間 365 日受信センターとつながり、専門のスタッフや必要に応じて近隣の協力員の協力を得ながら、急病など緊急時の対応や日常の健康や医療等に関する相談ができるシステムです。また、月 1 回スタッフがお伺い電話により状況確認を行います。

■あんしん見守りシステム事業の実績■

(単位:件)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度見込み
設置申請	－	66	31
設置件数	－	58	88

○今後の方向

高齢化のより一層の進行にともない、近隣住民の協力のもと、ひとり暮らし高齢者等の安心・安全を確保します。

④ 介護相談員派遣事業

介護相談員養成研修を受講した相談員の派遣を希望するサービス事業所に派遣し、利用者の話を聞くことで疑問や不満、不安の解消を図るとともに、利用者とサービス提供事業者との橋渡しを行います。

■介護相談員派遣事業の実績■

(単位:人、回)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度見込み
相談員数	5	5	5
派遣回数	94	116	120

○今後の方向

高齢者を取り巻く状況が複雑多岐にわたる中、市内介護保険施設等へ相談員を派遣することにより介護サービスの質的向上を図ります。

第7章 計画の推進に向けて

1 介護保険制度の円滑な実施に向けて

今後の超高齢社会に対応し、誰もができるかぎり自立した生活を送れるよう、介護保険体制等を本計画に沿って適切かつ確実に実施することが重要となります。

介護保険制度をはじめとする高齢者福祉施策の推進を円滑に行っていくためには、引き続き以下の体制のもとに計画を推進します。

(1) 介護保険事業の推進と進行管理

本市の介護保険が適切に運営されているかどうかを評価するために、必要に応じて、南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会で、介護保険事業及び高齢者福祉に関する必要な事項について調査や審議を行います。

(2) 事業評価の実施

利用者である市民が介護サービスに満足しているか、しっかりとした自立支援がされているかについてケアプランの確認、サービスの質の評価、その他多方面からの確認を行います。

また、利用者の状況がサービスの利用によって改善できているか、利用者本人、家族及び関係者からの聞き取り調査も行います。

2 福祉サービスの全体調整及び計画の進行管理

本計画の実現に向けて、京都府・近隣市町及び関係機関と連携しながら、保健・医療・福祉の施策を一体的に進めるなど、必要な施策の総合的・効果的な実施に努めます。

また、さまざまな施策の推進にあたっては、行政だけでなく、市民、サービス事業者、関係団体等との協働のもと、相互が連携し、一体となって取り組むことが必要です。

そのため、南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会などを通じて本計画の実施状況、進捗状況を点検・評価し、高齢者をめぐる状況の変化等に対応した、より効果的な事業実施方法を検討するなど、適切な進行管理を行います。

さらに、計画の円滑な推進に向けて関係各課の連携を密にし、計画の目標の実現に向けて取り組みます。

3 広報・啓発

各章の施策を効果的に推進するために、高齢者をはじめ、すべての市民が高齢社会の現状や課題を理解し、ともに助け合う地域づくりが必要です。このため、南丹市広報誌への掲載、サービス利用ガイドブックの全戸配布、南丹市ホームページの活用等により、市民に対して本計画策定の趣旨や計画内容、高齢者施策の継続的な広報・啓発に努めます。

参 考

1 アンケート調査結果

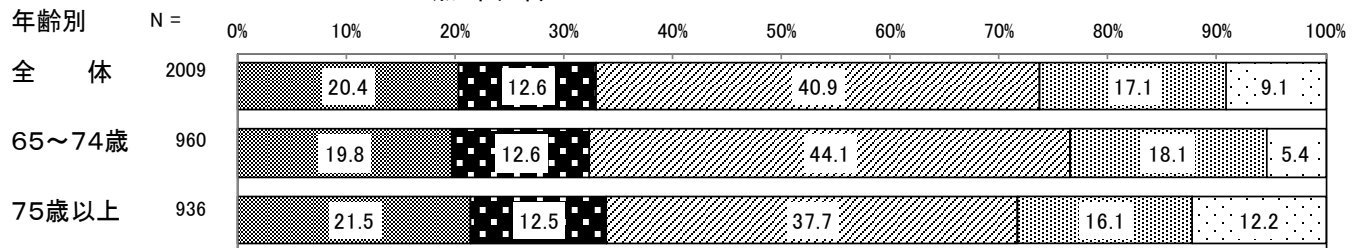
(1) 介護保険サービス・介護保険制度について

① 介護保険料の負担と介護サービスについて（一般高齢者のみ）

「平均的なサービスで平均的な保険料がよい」が 40.9%と多く、「介護サービスが充実するなら、保険料が高いのはやむを得ない」が 20.4%、「わからない」が 17.1%、「介護サービスの充実より保険料が安い方がよい」が 12.6%です。

保険料負担と介護サービスについて〔%〕

- 介護サービスが充実するなら、保険料が高いのはやむを得ない
- 介護サービスの充実より保険料が安い方がよい
- 平均的なサービスで平均的な保険料がよい
- わからない
- 無 回 答

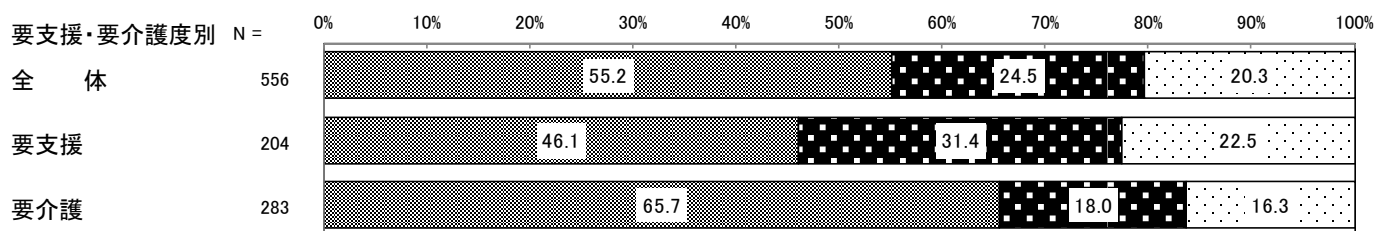


② 介護サービスの利用状況（要支援・要介護者のみ）

「在宅で介護サービスを利用している」が 55.2%、「利用していない」が 24.5%です。

介護サービスの利用〔%〕

- 在宅で介護サービスを利用している
- 利用していない
- 無 回 答

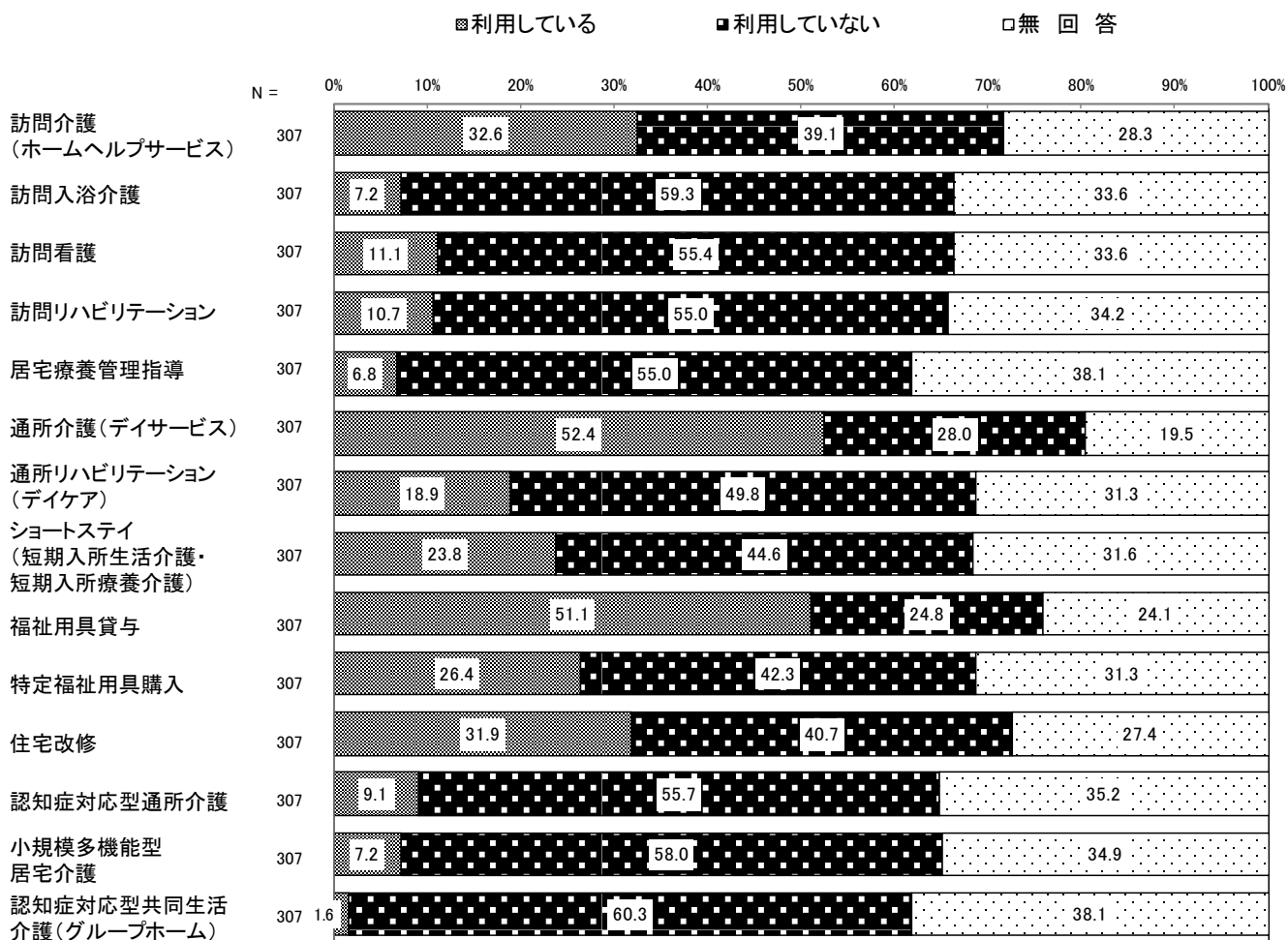


③ 各介護サービスの利用状況と今後の利用意向（要支援・要介護者のみ）

●利用状況

『利用している』は「通所介護（デイサービス）」が 52.4%、「福祉用具貸与」が 51.1%と半数を超えて多く、「訪問介護（ホームヘルプサービス）」が 32.6%、「住宅改修」が 31.9%と続いています。

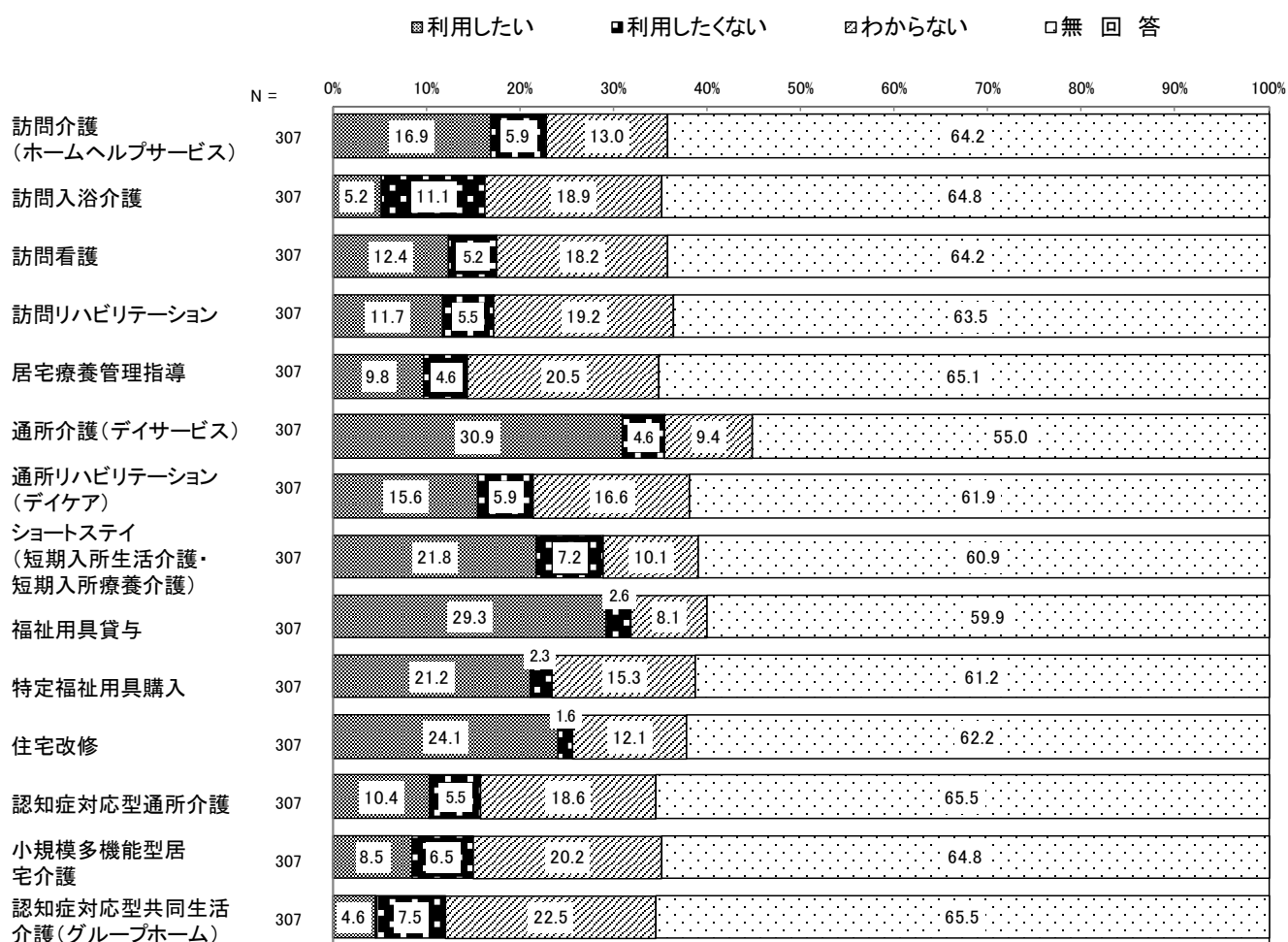
介護サービスの利用状況[%]
要支援・要介護度別



●今後の利用意向

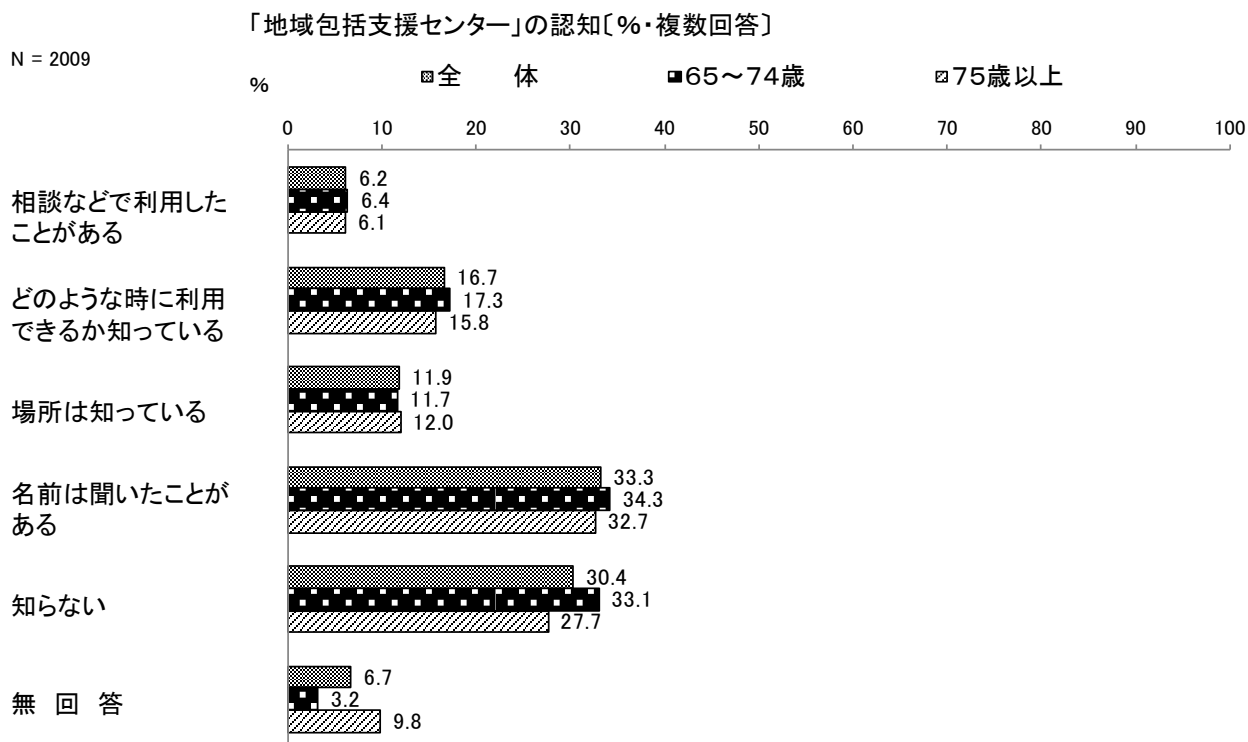
『利用したい』は「通所介護（デイサービス）」が 30.9%と多く、「福祉用具貸与」が 29.3%、「住宅改修」が 24.1%、「ショートステイ（短期入所生活介護・短期入所療養介護）」が 21.8%、「特定福祉用具購入」が 21.2%と続いています。また、全ての項目において「無回答」が 55.0%以上と多くなっています。

介護サービスの利用意向[%]
全 体



④ 「地域包括支援センター」の認知度（一般高齢者のみ）

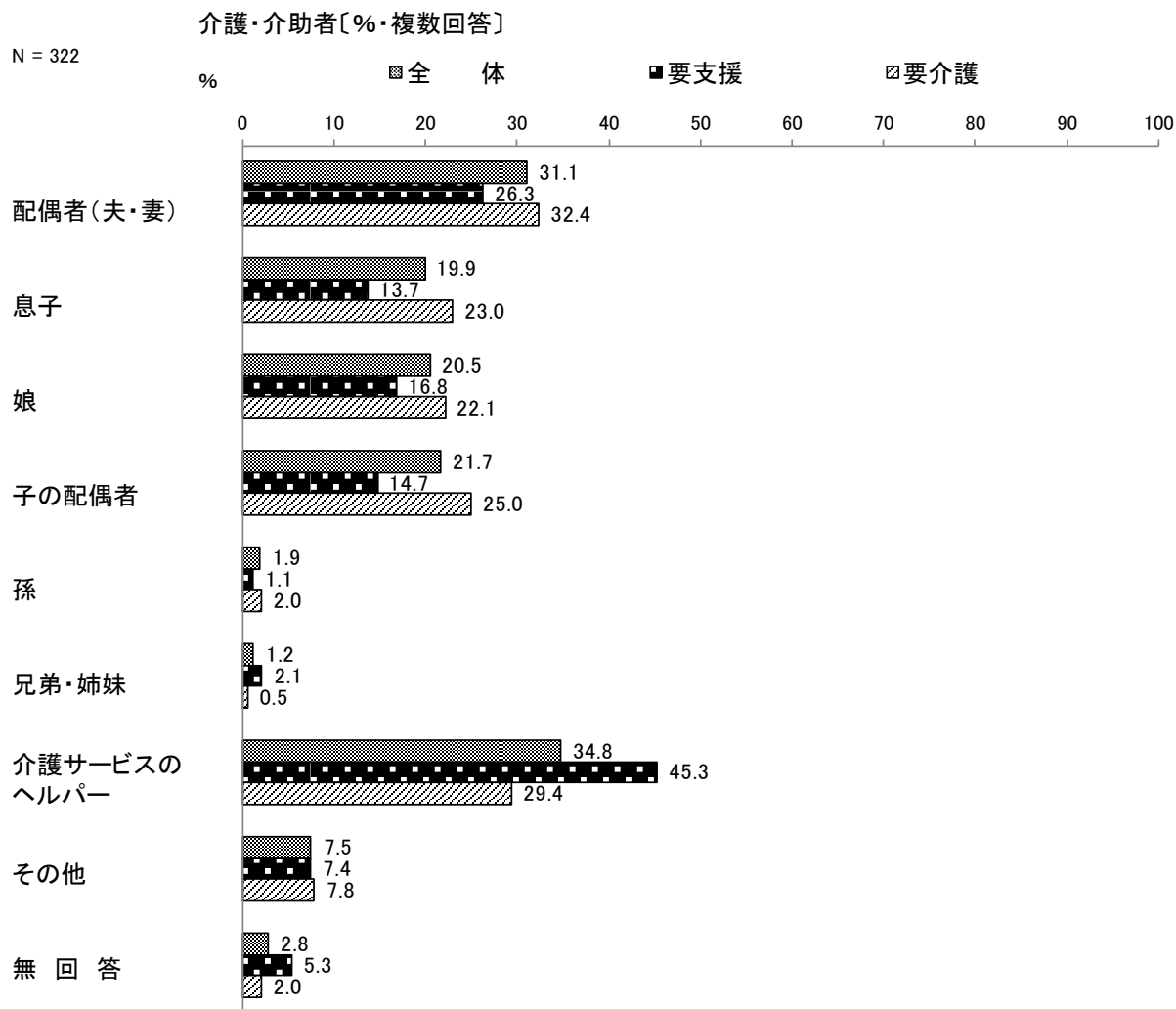
「名前は聞いたことがある」が33.3%と多く、「知らない」が30.4%、「どのような時に利用できるか知っている」が16.7%、「場所は知っている」が11.9%、「相談などで利用したことがある」は6.2%です。



(2) 介護者について

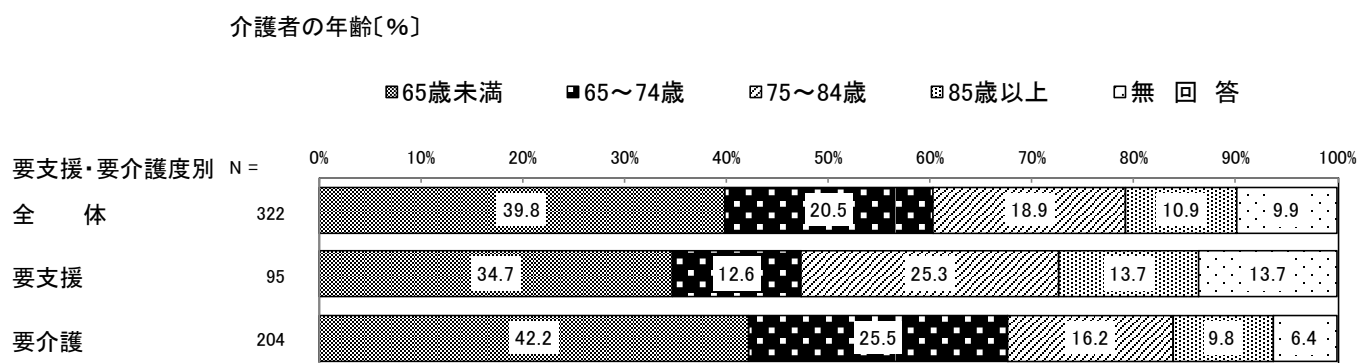
① 主な介護・介助者（要支援・要介護者のみ）

「介護サービスのヘルパー」が 34.8%と最も多く、ついで「配偶者（夫・妻）」が 31.1%、「子の配偶者」が 21.7%、「娘」が 20.5%、「息子」が 19.9%と続いています。



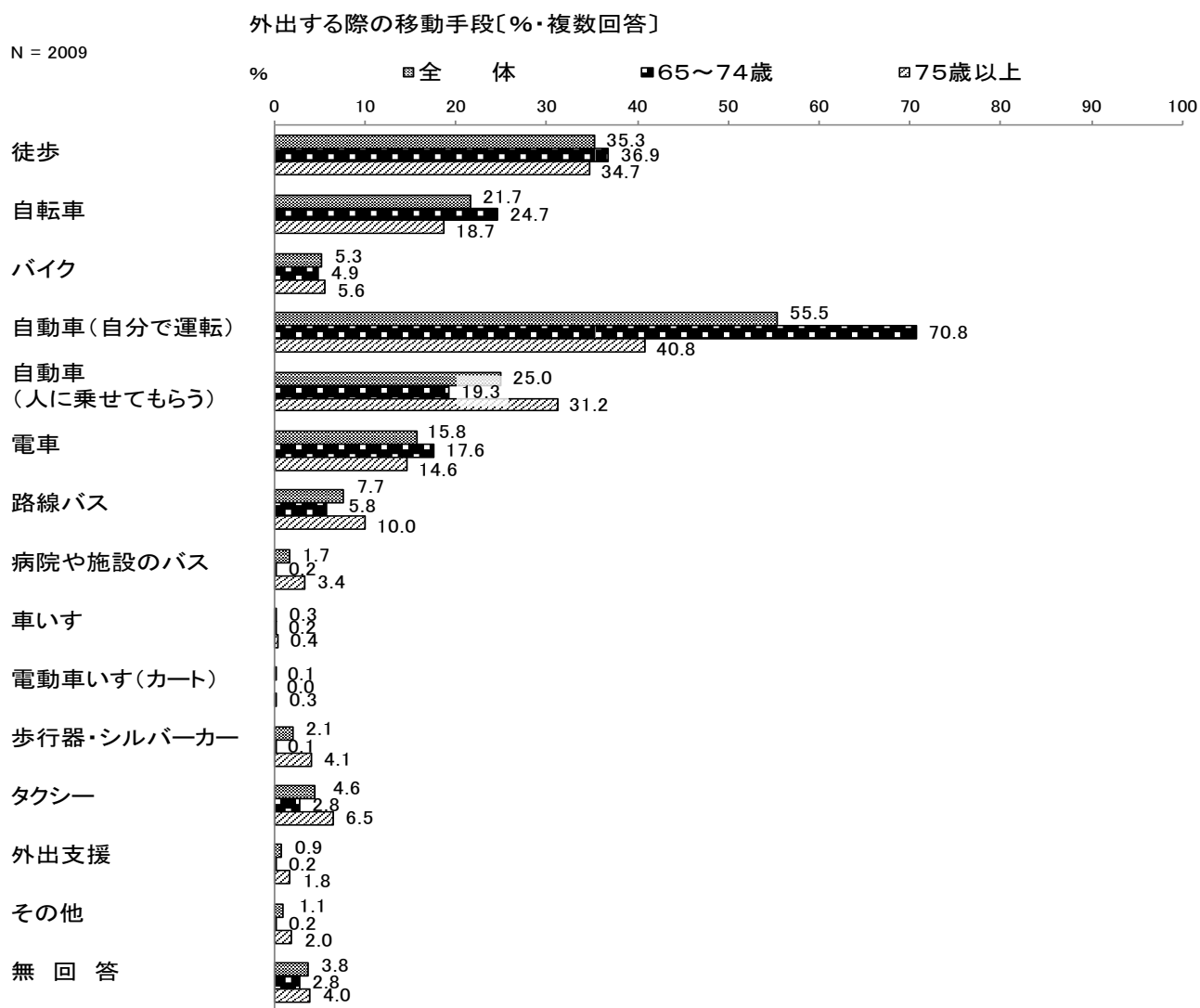
② 主に介護してくれる人の年齢（要支援・要介護者のみ）

全体では「65歳未満」が 39.8%と多く、「65～74歳」が 20.5%、「75～84歳」が 18.9%、「85歳以上」が 10.9%です。



③ 外出する際の移動手段（一般高齢者のみ）

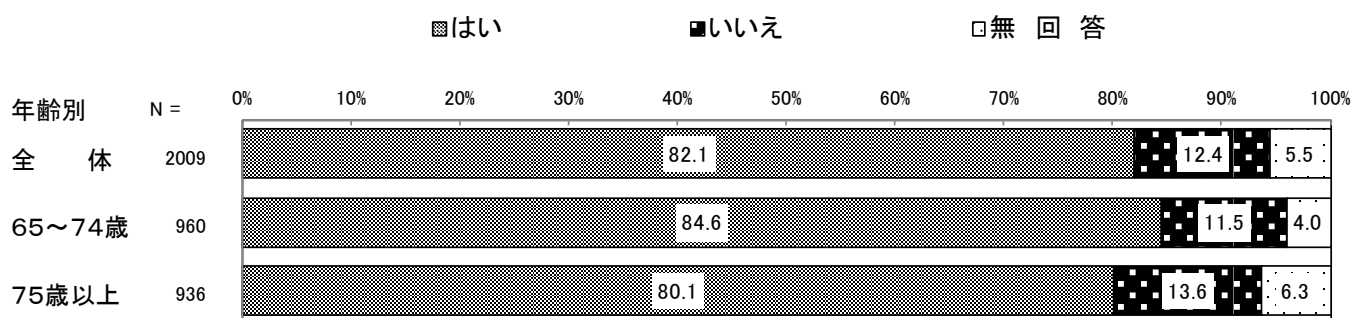
「自動車（自分で運転）」が55.5%と多く、「徒歩」が35.3%、「自動車（人に乗せてもらう）」が25.0%と続いています。



④ 生きがいを感じる（一般高齢者のみ）

「生きがいがある（「はい」）」が82.1%、「生きがいはない（「いいえ」）」が12.4%です。

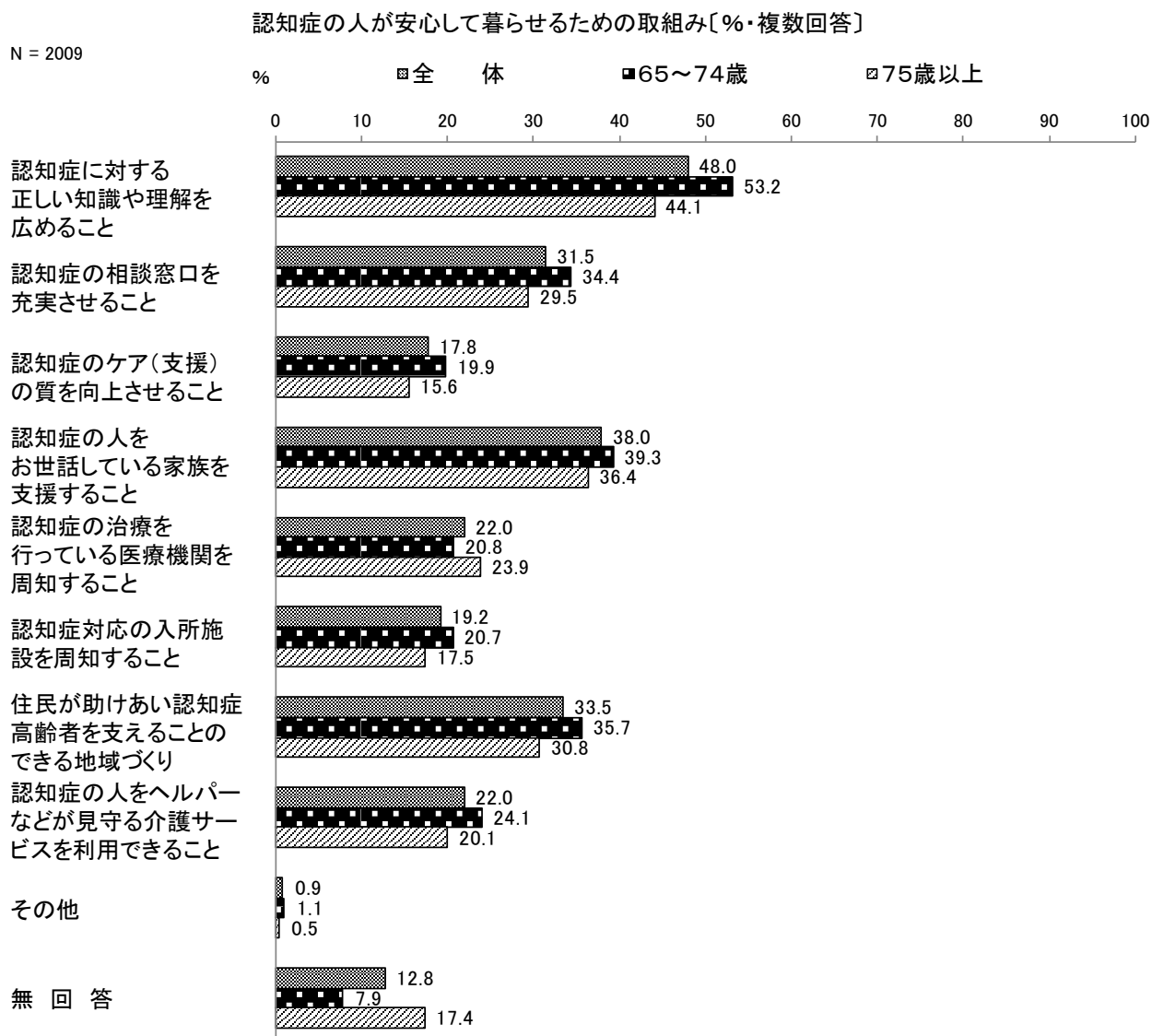
生きがいがある〔%〕



(3) 今後の高齢者施策に関することについて

① 認知症の人が安心して暮らせるまちにするために必要な取組み（一般高齢者のみ）

「認知症に対する正しい知識や理解を広めること」が 48.0%と多く、「認知症の人をお世話している家族を支援すること」が 38.0%、「住民が助けあい認知症高齢者を支えることのできる地域づくり」が 33.5%、「認知症の相談窓口を充実させること」が 31.5%で続いています。



② 介護サービス以外の福祉サービスの利用状況と今後の利用意向

●利用状況

一般高齢者では、『現在利用している』は、「生きがい活動支援通所事業」が3.4%、「外出支援サービス」が2.8%、「家族介護者交流事業」が2.2%、それ以外は2.0%未満となっています。『利用したことはないが知っている』は「食」の自立支援事業（配食サービス）「外出支援サービス」「軽度生活援助サービス」が60%台、「訪問理美容サービス」「生きがい活動支援通所事業」「家族介護者交流事業」「家族介護用品支給事業」が40%台となっています。

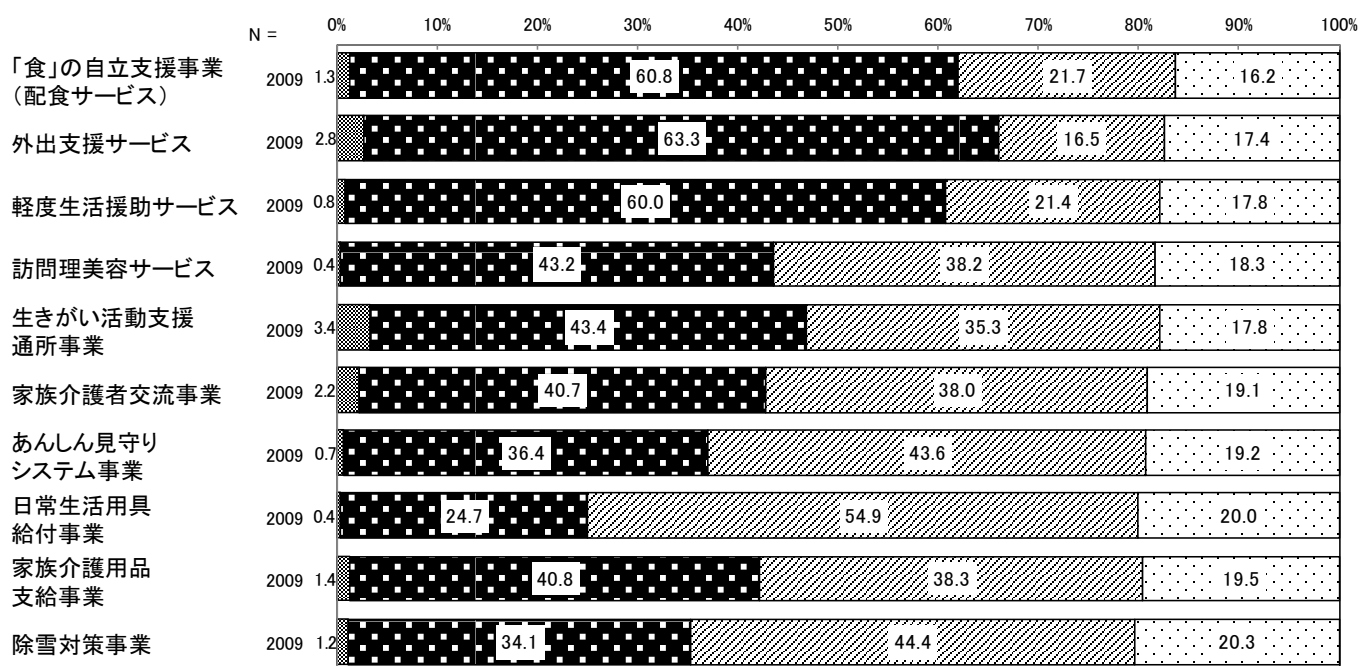
要支援・要介護認定者では、『現在利用している』は「外出支援サービス」が19.2%と多く、ついで「食」の自立支援事業（配食サービス）が10.1%、それ以外は5.0%未満に止まっています。「利用したことはないが知っている」は「食」の自立支援事業（配食サービス）が33.3%と多く、「外出支援サービス」が30.2%、「訪問理美容サービス」が26.6%、「あんしん見守りシステム事業」が21.4%と続いています。

<一般高齢者>

介護サービス以外の利用状況[%]

全 体

■現在利用している ■利用したことはないが知っている ■知らない □無 回 答

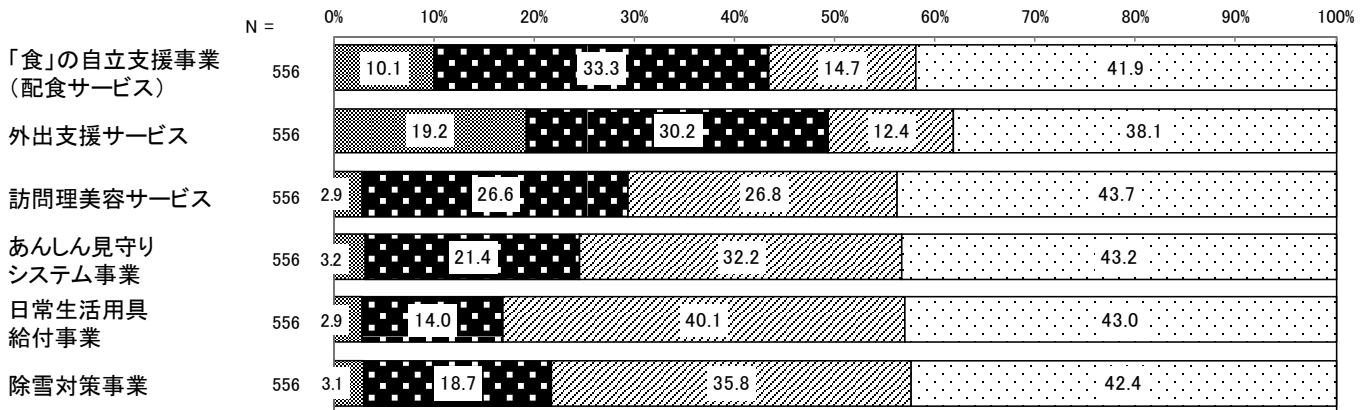


＜要支援・要介護認定者＞

介護サービス以外の利用状況[%]

全 体

■現在利用している ■利用したことはないが知っている ■知らない □無 回 答



●今後の利用意向

一般高齢者では、『利用したい』は「外出支援サービス」が 39.8%と多く、ついで「家族介護用品支給事業」が 35.4%、「訪問理美容サービス」が 34.9%、「あんしん見守りシステム事業」が 32.3%、「食」の自立支援事業 (配食サービス)」「軽度生活援助サービス」「除雪対策事業」が 31%台で続いています。

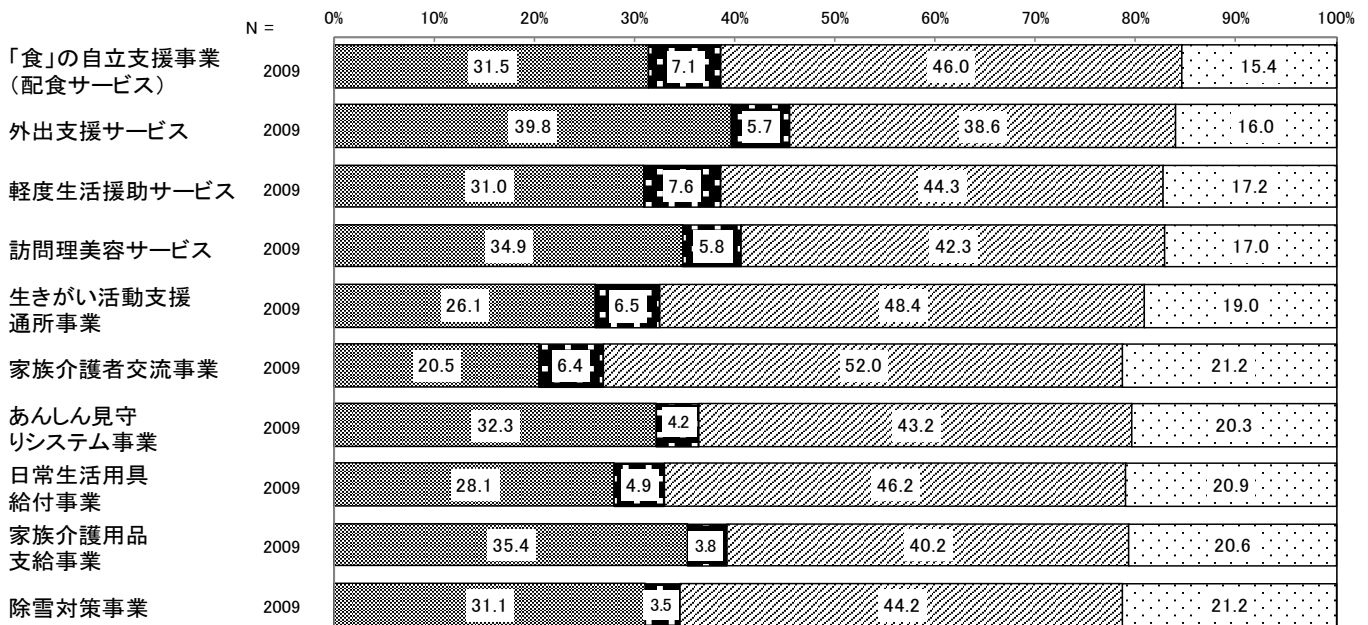
要支援・要介護認定者では、『利用したい』は「外出支援サービス」が 26.4%と多く、ついで「訪問理美容サービス」が 22.1%、「除雪対策事業」が 18.2%、「食」の自立支援事業 (配食サービス)」が 16.4%、「あんしん見守りシステム事業」が 16.2%、「日常生活用具給付事業」が 14.2%です。

＜一般高齢者＞

介護サービス以外の今後の利用意向[%]

全 体

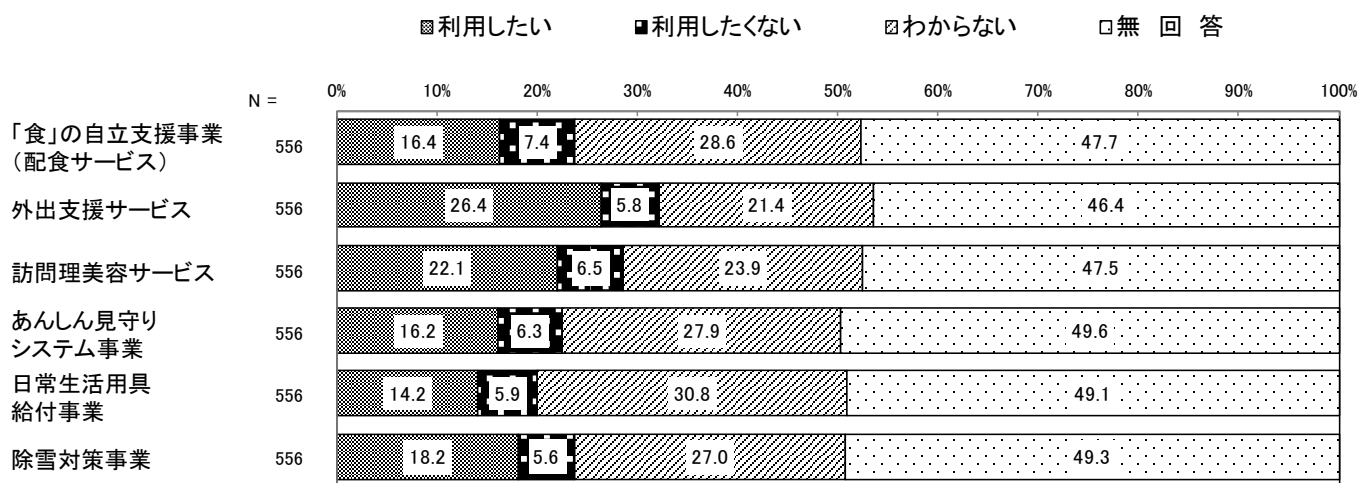
■利用したい ■利用したくない ■わからない □無 回 答



<要支援・要介護認定者>

介護サービス以外の今後の利用意向[%]

要支援・要介護度別



③ 高齢者が健やかに過ごすために、どのようなところに力を入れるとよいか

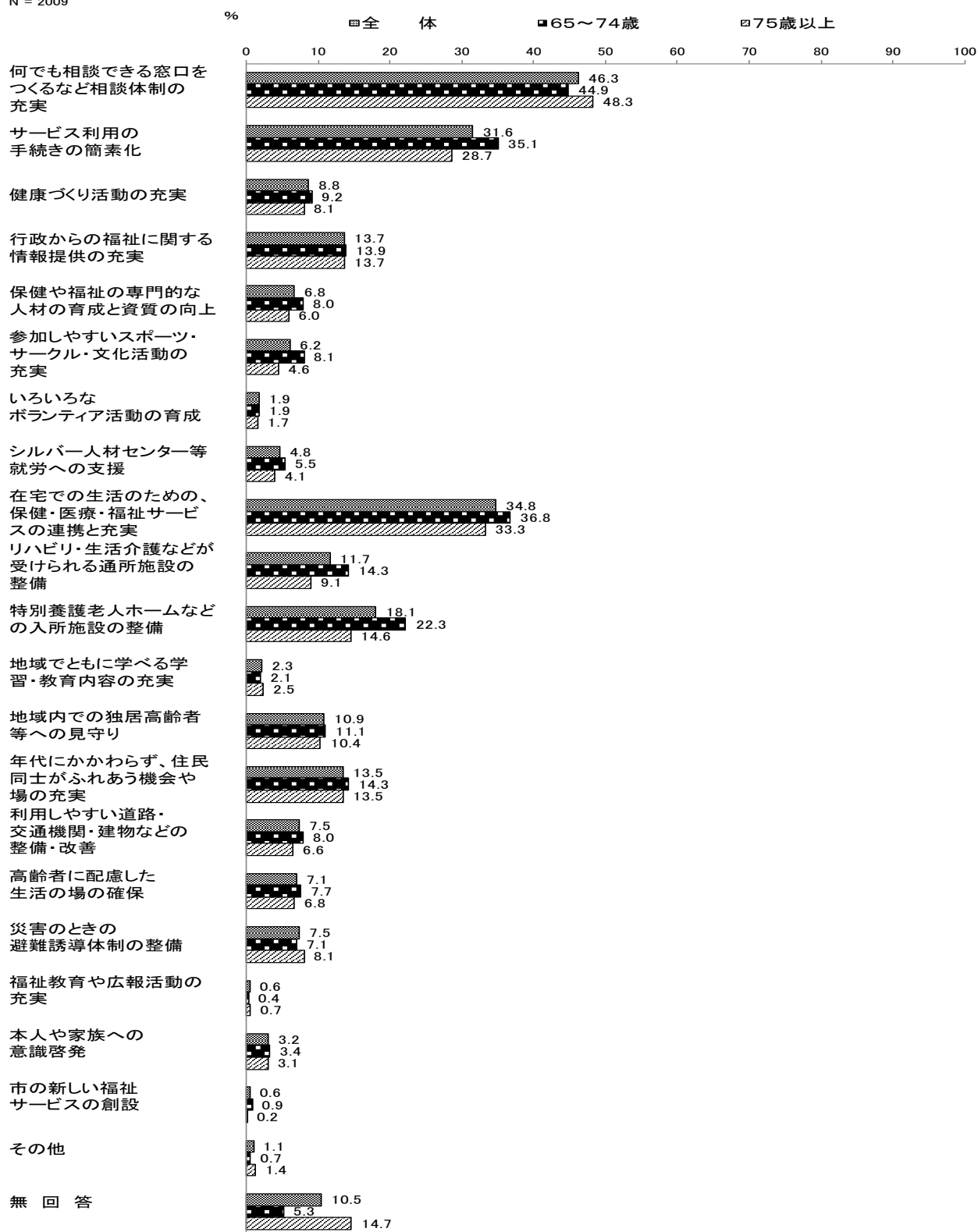
一般高齢者では、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が 46.3%と多く、「在宅での生活のための、保健・医療・福祉サービスの連携と充実」が 34.8%、「サービス利用の手続きの簡素化」が 31.6%が続いています。

要支援・要介護認定者では、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が 38.5%と多く、「サービス利用の手続きの簡素化」が 30.0%、「在宅での生活のための、保健・医療・福祉サービスの連携と充実」が 27.9%、「特別養護老人ホームなどの入所施設の整備」が 17.1%、「リハビリ・生活介護などが受けられる通所施設の整備」が 12.1%と続いています。

＜一般高齢者＞

N = 2009

高齢者が健やかに暮らすために力を入れるべき点〔%・複数回答〕



＜要支援・要介護認定者＞



2 南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

平成 18 年 1 月 1 日

告示第 70 号

改定 平成 19 年 7 月 30 日告示第 180 号

平成 21 年 1 月 30 日告示第 29 号

平成 23 年 3 月 31 日告示第 109 号

(設置)

第 1 条 本市における、本格的な高齢社会の到来に伴う多くの課題に対処し、連携のとれた保険・福祉サービスの提供体制の確立を図ること及び介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるため、南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 介護保険事業計画の進捗状況に関すること。
- (2) 介護保険事業の円滑な運営に関すること。
- (3) 南丹地域包括支援センター運営協議会に関すること。
- (4) 南丹市地域密着型サービス運営協議会に関すること。
- (5) その他介護保険事業に調整が必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 策定委員会は、委員 20 人以上をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委託する。

- (1) 関係団体等
- (2) 学識経験者
- (3) 被保険者等
- (4) その他

(委員長及び副委員長)

第 4 条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の中から互選によってこれを定める。

2 委員長は、策定委員会の会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は 3 年とする。

2 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者に残任期間とする。

(会議)

第 6 条 策定委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長がこれに当たる。

(庶務)

第 7 条 策定委員会の庶務は、市民福祉部において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成19年7月30日告示第180号)

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則(平成21年1月30日告示第29号)

この告示は、平成21年2月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日告示第109号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

3 南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員名簿

	氏 名	所 属 等	備 考
1	今 面 不 悖	南丹市議会	
2	前 田 義 明	南丹市議会	
3	田 中 博	南丹市社会福祉協議会 会長	副委員長
4	奥 村 安 治	南丹市社会福祉協議会 副会長	
5	森 昭 夫	公益財団法人南丹市福祉シルバー人材センター	
6	西 村 良 平	社会福祉法人 長生園	
7	長 野 喜 義	医療法人 清仁会 シミズふないの里	
8	内 藤 経 夫	社会福祉法人 日吉たには会	
9	大 川 眞 樹	社会福祉法人 北桑会 美山やすらぎホーム	
10	船 越 重 雄	南丹市民生児童委員協議会	
11	吉 野 隆	南丹市身体障害者福祉会	
12	谷 義 治	南丹市老人クラブ連合会	
13	廣 野 良 定	船井医師会	委員長
14	吉 田 隆 夫	南丹市介護認定審査会	
15	出 野 比 啓	学識経験者（家族介護者代表）	
16	高 尾 浩 之	京都府南丹保健所企画調整室	
17	塩 貝 潔 子	南丹市市民福祉部長	

南丹市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画
【平成27年度～29年度】

発 行：南丹市
編 集：南丹市市民福祉部高齢福祉課
住 所：〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町47
T E L：0771-68-0006 F A X：0771-68-1166
